

# 習志野市教育委員会第1回定例会

日時: 令和7年1月22日(水)15時00分

場所: 市庁舎5階委員会室

日 程		審議順
1 会議録の承認		(予定)
2 報告事項		
(1) 令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について	(教育総務課)	1
3 議決事項		
※議案第1号 令和6年度教育費予算案(3月補正)について	(教育総務課)	4
※議案第2号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について	(教育総務課)	5
議案第3号 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について	(保健体育安全課)	2
※議案第4号 習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について	(社会教育課)	6
※議案第5号 習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について	(社会教育課)	7
※議案第6号 習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について	(生涯スポーツ課)	8
4 協議事項		
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年2月12日(水)午後1時30分		3
5 その他		

※は非公開の見込み

## 令和7年習志野市教育委員会第1回定例会 議題概要

【議案第1号、議案第2号及び議案第4号ないし議案第6号については非公開の見込み】

### 報告事項(1)

令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

・令和6年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、報告するものです。

### 議案第1号【非公開予定】

令和6年度教育費予算案(3月補正)について

・令和6年度教育費予算案(3月補正)について、市長に申し入れるものです。

### 議案第2号【非公開予定】

令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和6年度表彰状を授与するものを決定するものです。

### 議案第3号

習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について

・習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員の労働安全衛生法第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)に関しては、実施要領に基づき実施しているが、市長事務部局に準じて実施規程を制定するものです。

### 議案第4号【非公開予定】

習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について

・社会教育法第17条第1項第2号の規定により、諮問するものです。

### 議案第5号【非公開予定】

習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問について

・社会教育法第17条第1項第2号の規定により、諮問するものです。

### 議案第6号【非公開予定】

習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について

・習志野市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号の規定により、諮問するものです。

報告事項(1)

令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

令和6年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和7年1月22日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

令和6年第4回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
12月5日	1	金子 友之 (真政会)	4. 市立小中学校で使用しているタブレット端末の更新について	総合教育センター	60	1
	2	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 秋津サッカー場の再整備 (1)これまでの歴史と経緯について (2)現状と課題について (3)利用状況について 秋津サッカー場の令和5年度と、コロナ禍前の令和元年、平成30年度の利用状況について伺う。 (4)今後の見通しについて	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課	60	1
	3	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	
	4	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	
12月6日	5	央 重則 (環境みらい)	3. 教育問題について (1)いじめ、不登校問題について ①いじめの件数について、年度始めに把握した件数が多いが、年度末にはほぼ解消しているのはなぜか伺う。また、新年度になっても当該児童生徒が同じ学校に在籍している間は、追跡及び引継ぎ等により把握しているのか伺いたい。 ②不登校の児童生徒は全国的に増えているが、本市における近年の状況について伺いたい。また、取り組みや支援体制はどうなっているのか。 (2)教職員等の配置状況について 教職員等の未配置があったと聞いている。その解消に向けた取り組みと未配置による空白が生じた時の支援体制について伺いたい。 (3)大久保小学校建設の問題について 大久保小学校を建て替える時、プールの設置理由が、大型バスが敷地内に入れないことから、「民間施設を活用した水泳の授業を実施する場合に民間施設の送迎バスの駐車スペースの確保が困難」ということであった。しかしながら、先日大型バスが3台敷地内に入ったということを開いた。間違った説明をしたのではないか。 (4)学校再建時におけるプール設置問題について 小中学校のプール設置について、指針を作ることを要望しているが、どう考えているのか伺いたい。	指導課  学務課 教育総務課  保健体育安全課	80	3
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	1. 中学校における英語教育について (1)中学生の英語力の現状について 英語教育実施状況調査の結果を踏まえて習志野市の現状を伺う。	指導課	60	5
	7	金井 宏志 (公明党)	1. 総合教育センターの再整備について (1)(仮称)新総合教育センター再整備基本構想策定の進捗状況について	総合教育センター	60	7
	8	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	
12月9日	9	田中 慶子 (公明党)	2. 不登校対策について (1)学びの多様化学校の進捗状況について 保護者説明会の開催状況や文部科学省との協議状況など、進捗状況について伺う。 (2)適応指導教室の今後について 学びの多様化学校との違い、すみ分けと今後の方向性について伺う。	指導課  総合教育センター	60	8
	10	三代川 雄哉 (真政会)	1. 子育て施策について (3)児童・生徒が習志野市を学ぶ機会について 児童・生徒が学んでいる現状について伺う。	指導課	60	9

令和6年第4回定例会一般質問一覧表

教育委員会

12月9日	11	荒原 ちえみ (日本共産党)	<p>4. 学校教育について (1)「習志野市学びの多様化学校」の開室について 県内の小学校で最初に学びの多様化学校を開設する予定であるが、その目的と経緯について伺う。</p> <p>(2)就学援助制度について 準要保護の就学援助率が下がってきているが、就学援助に該当する家庭への周知方法について伺う。</p> <p>5. 総合教育センター再整備について (1)(仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)の策定について どのような考えで策定したのか、また、新たな複合施設は現状と比べて何が異なるか伺う。</p> <p>7. 陸上自衛隊習志野駐屯地・演習場について (2)学校で行った自衛隊員の講演会や体験学習の内容について伺う</p>	指導課  学務課  総合教育センター  指導課	80	10
	12	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	3. 児童の自然体験学習について 鹿野山少年自然の家については開設から50年が経過しているが現状はいかがか。	学務課 指導課	60	12
12月10日	13	飯生 喜正 (元気な習志野をつくる会)	4. 市内小学校におけるプール指導について 小学校におけるプール指導の現状を伺う	保健体育安全課	60	12
	14	寺川 貴隆 (環境みらい)	3. 通学路の安全対策について 通学路の安全を守るための取り組みについて伺う。	保健体育安全課	70	13
	15	佐藤 まり (市民の会)	2. 学校給食について (1)自校方式の在り方について伺う 大久保東小学校は校舎建て替え時に給食室がなくなると、いつどの様な経緯で決定し、また、保護者への説明はあったのか伺う。	保健体育安全課	70	14
	16	谷岡 隆 (日本共産党)	<p>1. 特別支援教育について (1)小学校・中学校・教育委員会において特別支援学校教諭の専修免許状・一種免許状・二種免許状を保有する職員数、特別支援学級と通級指導教室の小学校・中学校別の免許保有率、障がい種別の免許保有率を伺う。</p> <p>(2)教育支援委員会における就学先決定の審査で必要となる発達検査・知能検査等の経済的負担を軽減するために、教育委員会に検査を行う有資格者を配置すること、または民間機関での検査費用を補助することを求める。</p> <p>(3)ディスレクシア(読字障がい)、ディスグラフィア(書字障がい)、ディスカリキュリア(算数障がい)といったLD(学習障がい)を持ちながら通常学級に在籍する児童生徒への合理的配慮と支援は適切に行われているか。</p> <p>2. 香害の周知啓発と対策について (2)市立小中学校・高等学校では、柔軟剤や合成洗剤などのマイクロカプセルによる香害について教職員・児童生徒・保護者への周知啓発はされているか。健康調査票で調査されているか。</p> <p>3. 今後の水泳授業及びプール設置の在り方について (1)今後の水泳授業の実施方針と、大久保小学校、藤崎小学校、屋敷小学校、谷津南小学校の民間委託について検討状況を伺う。</p> <p>4. 津田沼駅南口地区の市街地再開発事業(モリシア再開発)について (2)タワーマンション建設による世帯増で30学級前後(最大時31学級)の状態が長期間続く第一中学校の詰め込みについて教育委員会はどのように考えているのか。</p>	学務課  指導課  指導課  保健体育安全課  保健体育安全課 教育総務課  教育総務課	60	15

# 令和6年第4回定例会一般質問一覧表

# 教育委員会

12月11日	17	大宮 こうた (明日の習志野)	<p>3. 子どもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学習教材等の共用品化に関する取組状況 今年度の取り組みの検証状況、次年度に向けた検討状況等について伺う。</p> <p>4. 住民が主役となる街について (1)新習志野駅の南北地域を一体的に捉えたまちづくり ①市全体の予算、利用者及び地域のニーズ、付加価値等を総合的に踏まえた、まちづくりの観点による秋津サッカー場の改修方針 秋津サッカー場の更新目的に加えて、市全体の予算状況や今後の見通し、利用者及び地域のニーズ、秋津サッカー場の有する付加価値等を踏まえて、新習志野駅周辺におけるまちづくりを盛り上げるという観点から、効果的な改修方針について現状認識を伺う。</p>	教育総務課  生涯スポーツ課	80	18
	18	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	
	19	入沢 としゆき (日本共産党)	<p>4. 6800人のまちをつくる鷺沼特定土地区画整理事業について (2)「過大規模」の鷺沼小学校建設事業について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。設置者である宮本市長は50教室を超える過大校の鷺沼小学校がふさわしい教育環境と考えるのか、伺う。</p>	教育総務課	80	20
	20	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		80	
12月12日	21	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	1	金子 友之	1	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4			本答弁	4. 市立小中学校で使用しているタブレット端末の更新について伺う。 市立小中学校で使用しているタブレット端末の更新について答える。文部科学省ではGIGAスクール構想 第2期として令和6年度から5年程度をかけてタブレット端末を計画的に更新することとしている。更新に際しての財源としては、千葉県が新しい端末を更新するための費用を予算計上し、補助基準額を1台あたり5万5千円、補助率を3分の2として、各市町村に補助金を交付することとなっている。本市においては、タブレット端末を令和2年度に購入し、令和3年度から運用を開始しており、導入から5年を経過するため、令和7年度にリース方式により更新し、令和8年度から運用する計画としている。新たなタブレット端末の台数は、令和8年度における児童生徒数の推計を基本としてオンライン授業対応分や転入児童生徒分なども考慮し、約1万3千800台を予定している。また、現状における課題としては、主に次の3点で、1点目として授業でタブレット端末を使用する際に、起動までの時間がかかること、2点目として、複数のアプリを使用すると一時的に動作が遅くなること、3点目として、現在のタブレットは、画面とキーボードの切り離しができることから壊れやすいことなどがある。こうした課題も踏まえ、更新にあたっては、今後、5年間使用することを見据えた中で処理速度、データの保存容量、画面の大きさなどを総合的に判断し、児童生徒が使いやすい端末を導入していきたいと考えている。	更新にあたっては、今後、5年間使用することを見据えた中で処理速度、データの保存容量、画面の大きさなどを総合的に判断し、児童生徒が使いやすい端末を導入していきたいと考えている。		済
R6/4	1	金子 友之	1	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4			再質問1	タブレット端末の更新において、教員への負担についても配慮が必要かと考える。例えばタブレットが故障する等の不具合が発生した際、その対応で教員に過度な負担がかかっていないのか伺う。 現在児童生徒用タブレット端末については、事業者と保証サービス契約を締結しており、故障等が発生した際は、事業者のサポートセンターが窓口となって対応している。実際に学校現場で不具合が生じた場合、各学校の教務主任や情報担当職員がサポートセンターに連絡し、事業者が学校現場に赴き、復旧対応や修理のための回収を行っている。この修理期間中、学校では、予備のタブレット端末を担任を通じて児童生徒に対し貸し出すなどの対応を行っている。これらの対応にかかる学校現場の意見としては、「事業者に取り次ぐだけで、負担とは考えていない」、「学年ごとの取り次ぎ担当を決めるなど組織的に対応しており、特段、問題は無い」などの声がある一方で、児童生徒数が多い学校においては、「故障等も多いため、取り次ぐ件数も多く負担となっている」との声がある。故障等の原因で最も多い理由が、タブレット端末を落としてしまったことによるものであり、令和7年度のタブレット端末の更新を予定しているため、1つの条件として落下に強い丈夫なものを選択していくことが必要なものと考えている。	故障等の原因で最も多い理由が、タブレット端末を落としてしまったことによるものであり、令和7年度のタブレット端末の更新を予定しているため、1つの条件として落下に強い丈夫なものを選択していく。		済
R6/4	1	金子 友之	1	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4			要望	タブレット端末の更新にあたり機種選定を行う際は、動作の安定性を最重要視してほしい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	1	金子 友之	1	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4			再質問2	4/24付け日経新聞電子版に、「学校のインターネット通信速度、8割が基準達せず」という記事があるが、習志野市での状況について伺う。 本市小中学校におけるインターネット通信速度については、今年度、学校の通信環境全体の状況を調査するため、ネットワークアセスメント調査を実施した。その結果、文部科学省が推奨する基準値を満たしており、基本的に、通信環境は問題ないものと捉えている。しかしながら、実際に運用する中で、児童生徒が複数のアプリを使用したり、タブレット端末のシステムが自動で更新、いわゆるアップデートされたりする場合など、一時的に基準値以上の通信量が必要となる場合には、起動や通信速度が遅くなっている場合があると考えている。	-	-	-
R6/4	1	金子 友之	1	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4			要望	タブレットの更新を機に、より多くの端末が高速でネットワーク接続できるものに変えることも検討していただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(1)		本答弁	1. 秋津サッカー場の再整備 (1) これまでの歴史と経緯について 秋津サッカー場は、昭和57年10月に開設し、サッカーコート1面、照明塔4基、観客席2千100席を持つ施設である。開設後42年が経過する秋津サッカー場については、施設の老朽化、維持管理費、稼働率が課題となっていたことから、これらの課題の解決を目指すため、「オール習志野で実現する、スポーツが生ま出す多世代の交流拠点」を将来像として掲げた、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を令和4年3月に策定した。この基本方針においては、より安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修に加え、施設の効率を高め、稼働率を上げるためのグラウンドの人工芝化、並びに「みる」スポーツ需要に対応するための環境整備を整備方針としている。	今後も動向を注視していく。	済	
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(2)		本答弁	1. 秋津サッカー場の再整備 (2) 現状と課題について これまでに、本基本方針に基づき、再整備の実現に向け、庁内の関係各課との協議を重ねながら、施設・設備の老朽化対応を行っている。課題としては、施設における老朽化対策が挙げられ、具体的にはトイレの洋式化、外壁の改修、照明塔のLED化などがあり、優先順位を決め、改修等行うことが必要である。	優先順位を決め、順次改修等を行っていく。	済	
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(3)		本答弁	1. 秋津サッカー場の再整備 (3) 利用状況について 秋津サッカー場の令和5年度と、コロナ禍前の令和元年、平成30年度の利用状況について伺う。 グラウンド利用に係る、直近の年度とコロナ禍前の年度については、まず、令和5年度は、利用件数152件、利用人数7千245人、令和元年度は、利用件数149件、利用人数5千898人、平成30年度は、利用件数127件、利用人数6千649人となっている。	今後も動向を注視していく。	済	
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1	(4)		本答弁	1. 秋津サッカー場の再整備 (4) 今後の見通しについて 施設・設備の老朽化対応を行いながら、稼働率の向上が期待できる人工芝化の実現に向け、令和7年度当初予算編成作業の中で、協議しているところであり、より一層の「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの推進を図っていく。	今後も動向を注視していく。	済	
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問1	施設の老朽化が進んでいることは承知していますが、最初に取り組むべきは建物の補修と施設内の再整備だと考えます。グラウンドは老朽化していないため、建物施設の再整備を優先するべきではないでしょうか。 第2次公共建築物再生計画では、築後50年を経過する建築物について長寿命化改修工事を計画しており、それまでは建物維持管理のために優先順位を決め、部分ごとに改修や修理を実施していく。そこでサッカー場についても、建物の不具合については人工芝化と合わせて、修理、改修する方向で検討している。	優先順位を決め、順次改修等を行っていく。	済	

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問2	施設の老朽化が進んでおり、シャワー室、ロッカールーム、トイレなどの改修が必要です。そこで、改修費用を賄うために寄附を募ることを提案します。この点について、見解を伺います。	建築物の老朽化対策については、市において取り組んでいく。しかしながら、秋津サッカー場を含め、施設の改修には多額の費用を要するため、財源確保策は議員ご意見の寄付等を含め柔軟に考え、対応したいと考えている。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問3	世界のサッカー界では、天然芝が主流であり、天然芝のグラウンドだからこそ多くの可能性を引き出せると考えています。季節や環境の影響で天然芝の育成が難しい場合に限って、人工芝が使用されるのが現実です。これに対する市の見解をお聞かせください。	本市としては、サッカーなどスポーツを始めるきっかけや、好きになってもらえるよう、より多くの市民に、たくさん利用してもらうことを目指している。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問4	秋津サッカー場は、日本全国でも注目され、欧州の名門チームからも認められるほどの天然芝が特徴です。この貴重な天然芝を人工芝に変えることは非常にもったいないと考えます。見解は如何ですか。	現状の秋津サッカー場の天然芝は、非常に高いレベルを維持し続けている。一方で維持管理の面から稼働率が約15%程度と低く、市民が気軽にご利用いただくことが難しいこと、さらに、維持管理費が高いなど、利用面、財政面において、多くの課題を抱えている。名門チームや日本代表選手が利用し、非公開に練習していただく貴重なスポーツ施設であるが、近くの海浜幕張地区に新たなトレーニングセンターも完成し、運用していることから、秋津のこの場所については、人工芝化によって、多くの市民が通年において気軽にスポーツやイベント等を楽しみ、スポーツ人口の増加や充実を期待する場として再生したいと考えている。このことについては、習志野市サッカー協会をはじめ、日本サッカー協会、千葉県サッカー協会等人工芝化に向けた協議をし、理解を得ていると考えている。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問5	収益性を高める方向とあるが、これは企画運営がカギを握る。むしろ、全国に数多くある人工芝よりは、希少価値の高い天然芝だからこそ、収益性を無限大に高められると、私は思考する。当局が考える収益性とは例えば、どんなプランニングを想定しているか。	令和4年3月策定の「秋津野球場・秋津サッカー場の再整備基本方針」において、現状の稼働コマ数330コマに対し、人工芝化による稼働コマ数1,081を見込み、約3倍と算出したものである。また、利用者の多岐にわたるスポーツの場を提供する事とし、令和6年度は、かけっこ教室、サッカー教室、キッズスポーツ、ファミリーイベントを開催しているが、さらに創意工夫を重ねながら多様なスポーツの場を提供し、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ・運動の普及を推進でき、同時に施設の利用が増えれば使用料の値上げ等も抑制できると考える。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問6	建物施設は除く、「天然芝のグラウンド」部分だけの年間維持管理コストについて、事実に基づき元手となるデータは、請負業者の株式会社ヒットからの財務諸表の「損益計算書」などを根拠に、実際のデータをもとに示していただけませんか。販売費及び一般管理費（販管費）の一般管理費などで分かるはずですが。天然芝の定期的なメンテナンス費、芝刈り、目土入れ、施肥（肥料の使用）、病害虫対策、エアレーション（通気）などを含めたコストを把握したいのです。	施設の指定管理を担っている、公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団の「令和5年度事業報告及び決算書」によると、秋津サッカー場に係る施設管理業務に係る金額は、2千219万2,500円となっている。その内、芝の維持管理に係る割合は、令和4年第2回定例会 文教福祉常任委員会で提出した資料のとおり61%程度と見込まれる。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問7	天然芝に掛かる費用ではなく、建物施設の維持管理にかかる年間費用はいくらになるのか、示してください。	秋津サッカー場に係る施設管理業務に係る金額は、2千219万2,500円となっており、その内、天然芝を除く建物施設の維持管理に係る割合は、39%程度と見込まれる。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問8	オービックシーガルズが、これまで年間1試合に制限してきたが、今年は4試合を行ったが、これまでの制限を解除した理由は何か。	これまででも、試合を制限してきたということではなく養生期間を確保することを前提に、先方からの申込みに対して指定管理者の判断により令和4年度に1試合、令和5年度2試合が実施され、今年度は4試合実施した。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	指定管理者の運用によって、いくらかでも利用ができると思うので、他の団体も利用ができるよう門戸を開いてほしい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問9	市は、人工芝への変更によって稼働率を3倍にすることを目標していますが、実際には平日の昼間、私が調べたら他どの会場も空いていることから、そこまでの稼働率向上は期待できなかと考えます。取材の結果、稼働率の改善が限られていると感じました。この点について、見解を伺います。	人工芝化することで、これまで整備日や養生期間によって利用できなかった期間・時間を全て開放できる。そのうえで「サッカーに限らず」、各種スポーツの練習や、様々な教室、イベント等に活用できること、また、フィールドを半面ずつ貸し出しできるなど、多目的な貸し出しが可能となり、天候にもあまり左右されないことから利用しやすい施設になる。また、人工芝化した施設においても、平日昼間の稼働率は低いと想定されるが、土日祝日や平日15時以降に利用ニーズがあると捉えている。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	秋津サッカー場の利用実績が分かる資料を要求したい。	指定管理者に確認し、提出可否も含めて文書で回答する。	指定管理者に確認し、提出可否も含めて文書で回答する。	未
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問10	試算では人工芝へ変更することで、一般市民の利用を3倍以上に増やせるとの結論に至っているとあるが、これの試算の根拠は何か、具体的に示して下さい。	令和4年3月策定の「秋津野球場・秋津サッカー場の再整備基本方針」において、現状の稼働コマ数330コマに対し、人工芝化による稼働コマ数1,081を見込み、約3倍と算出したものである。これは運営事業者の経営努力により、稼働率を向上させ施設全体の収益性を高め、市民利用を高めていく中で実現できるものと考えている。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	利用コマ数が3倍になった場合の稼働率について文書で示してもらいたい。	-	後日、文書で回答する。	未

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	秋津サッカー場の使用料について、今回大宮議員に提出したデータと、令和4年第2回文教福祉常任委員会が提出があったデータの数値が違っているため、調べて回答をいただきたい。	今回提出した資料は、サッカー場のコート使用料のみとしている。令和4年第2回文教福祉常任委員会の資料の令和3年のコート使用料675万5,147円とキャンセル料7万5,952円を足して683万1,999円であり、今回の資料は間違いではないが、誤解を招く可能性があるため、注釈を加えた資料に差し替える。	間違いではないが、誤解を招く可能性があるため、注釈を加えた資料に差し替える。	未
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問11	「再整備基本方針」を作成するために、コンサルタント会社に支払っている経費はどれくらいか、又どのような会社なのか、詳細をお聞かせください。	令和2年度 秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務委託として、1千398万2,555円、令和3年度秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備基本計画作成業務委託として、1千199万9,999円である。なお、これらの費用の一部は、国からの補助金を活用している。業務を請け負った株式会社日本経済研究所の会社概要は、自治体経営における施設面や財政面の課題に対し、まちづくりの視点を持って総合的に取り組むマネジメント導入にかかる調査・コンサルティング事業などを行っている。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	再質問11の答弁にあった、国からの補助率と金額について書面で回答いただきたい。	後程回答する。	後程回答する。	未
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問12	市内の人工芝グラウンドを視察した際、側溝にマイクロプラスチックが溜まっているのを目の当たりにしました。このような状況が発生していることに、私は驚きましたが、習志野市では人工芝から発生するマイクロプラスチックの流出について、これが人体と環境に与える影響について、マイクロプラスチックが周辺環境に与える悪影響を最小限に抑えるために、市としてどのような対策を講じられますか。	人工芝を発生源とする環境への影響として、マイクロプラスチックの流出が問題となっている。海洋に流出したマイクロプラスチックは回収が困難と言われており、秋津サッカー場に用いる人工芝においても、極力耐久性の高いもの、雨水排水経路には千切れた人工芝をこし取ることができるようなフィルター設備を設けること、並びに施設外に人工芝を持ち出さない等が解決策と考えている。	-	-
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			再質問13	天然芝は、環境への優しさや健康へのメリット、そして持続可能性の観点から、非常に多くの利点を持っています。例えば、二酸化炭素の吸収や生物多様性の維持、土壌の浸食防止、そして都市の水循環への貢献などがあります。また、天然芝はプレイヤーの怪我を防ぐクッション性や、夏場の熱中症リスクを減少させる効果もあります。さらに、天然芝は再生可能な資源であり、適切に管理すれば長期間使用可能です。一方、人工芝は耐用年数が限られ、張り替えや廃棄時に環境への影響があります。習志野市として、これらの秋津サッカー場の天然芝の利点を、どのように捉え、評価しているのでしょうか。	天然芝の利点は、葉の蒸散作用等により、表面温度が上がりやすく、質感・使用感が良いのが特徴だが、一方で、品質の維持のための経費が掛かり、稼働率が低いことが挙げられる。市としては、稼働率を高めてスポーツ活動の入り口や、多様な活動や人をつなぐ役割を担うグラウンドとして今回の整備を行なう。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	2	木村 孝	6	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1			要望	人工芝のコストの方が高くつくということは嘘である。また、天然芝のコストがかかるということも間違いであり、今回の再整備における計画の見直しを強く要望する。	人工芝化の料金を設定していないため、コストを算定できない状況である。また、天然芝の初期費用が0円とおっしゃっていたが、平成8年に秋津サッカー場グラウンド改修事業が1億2,810万円かかっている。基本計画を策定した時に、人工芝は概ね10年で張替え、天然芝では15年で張替えとしている。平成8年にも、当時14年が経過した中で、1億2,810万円の費用をかけて改修を行っている。概ね28年間経っていることから、遅かれ早かれ、これ以上の金額、人工芝よりかかる改修費用が見込まれることもある。	今後も動向を注視していく。	済
R6/4	5	央 重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育問題について (1)いじめ、不登校問題について ①いじめの件数について、年度始めに把握した件数は多いが、年度末にはほぼ解消しているのはなぜか伺う。また、新年度になっても当該児童生徒が同じ学校に在籍している間は、追跡及び引継ぎ等により把握しているのか伺いたい。 ②不登校の児童生徒は全国的に増えているが、本市における近年の状況について伺いたい。また、取り組みや支援体制はどうなっているのか。	はじめに、いじめ認知件数の把握については、1学期から3学期の各学期ごとに、いじめアンケートを全児童生徒に行い、認知したいじめについては、本人及び関係する児童生徒等に聞き取りを行い、事実の確認をしたうえで、管理職を含めた教職員が連携を図り、早期解決に向けて対応している。特に、増加傾向が見られる時期とし、1学期はクラス替えによって、新たな人間関係が始まることや、小学校1年生については、入学により生活環境が大きく変化することで人間関係におけるトラブルが増え、いじめの認知件数が増加する傾向があると捉えている。また、文部科学省の定義では、いじめ行為が3ヶ月間継続していない状態であることがいじめ解消の目安となっており、いじめアンケートを実施する際には、これを必ず確認している。それ以外にも、児童生徒が次の日の連絡や日々の生活で感じたことを記載する生活ノートを担当が確認する中で、生徒の気持ちに寄り添った対応等を行っている。これらの取り組みにより、年度末にはいじめの認知件数は減少しており、令和5年度末においても、小学校の認知件数は、当初の539件に対し530件が解消し、中学校では、同じく18件すべて解消している。次に、不登校児童生徒数の状況だが、令和5年度の全国の不登校児童生徒数が、初めて30万人を超え、11年連続で増え続けており、その傾向と同様に、本市においても年々増加し、喫緊の課題として取り組んでいる。現状における不登校児童生徒の支援としては、まず学校では不登校の兆候が見られた場合、児童生徒が登校しやすい環境をつくるため、担任や学年教職員を中心に教育相談を含めた個別の支援を図っている。また、必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する中で、要因の分析や支援方法について組織的に対応している。学校外の対応としては、適応指導教室「フレンドあいあい」において、学校復帰を目指し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を行っている。更なる対策として、特に不登校が増加している小学生を対象とした学びの多様な学校の令和7年度開室に向けて、準備を進めているところである。今後も不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学びの場の確保や支援体制づくりに取り組んでいく。	今後も不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学びの場の確保や支援体制づくりに取り組んでいく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	学校が行っているいじめアンケートは、すべての児童生徒に配付し、回収できているのか伺う。	いじめアンケートは小中学校ともに、毎学期実施しており、いじめアンケートを実施した日に欠席した児童生徒については、後日登校できた際に実施している。また、不登校の児童生徒にも、家庭訪問、保護者面談の際や関係機関との関わりのある児童生徒には、担当者に協力を依頼して実施している。いじめアンケートについては、すべて回収するよう指導しているが、児童生徒本人や保護者の事情により、令和5年度のいじめアンケート回収率は、小学校が99.6%、中学校が99.7%となっている。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	いじめアンケートの回収率が、小学校が99.6%、中学校が99.7%だが、回収されていない小学校0.4%、中学校0.3%は何人に値するのか。	小学校については延べ98名、中学校については、延べ36名となっており、3学期間の合計数のため、重なっている児童生徒もいることを御理解いただきたい。細かく言うと、小学校は、1学期未回収数が25名、2学期が37名、3学期が36名となっており、中学校は、1学期12名、2学期12名、3学期12名となっている。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問3	最終的に何人の児童生徒がいじめアンケートを回収しなかったのか伺う。	【部長答弁】 正確な実数はお答えできないが、小学校については、1学期、2学期、3学期の様子をみると30名前後、中学校に関しては、それぞれ12名が未回収、1学期、2学期、3学期未回収なので、およそ12名ということが考えられる。  【教育長答弁】 このアンケートの回答確認が取れていない児童生徒に関しては、不登校とも絡めて様々な事情があるが、これをそのままにしているということはない。対応が難しい児童生徒に関しては、一人ひとりの状況を指導課や学校が確認しながら進めているので、基本的にはいじめ問題に関しても、カウントできていないから答えられないというわけではないということを理解していただきたい。しかし、ご指摘があったように、回答ができていない児童生徒について、説明しなければならないということを感じたので、しっかりと対応していく。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	不登校の児童生徒が全国的にも増加している。習志野市においても同様のことであるが、その理由について教育委員会の見解を伺う。	不登校が増えている主な理由としては、コロナ禍での臨時休校やそれに伴う様々な制約による児童生徒の生活リズムの乱れが一因となり、登校への意欲を減退させたことが影響しているものと捉えている。また、多様性が尊重される社会の中で、児童生徒や保護者の意識にも変化が見られ、学校だけでなく、様々な学びの場での学習を選択する児童生徒が増えている現状も見られる。不登校の要因は多岐にわたり、今後も不登校児童生徒の増加が予想されるため、不登校児童生徒、それぞれの実態に応じて、必要な支援を行うよう、努めていく。	今後も不登校児童生徒の増加が予想されるため、不登校児童生徒、それぞれの実態に応じて、必要な支援を行うよう、努めていく。	済
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問5	いじめが原因で不登校になっている児童生徒はいくつか。令和4年から6年の状況を伺う。	いじめが原因で不登校となっている件数は、令和4年度が2件、令和5年度が3件、令和6年度は0件となっている。この状況を解決するために、いじめが原因で不登校となっている疑いがある段階から、校内において「いじめ防止等の対策のための組織」を立ち上げ、本人及び関係する児童生徒や保護者への対応に学校体制で取り組んでいる。また、学校に登校できない児童生徒の状況を踏まえながら、校内の担任や学年の教職員の他、教育相談員やスクールカウンセラー、総合教育センターの訪問相談員や心理士等の相談につなげている。これらの取り組みにより、令和4年度と令和5年度において、いじめが原因で不登校となっている事案については、現在すべて解消している。引き続きいじめアンケートの分析や担任が児童生徒一人ひとりと話す教育相談を丁寧に行うことで、児童生徒に寄り添った支援に努めていく。	引き続きいじめアンケートの分析や担任が児童生徒一人ひとりと話す教育相談を丁寧に行うことで、児童生徒に寄り添った支援に努めていく。	済
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 教育問題について (2) 教職員等の配置状況について 教職員等の未配置があったと聞いている。その解消に向けた取り組みと未配置による空白が生じた時の支援体制について伺いたい。	初めに、市の会計年度任用職員であり、学校用務全般を担う技労士については、年度当初3名の未配置があったが、11月1日現在では1名となっている。技労士に未配置が生じた場合には、市で就労を希望している方との面接を行うことで、少しでも早期に採用できるように努めている。次に、県が配置する教職員については、令和6年11月1日現在、9名が年度の途中に産休・育児休暇や療養休暇等が発生した際の代替教員として確保できていない状況である。教職員の未配置が生じた際の支援体制については、代替講師の人材確保に全力を挙げるとともに、校内の教職員を配置換えし、教務主任や担任外の増置教員に担任を担ってもらうなどの工夫を行い、御負担をいただくことで対応している。教員の採用・配置については、県教育委員会が行うものであるが、本市教育委員会としても、欠員、未配置が生じることがないように計画的で長期的な観点に立った新規採用教員の配置、未配置解消のための臨時的任用講師の確保について県教育委員会と連携していく。	技労士に未配置が生じた場合には、市で就労を希望している方との面接を行う。県が配置する教職員については、代替講師の人材確保と校内の教職員を配置換えし対応している。	済
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		再質問1	学校はどのような状況だったのか伺う。	技労士の主な業務は、学校内外の環境の整備や営繕、草木の剪定、および教育委員会との文書の提出・回収等の連絡調整を行っている。草木の剪定や日々の業務については、教頭を中心に学校の教職員が協力して行い、また、教育委員会への文書の提出等については、校長や教頭、教務主任等が行っていた。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		再質問2	技労士が長期にわたって欠員の場合、教育委員会としてどのような支援を行っていたのか伺う。	教育委員会としては、市職員の募集における就労希望者との面接だけでなく、ハローワークでの募集・案内を行うことで、早期に採用できるよう努め、学校にも現状について、随時報告していた。学校との連携は常に行う中、今回、学校へ出向いての直接的な支援としては、教育委員会職員が、草木の剪定などを行っている。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		再質問3	今後、同様の事態が起きた場合、教育委員会はどのように支援するのか伺う。	教育委員会としては、第一に、早期採用に向け、面接を実施し、人材確保に努めていく。また、人材の確保が難しい場合には学校の状況によって、近隣の学校の技労士を自校での勤務に支障が出ない範囲の中で学校の要請に応じて派遣するなどの対応を行っていく。	近隣の学校の技労士を自校での勤務に支障が出ない範囲の中で学校の要請に応じて派遣するなどの対応を行っていく。	済
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(2)		再質問5	教員免許をもつ教育委員会職員が現場の支援に行かないのか伺う。	まず、教育委員会事務局に置かれる指導主事においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することを職務としている。また、管理主事においては、習志野市教育委員会行政組織規則に規定されており、学級編制に関すること、就学援助に関すること、教育職員の任免に関すること等の事務に従事することを職務としている。このように、教育委員会に配属されている指導主事、管理主事については、行政職員として、それぞれの職務、役割を担うことから、教員に欠員が発生した場合において、学校現場に派遣し、児童生徒を支援することは行っていない。今後も欠員の対応としては、代替講師の人材確保に全力を挙げて取り組んでいく。	今後も欠員の対応としては、代替講師の人材確保に全力を挙げて取り組んでいく。	済
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		本答弁	3.教育問題について (3)大久保小学校建設の問題について 大久保小学校を建て替える時、プールの設置理由が、大型バスが敷地内に入れないことから、「民間施設を活用した水泳の授業を実施する場合に民間施設の送迎バスの駐車スペースの確保が困難」ということであった。しかしながら、先日大型バスが3台敷地内に入ったことを聞いた。間違った説明をしたのではないか。	議員ご指摘の内容は、令和4年6月定例会における議員からの質問に対してお答えした内容である。当時は、小学校の前面道路の状況から、大型車両の進入が困難との認識のもとお答えしたものであり、その後、実際の運用では、敷地内への大型バスの乗り入れが可能となったものである。結果として、当時の答弁と現状が異なっていること、並びに経過について説明が足らなかったことについては、お詫びする。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問1	市立小中学校23校の現状について伺う。	市立小中学校23校のプール施設のうち、津田沼小学校、谷津小学校及び向山小学校については、改築又は改修済みであり、大久保小学校及び第一中学校については、改築又は改修に着手しているところである。残りの18校については、一番古いプールで建設から58年、新しいプールでも35年が経過しており、老朽化が進み、適切な維持管理が難しくなっている状況である。	-	-
R6/4	5	中央重則	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(4)		本答弁	3.教育問題について (4)学校再建時におけるプール設置問題について 小中学校のプール設置について、指針を作ることを要望しているが、どう考えているのか伺いたい。	小中学校のプールの整備については、令和4年度に行った「習志野市第2次学校施設再生計画」の中間見直しにおいて、民間プール施設の活用により、気温や天候に左右されない計画的な水泳授業の実施やプールの管理に係る教職員の労力及びコストの削減が期待できることから、学校施設の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際の設計段階において、学校プールについては民間プール施設の活用を含めて整備の要否を判断することとしたところである。一方で、近年の猛暑により授業が計画どおり実施できなくなっていることやプール管理業務における教職員の負担軽減の観点、また、これまでの民間プールで水泳授業を実施してきた実績などを踏まえ、現在、水泳授業及びプール施設のあり方を定めた習志野市立小中学校における基本方針を、今年度中に策定すべく、検討を進めているところである。	-	-
	5	中央重則	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(4)		再質問1	市立小中学校23校の現状について伺う。	市立小中学校23校のプール施設のうち、津田沼小学校、谷津小学校及び向山小学校については、改築又は改修済みであり、大久保小学校及び第一中学校については、改築又は改修に着手しているところである。残りの18校については、一番古いプールで建設から58年、新しいプールでも35年が経過しており、老朽化が進み、適切な維持管理が難しい状況となっている。	-	-
	5	中央重則	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(4)		再質問2	プール設置の基本方針策定にあたり当事者である児童生徒とその保護者の意見を反映しないのかについて伺う。	児童生徒や保護者のご意見については、既に民間のプールを使用し、水泳授業を実施している、大久保小学校にて、アンケートを実施している。具体的には「水泳授業の民間施設利用はどのように感じましたか」との設問に対し「よかった」と「どちらかといえばよかった」との肯定的な回答が児童では476人中377人の80%、保護者では343人中303人の88%であった。教育委員会としては、このアンケートも一つの参考として、基本方針の策定を進めているところである。	-	-
R6/4	6	市角雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.中学校における英語教育について (1)中学生の英語力の現状について 英語教育実施状況調査の結果を踏まえて習志野市の現状を伺う。	本市では、生徒の英語力を高める取り組みとして全ての中学校へ英語指導助手、いわゆるALTを年間配置することで、概ね週に1回はネイティブスピーカー、英語を主とした言語としている指導者と実践的なコミュニケーションを図る授業ができる環境を整えている。授業においては、英語による指示や発問、デジタル教科書等のICT機器を活用し、生徒の言語活動を充実させている。一方で、課題としては、自分の考えや気持ちを英語で伝え合う力がさらに向上するよう授業改善を図る必要があると認識しているところである。御質問の、英語教育実施状況調査については、文部科学省が各学校の状況を把握し、今後の教育活動の充実や改善に役立てるために、毎年実施しているものである。調査方法は、全国共通の検査ではなく、日々の授業の取り組みや定期テスト等から英語教諭が総合的に評価しているものである。昨年度の調査結果について、主なものを2点申し上げますと、1点目は生徒の英語力に関することで、CEFR(セファール)A1(エーワン)レベル相当、いわゆる実用英語技能検定3級程度以上を有すると判断した生徒数の割合は全国平均が50%に対し、本市の結果は57.5%であった。2点目は英語を使用する機会に関することで、「授業における50%以上の時間を生徒の英語による言語活動としている学校の割合」は、全国平均が75.1%に対して本市の結果は81.0%であった。こうした結果を踏まえ、今後、本市における英語教育をさらに充実させるために、小中学校の連携による取り組みを推進していく。また、本市では日頃の英語学習の成果を披露する場として習志野市中学校英語発表会をプラッツ習志野の市民ホールにて毎年開催している。昨年度は、千葉県中学校英語発表会にて本市の生徒が第1位を獲得している。今後も、すべての生徒に確かな英語力を育む授業を展開できるよう、指導していく。	今後も、すべての生徒に確かな英語力を育む授業を展開できるよう、指導していく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	6	市角 雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	さいたま市の中学生英語力が全5回連続1位となっており、英語教育実施状況調査において、英語検定3級相当以上を達成している中学生の割合は、全国平均50%に対してさいたま市は令和5年度で88.4%と38.4%も上回っている。なぜこのような結果となっているのか、どのように分析しているのか伺う。	さいたま市は2005年から2017年まで文部科学省から教育特区の指定を受け、他の自治体に先行して小学校での外国語学習を始めた経緯がある。さらに、2016年からは、独自の英語教育である「グローバル・スタディ」を開始し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫したカリキュラムの下で指導している。これにより、標準授業時間数よりも多い授業時間数を確保し、小学校が6年間で約210時間、中学校が3年間で約50時間多い授業時間数となっている。この「グローバル・スタディ」により、さまざまな英語教育を展開していることが、成果として表れているという風に捉えている。	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	習志野市も英語力向上のために、さいたま市のような取り組みを取り入れていくのか伺う。	本市としても児童生徒の英語力向上は必要であると認識している。今後、さいたま市だけでなく、規模等いろいろあるが、他の自治体の事例等を参考に研究していく。	今後、さいたま市だけでなく、他の自治体の事例等を参考に研究していく。	済
R6/4	6	市角 雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問3	小学校における日本人英語指導助手（ティーチングアドバイザーTA）事業（2020～2021年）の成果について伺う。	本市では、令和2年度、3年度の2年間「日本人英語指導助手派遣による小学校英語教育指導力向上プロジェクト」を実施した。これは、すべての小学校において均質な英語教育が実践されるよう、学級担任の指導力向上をねらいとして、ティーチングアドバイザー2名が定期的に小学校を訪問し、担任一人一人に指導・助言を行ったものである。この事業により、学級担任の多くがALTを活用しながら、自らも授業の中で多くの時間で英語を使用し、自信をもって授業に取りめるようになったと認識している。現在でも、この事業における学びの成果を生かし、授業が展開されている。このように学級担任の指導力が向上したことにより、児童の英語力向上につながったものと捉えている。	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問4	千葉県の外国語小中高連携モデル事業の指定校となっているが、具体的な事業内容と成果について伺う。	本市では、令和3年度と4年度に千葉県の外国語小中高連携モデル事業の指定校として、本市の向山小学校と第七中学校、県立千葉南高等学校の3校が連携して、児童生徒の発信力を高めるための授業改善について研究をした。その事業内容としては、授業参観や指導法において情報交換を行いながら、各校が設定したテーマをもとに、小・中・高の系統的な指導法について検証した。成果としては、自分の言葉で表現することに対する児童生徒の意欲向上が見られたことである。一例として、向山小学校では、英語が好きな児童の割合と自分から誰にでも話しかけられる児童の割合が増加した。また、児童の英語力向上にもつながり、会話等のパフォーマンステストにおいて、6年生において、どの単元においてもほぼ8割が最も良いA評価であったとの報告を受けている。この事業については、県のホームページに研究授業の動画が掲載されており、市立小・中・高等学校へ活用するよう周知している。	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問5	小中の連携が課題となっているようですが、今後どのように連携を進めて行くのか伺う。	本市の小中学校の連携については、現在、円滑な接続が課題となっている。この課題解決のために、小学校では、コミュニケーション活動における重要なポイント、例えば、声の大きさに気をつけ、笑顔で相手を見て会話することなどを学び、中学校ではそれらを発展させた言語活動、例えば、会話を繰り返したり関連した質問を行ったりすることなどに取り組むよう連携を図っている。また、今年度からは習志野市教育研究会外国語部会が小中合同で行われており、小中学校間の情報交換や交流等がより円りやすい体制となっている。さらに、今年度11月には、第三中学校を会場として、関東甲信地区中学校英語教育研究協議会が開催され、本市における小中接続の取り組みや成果の発表、第三中学校の公開授業を行った。今後も小中接続を意識した授業改善を図りつつ、小学校同士の連携や中学校同士の連携にも取り組んでいく。	今後も小中接続を意識した授業改善を図りつつ、小学校同士の連携や中学校同士の連携にも取り組んでいく。	済
R6/4	6	市角 雄幸	4	政策経営部	財政課	行財政運営について	3			本答弁	3. 公共施設における使用料改定の考え方について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3			再質問1	（値上がりが続く公共施設の使用料、市民活動に影響を与えると考えるが、公共施設使用料の改定の考え方について伺う。） 具体例として、野球場の使用料について、近隣市（船橋市、八千代市）と比較して割高であるという認識は持っているのか	秋津野球場の使用料は、一般の2時間の利用で8,940円である。近隣市の状況は、船橋市の運動公園野球場は4,950円、八千代市の総合運動公園野球場は1,590円、千葉市の青葉の森スポーツプラザ野球場は3,300円、松戸市の運動公園野球場は5,610円、浦安市の運動公園野球場は7,750円となっている。市によって野球場使用料に開きがある背景としては、各施設の仕様の違いがあること、料金原価の対象経費の考え、そして算定方法などの相違があるため、一律で比較するのは難しい面がある。	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3			再質問2	（値上がりが続く公共施設の使用料、市民活動に影響を与えると考えるが、公共施設使用料の改定の考え方について伺う。） 現実問題として、使用料の値上がりにより、第一カッター球場（秋津野球場）で行われていた大会の開催が別の場所へと変更になってしまった、今後このような事例は増えてくるのではと危惧をしているが、見解を伺う。	第一カッター球場の利用件数については、令和6年度と令和5年度の上半期を比較すると、令和6年度は64件、令和5年度は57件であった。現時点においては、7件上回っている状況である。また、先ほど申し上げた一般の2時間の料金は、令和6年度が8,940円、令和5年度が7,600円となるが、令和6年度は令和5年度と比較してみると、利用件数が増えていることから、現時点においては、利用件数の減少をきたす直接的な要因とは言い切れないと認識している。	-	-
R6/4	6	市角 雄幸	4	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3			再質問3	値上がりが続く公共施設の使用料、市民活動に影響を与えると考えるが、公共施設使用料の改定の考え方について伺う。）習志野市スポーツ推進計画にある、3つの施策の柱、「する」「みる」「支える」のうち、「支える」スポーツの推進に影響を与えられるが、見解を伺う。	本市スポーツの推進については、習志野市スポーツ推進計画に基づき、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の充実を目指すとしており、市民に身近なスポーツ施設の安全性の維持を図る必要がある。公共施設における使用料については、費用負担の公平性を確保するべく、特定目的によるサービスを利用する方については、使用料を負担してもらい、受益者負担をお願いしていくことが必要である。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	6	市角 雄幸	4	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3			再質問5	「使用料、手数料等の単価の積算基準」のその他基準、取り扱いについての6.に近傍施設の料金との調整があります。「同種の民間施設（サービス）及び近隣の地方公共団体の料金と大きな格差が生じる場合は、料金改定の調整をすることができるものとします。」と記載されています。これをもとに使用料を下げるができるかと考えるが、見解を伺う。	第一カッター球場における使用料の見直しは、指定管理期間更新の際に見直しを行うこととしており、令和6年4月1日より現在の使用料に改定している。第一カッター球場の使用料改定については、「使用料、手数料等の単価の積算基準」の基本理念に基づき、近傍施設の料金との比較も含め、最終的な方向性を検討したものである。スポーツ施設に関しては、施設毎に設備や管理の内容が異なることから、近隣施設との使用料のみを比較して料金改定の検討をする事は、必ずしも適切ではないと考えているが、今後も近傍施設の料金については注視していきたいと考えている。	今後も近傍施設の料金については注視していきたいと考えている。	済
R6/4	6	市角 雄幸	4	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3			再質問6	（値上がりが続く公共施設の使用料、市民活動に影響を与えると考えるが、公共施設使用料の改定の考え方について伺う。）市民負担への軽減対策として、減免措置を実施しているが、更なる検討をしてほしいが、いかがか。（減免：小中学生はすでに実施。一般は？）	スポーツ施設の使用料の減免については、「習志野市スポーツ施設使用料に係る習志野市使用規則第3条第3号の規定に関する要領」により定めている。減免の対象となる事業としては、教育委員会が主催又は共催する事業、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び大学の行事で教育委員会が後援する行事などとしており、事業の公共性、公益性を精査し、決定している。引き続き、この考え方に沿って、対応していく。	減免については、「習志野市スポーツ施設使用料に係る習志野市使用規則第3条第3号の規定に関する要領」に基づき、事業の公共性、公益性を精査し、決定しており、引き続き、この考え方に沿って、対応していく。	済
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.総合教育センターの再整備について (1)（仮称）新総合教育センター再整備基本構想策定の進捗状況について	総合教育センターの再整備については、公共建築物再生計画の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館、東習志野コミュニティセンター、実花公民館との複合化・多機能化により整備することとし、令和5年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定した。その後、各施設及び施設利用者、関係団体、地域住民、学校関係者から意見聴取を行い、庁内での議論を重ね、本年10月に開催した教育委員会定例会での協議を経て、基本構想（案）を策定したところである。本基本構想（案）では、「人と人がつながる学びの交流基地教育・文化・地域を育むために」を基本理念とし、子育て世代から高齢者まで、世代を超えた地域住民の活発な文化交流・学びの充実を図っていくこととしている。また、この基本理念を具現化すべく、基本コンセプトとして、次の3点を掲げた。1点目は「多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点」として、複数の施設を一箇所に集約することで、利用者が利用しやすく、多世代の交流の生まれる拠点とすること、2点目は「教育と情報化の強化」として、総合教育センターの研究データや、図書館の蔵書などを活用した学びの場の提供を行い、教育的な知識を向上すること、3点目は「文化活動の支援」として、地域における文化活動や芸術活動をさらに充実するための支援を行うことである。主な施設整備としては、総合教育センター発信のオンライン研修を一層充実させるためにメディアルームを整備する他、年々増加する教育相談への対応や、相談者のプライバシーを守るための教育相談諸室を充実させる計画としている。また、施設利用者や関係団体等の意見も踏まえ、世代間交流が生まれるスペースの設置、活動の幅を広げるWi-Fi環境の整備、図書館から独立した学習室の設置等を施設整備の基本的方向性としている。現在、広く市民の意見を求めるため、12月1日から27日までの期間でパブリックコメントを実施しているところであり、今後、令和7年3月末までに、必要な手続きや整理を行い、基本構想を策定する予定としている。	今後、令和7年3月末までに、必要な手続きや整理を行い、基本構想を策定する予定としている。	済
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	図書館管内のレイアウトや書架について、図書館司書の意見を反映させてほしい。	-	今後も動向を注視していく。	未
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	新しい施設の名称、愛称を、親近感のあるものにしてほしい。（ブラッツ習志野のような、ドイツにちなんだものなど）	-	今後も動向を注視していく。	未
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問1	再整備の次年度以降の取り組みのスケジュールはどうなっているのか。	次年度以降のスケジュールとしては、令和7年度に、基本構想の考え方を実現するための具体的な建物の配置場所や諸室等を示した基本計画を策定し、令和8年度から9年度にかけて建物の設計を行っていく予定としている。その後、令和10年度には、旧プラネタリウム館の解体及び新たな複合施設の建設工事を予定し、令和12年4月に複合施設として、新たな総合教育センターを開設することを想定している。その後、新たな施設の開設後に現総合教育センターの建物を解体し、駐車場や屋外スペース等を整備することによって、工事全体が完了することを想定している。このような、スケジュールに基づき、現在、第3次公共建築物再生計画への位置づけについて協議している。	-	-
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問2	再整備の今後の推進体制は、どうなるのか。	これまでの基本構想の策定に向けての推進体制については、関連する所管課の管理職で構成する「総合教育センター再整備基本構想策定検討委員会」を設置し、その下に係長職で構成する作業部会を設置して、協議を重ねながら取り組んできたところである。今後の推進体制としては、施設の図面作成等、専門的な作業を要することから、外部の知見や経験が必要と判断し、今後の基本計画策定や設計業務においては、民間事業者に委託することを検討しており、令和7年度当初予算編成作業の中で協議を行っている。また、庁内の組織体制については、これまでどおり総合教育センターが中心となる中で、民間事業者の作業の進捗に応じて、施設の複合化や都市計画手続きなど、今後も関連する担当部署との協議が必要なことから、現在の基本構想の検討委員会を継承した形での検討体制を予定している。	今後も関連する担当部署との協議が必要なことから、現在の基本構想の検討委員会を継承した形での検討体制を予定している。	済
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問3	現在の総合教育センターの建物の維持管理はどのように考えているのか	新たな複合施設の開設は、令和12年4月を予定しており、それまでの間、現在の総合教育センターの機能をしっかりと維持していく必要がある。同センターでは、教職員の研修の他、教育相談を行っており、施設利用者は教職員に限らず、児童生徒や保護者に及んでいる。施設自体は開設から50年が経過し、老朽化が著しい状況にあるが、適時必要とする修繕等を行うなど、利用者の利便性を損なうことがないよう対応していく。	-	-
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	来館者の利便性や安全性が担保される、必要最小限の修繕をすること。	-	引き続き対応していく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	7	金井 宏志	2	こども部	こども保育課	保育行政について	2	(1)		本答弁	2. 特別支援教育について (1) 保育指導委員会について 保育指導委員会の概要について伺う	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	7	金井 宏志	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問7	教育支援委員会における就学先決定の審査で必要となる発達検査・知能検査等の検査費用を補助することについてどのように検討されているのか伺う。	令和6年度から、特別支援教育に関する研修の一つとして、医療機関や相談機関に限らず、小中学校においても実施可能な知能検査を行うことができるようにすることを目的に、アセスメント研修を実施している。市立小中学校から1名ずつ、計23名の教員が研修に参加した。今年度は、研修を受けた教員により保護者の費用負担を伴わない形で、知能検査を11件実施した。また、教育委員会では、特別支援教育分野における実務経験や専門知識を有し、公認心理師、学校心理士、特別支援教育士など、知能検査・発達検査を実施することのできる方々を、「心理発達相談員」として委嘱している。委嘱を受けた心理師や特別支援教育士等が各学校を巡回し、教職員への指導助言を行うとともに、検査を行う必要がある場合は、保護者の費用負担は無く、発達検査を実施している。今後についても、アセスメント研修の充実により、検査の実施ができる教職員を拡充し、未就学児を含めた対応や、教育支援委員会に必要な検査の種類についても検討していく。	アセスメント研修の充実により、検査の実施ができる教職員を拡充し、未就学児を含めた対応や、教育支援委員会に必要な検査の種類についても検討していく。	済
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 不登校対策について (1) 学びの多様化学校の進捗状況について 保護者説明会の開催状況や文部科学省との協議状況など、進捗状況について伺う。	現在までの進捗状況としては、令和7年4月の開室に向けて、文部科学省と協議を行っているところである。具体的な協議内容としては、小学校での不登校児童が大きく増加していることから早期対応が重要であると考え、小学校の種別での設置とし、設置形態として、一般の小学校を母体とする本校を持ち、一部の学級を指定する「分教室型」で設置を進めていくこととした。さらに、設置場所は、適応指導教室「フレンドあいあい」が本市の東部地区にあることや、居住地から通学する際の地理的状況等を考慮し、第三中学校の一部教室を利用し、袖ヶ浦西小学校を本校とする、（仮称）袖ヶ浦西小学校分教室として設置することが適切と判断した。この他、特別な教育課程の編成等も協議事項となっている。これらの内容については、10月に開催した教育委員会定例会において、報告したところである。また、11月17日には、保護者を対象とした開室説明会を実施した。午前の部と午後の部を合わせ、24家庭の参加があり、職員配置や学習形態、入室に向けての手続きなどのご質問をいただいたところである。保護者からの主な質問とその回答については市内の全ての小学校の保護者と教職員へ確実に届くよう、メールまたは文書で配布するとともに、校長会とも共有を図っている。さらに、説明会終了後は入室を検討している児童や保護者との個別の入室相談を現在もしている。引き続き、来年4月の開室に向けて、文部科学省の認可等必要な手続きを着実に進めていく。	引き続き、来年4月の開室に向けて、文部科学省の認可等必要な手続きを着実に進めていく。	済
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	仮称袖ヶ浦西小学校分教室の説明会の参加者の反応について伺う。	説明会にご参加いただいた保護者からは開室に対して肯定的な反応が見られ、関心の高さが伺えた。また、多くのご質問もいただいた。主な質問として、4点申しあげる。1点目は学級担任等の教員配置に関する内容である。職員配置については、県に対し不登校児童への対応ができる教員を配置していただけるよう現在要望していることを回答している。2点目は登下校時刻や登下校方法に関する内容である。登下校時刻は児童が市内各所から登校することや中学校の生徒との動線に分ける必要があることから、通常の登校時間より遅い時間を設定していることを回答している。登下校の方法については、児童の発達段階や各家庭の意向を踏まえ、決めていくことを回答している。3点目は学びの多様化学校への入室に関する内容である。入室については、年度初めだけでなく体験入学などを行ったのちに、年度途中でも入室が可能であることを回答している。4点目は一斉授業や個別学習といった学習形態に関する内容である。入室する児童数や個々の学習状況を確認していくうえで、授業の進め方や時間の設定について柔軟に対応していくことを回答している。このように保護者の方々からいただいたご質問、ご要望に関しては、今後の学びの多様化学校の設置及び運営に生かしていきたいという風に考えている。	-	-
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	教育委員会会議での意見について伺う。	10月に開催された教育委員会定例会において、学びの多様化学校の設置に向けた進捗状況及び今後のスケジュールについて報告している。教育委員からは、学びの多様化学校への入室条件をわかりやすく整理して示す必要があること、また、登下校に関して、保護者の負担が大きくなるよう配慮し、多くの児童が入室しやすい環境にしてほしいとのご意見をいただいた。さらに、不登校に悩まれている保護者に寄り添う意味でも、確実に情報が届くようにしてほしいとのご意見もあった。いただいたご意見等については、教育委員会内で改善や検討を図っている。	-	-
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	市として目指す学びの多様化学校と教育課程編成の考え方について伺う。	本市としては、近年特に増加している小学生の不登校児童に対する新たな学びの場を提供するため、学びの多様化学校の設置を進めている。適応指導教室「フレンドあいあい」と異なり、特別な教育課程により学習を充実させることで、集団の中での学習が困難な児童や、不登校によりそれぞれの学年で学習が充分に行われなかった児童の学びを保障できるように取り組んでいく予定である。このようなことから、不登校児童の実態に合わせながら、学習機会をしっかりと確保する教育課程の編成を考えている。一例を申し上げますと、毎日の学習の中に「学び直し」の時間を設定し、当該学年の授業を受けながら、下学年で充分学習ができなかった内容について補習、いわゆる学び直しを行うことを想定している。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	仮称袖ヶ浦西小学校分教室に配置される教職員の確保について伺う。	仮称袖ヶ浦西小学校分教室に配置される教職員については、在籍する児童数で決定する。本市の場合、2つ以上の学年をひとつとした学級、いわゆる複式学級による編成を想定している。この場合、基準となるのは、原則連続した2つの学年で1クラスを編成し、その学級の在籍児童が16名までの場合、担任1名が配置されることになる。現在のところ想定している2年生から6年生の児童が在籍することとなった場合、2・3年生に1名、4・5年生に1名、6年生に1名の合計3名の学級担任を配置できるよう県と協議を行っている。学級担任に加えて、養護教諭やスクールカウンセラー等の配置を要望している。なお、教員については、不登校児童に配慮した個別指導や保護者への教育相談ができる経験豊富な教員を配置できるよう千葉県に要望しているところである。	-	-
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	仮称袖ヶ浦西小学校分教室への入室にあたっての審議方法について伺う。	仮称袖ヶ浦西小学校分教室へ入室するための審議については、希望する児童や保護者との個別の相談状況や、在籍する学校からの聞き取り内容などから総合的に判断し、入室を決定していく。審議に当たっては、教育委員会職員と校長会の代表で構成する会議体を設置し、審議することを予定している。	-	-
R6/4	9	田中 慶子	2	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 不登校対策について (2) 適応指導教室の今後について 学びの多様な学校との違い、すみ分けと今後の方向性について伺う。	適応指導教室の今後について答える。まずは、現在設置に向けて準備を進めている「学びの多様な学校」の特色としては次の4点である。1点目は、袖ヶ浦西小学校分教室が安定した登校できる場所になること。2点目は、小学校の各学年で学ぶ学習内容を確保し、学習を評価すること。3点目は、個々の児童の状況や特性等を踏まえ、学習量や学習の方法、生活の送り方などについては、本人、保護者と相談を重ねたうえで対応すること。4点目は、児童の状況や特性に配慮した学習時間とし、丁寧にゆっくりと学ぶことができることである。このように、特別の教育課程に基づき、通常の学校と同様の学びを保障し、分教室で完結するものである。一方、適応指導教室「フレンドあいあい」は、不登校児童生徒の居場所として、在籍校と指導・支援記録による連携により、児童生徒のペースで学習を進めていく一時的な支援の場となる。児童生徒の状況は、個々によって多様であり、教育委員会としては、様々な選択肢を提供し、その中で児童生徒が自分に合った形を選んでいただきたいと考えている。こうしたことから、適応指導教室については、引き続き現在の運営方法で継続していく。	引き続き現在の運営方法で継続していく。	済
R6/4	10	三代川 雄哉	1	都市環境部	公園緑地課	公園・緑地事業について	1	(2)	②	本答弁	1. 子育て施策について (2) 習志野市の公園について ②こどもが利用しやすい公園にするための取組について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	10	三代川 雄哉	1	学校教育部	学務課	公園・緑地事業について	1	(2)	②	再質問4	子どもたちがボール遊びが出来るよう、学校の校庭を開放してはいかかが現状について伺う。	まず、平日の小学校のグラウンド開放については、学校長の管轄のもと「放課後子供教室」、「放課後児童会」等の活動の場として、安全に配慮し開放をしている。次に、休日の小学校のグラウンド開放については学校関係者及び当該地区のスポーツ推進委員・市民スポーツ指導員・スポーツ団体等の代表者で構成される「学校体育施設開放運営委員会」に委託し、この学校体育施設開放運営委員会の管轄のもと地域社会体育団体等へ開放している。	-	-
R6/4	10	三代川 雄哉	1	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 子育て施策について (3) 児童・生徒が習志野市を学ぶ機会について 児童・生徒が学んでいる現状について伺う。	はじめに、小学校においては、ふるさとである習志野市に関する学習内容は、主に、生活科・社会科・総合的な学習の時間の中で学んでいる。小学校1・2年の生活科の学習では、交通安全の見守りの方や、学校ボランティア等、地域の人のつながりについて学んだり、町探検で学区の様子について知り、学習したりすることで、学校や住んでいる町への愛着を深めている。小学校3年生の社会科の学習では、身近な地域の安全を守る消防の働きを調べる中で、消防署の施設見学を実施し、様々な体験をしている。その他、教科書の副読本である、「わたしたちの習志野市」を令和4年度からは個々のタブレット端末からいつでも、どこからでもクラウド上でアクセスできるデジタル版にして、小学校3年生の全児童に配付している。児童は副読本を活用し、市全体の特徴を捉えたり、習志野の自慢をアピールしたりするなどの活動を通して習志野市についての理解と愛着を深めている。また、小学校4年生では、クリーンセンターや谷津干潟自然観察センターを見学し、本市の環境保全に関する取り組みを学んでいる。さらに、企業局の協力のもと、本市の上下水道事業及びガス事業等について学び、安全で安心な水やガスの安定供給や下水を処理している人々の努力を知る機会となっている。小学校5年生では、社会科や総合的な学習の時間で、農業における稲作について学び、地域の人の協力と御指導をいただきながら実際に米づくりを体験している。さらに、今年度は、小学校6年生が、地方自治について学ぶ中で、市の基本構想策定に係る市民参画の一環として、「こんなまちにしたい！習志野市」というテーマのもと、習志野市の将来を考える機会があった。次に、中学校においては、総合的な学習の時間でキャリア教育の一環として、市内の企業や商店、団体等にご協力いただき、職場体験学習を実施している。また、学校に卒業生の先輩を招き、職業や生き方について学ぶ機会も設けている。このように、地域の方から学ぶ機会を通して地元に対する愛着や地域の一員としての意識が芽生えている。最後に、習志野高等学校においては、吹奏楽部を中心に地元行事に参加し、多くの人々との交流を通して地域貢献を学ぶ機会となっている。また、「習高祭」では茶道部が地域の方々の御指導をいただきお点前を披露する機会もあった。その他、学校給食において、5月、6月にキャロット月間として、習志野市の特産品である にんじんを使用したメニューを提供し、本市の農業に対する愛着を深めている。このように児童・生徒の成長段階に合わせて習志野市を学ぶ機会を設けることで、学びを充実させ、深めてきた。今後とも、本市の企業や施設、団体をはじめ、地域との関わりを深めた教育活動を推進し、ふるさと習志野の郷土愛の醸成に努めていく。	今後とも、本市の企業や施設、団体をはじめ、地域との関わりを深めた教育活動を推進し、ふるさと習志野の郷土愛の醸成に努めていく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	10	三代川 雄哉	1	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問2	中学校でキャリア教育の一環として行っている職場体験について、具体的にどのような内容で行っているのか伺う。	今年度キャリア教育の一環として職場体験を行った中学校は5校である。体験先の数としては今年度調査したところでは延べ、190か所、体験生徒数は延べ657名となっている。職場体験の主な場所としては学区や市内の飲食店や生花店、美容院などの接客・販売業や、保育所・幼稚園・こども園、小・中学校や消防署、警察署、病院や福祉施設などの市内施設、鉄道会社や銀行などの企業となっている。飲食店や販売店では、挨拶や接客、マナーなどを学び、実際に調理の仕込みや販売体験を行った生徒もいる。この他に、外部から地域の方や実際に会社に勤務されている方を講師として招き、職業講話及びワークショップを行った学校もある。このように地域にある店や施設での体験を通して、地域の魅力や働くことの意義について学んでいる。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	都市環境部	公園緑地課	公園・緑地事業について	1	(3)		本答弁	1. 習志野市緑の基本計画「自然と人々が共生する緑香るまちづくり」について (3) 「習志野の森」を市民の憩いと学びの場に「習志野の森」の現状について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(3)		再質問2	「習志野の森」に現存する旧陸軍習志野学校関係の負の遺跡を今の場所に残し、史跡案内板を設置して説明を表示してほしい。	当該地においては、平成6年5月27日付けにて関東財務局より、国家公務員宿舎の開発に伴う埋蔵文化財の所在の有無について文書照会があった。当時、千葉県文化課埋蔵文化財担当の立ち会いのもと、埋蔵文化財の所在確認調査を行ったが、詳細な調査、保存等を必要とする埋蔵文化財は確認されなかったことから、平成6年6月22日付けにて習志野市教育委員会教育長名で「現状では、埋蔵文化財は確認できない」旨を回答している。また、軍隊の建造物の形や構造物を知るための手がかりとなる残存物、いわゆる遺構については、現状ほとんどの敷地が再利用されていることから破壊されており、歴史的事実を十分に解明することはかなり困難であると考えられることから、保存は予定していない。なお、案内板の設置についても、現在検討していない。	軍隊の遺構の保存や案内板の設置は予定していない。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(3)		再質問3	埋蔵文化財とはどういったもので、どのように決定するか。	文化財保護法では、土地に埋蔵されている歴史上又は学術上価値の高いものとしている。埋蔵文化財の決定に至る過程は、土地を掘削した際の出土品について、専門的な知見を有する学芸員が歴史上又は学術上の価値を鑑査し、県の指導、助言を得ながら価値が高いとされたものについて保存していく。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(3)		要望	私たちが住んでいる近くに、このような負の遺構があるということ語り継いだ方がよいと考えており、残しておくような手立てがあればお願いしたい。	-	軍隊の遺構の保存や案内板の設置は予定していない。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 学校教育について (1) 「習志野市学びの多様化学校」の開室について 県内の小学校で最初に学びの多様化学校を開設する予定であるが、その目的と経緯について伺う。	近年、全国的に小学校・中学校ともに不登校児童生徒が大幅に増加し続けており、そのような状況への対策や支援策が喫緊の課題となっている。本市でも同様の状況であり、小学校での不登校児童が大きく増加していることから早期対応が重要であると考え、学びの多様化学校を開室することとしたものである。設置場所については、適応指導教室「フレンドあいあい」が本市の東部地区にあることや、居住地から通学する際の地理的状況等を考慮し、第三中学校の一部教室を利用し、袖ヶ浦西小学校を本校とする、(仮称)袖ヶ浦西小学校分教室として設置することとした。この他、特別な教育課程の編成等も現在進めている。これらの内容については、10月に開催した教育委員会定例会において、報告したところである。また、11月17日には、保護者を対象とした開室説明会を実施した。午前の部と午後の部を合わせ、24家庭の参加があり、職員配置や学習形態、入室に向けての手続きなどのご質問をいただいたところである。保護者からの主な質問とその回答については市内の全ての小学校の保護者と教職員にメールまたは文書で配布し、周知を図っている。さらに、説明会終了後からは入室を検討している児童や保護者との個別の入室相談を現在も進めている。引き続き、来年4月の開設に向けて、文部科学省の認可等必要な手続きを着実に進めていく。	引き続き、来年4月の開設に向けて、文部科学省の認可等必要な手続きを着実に進めていく。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	仮称袖ヶ浦西小学校分教室に入室するためには、袖ヶ浦西小学校へ学籍を移す必要があるとの説明であったが、その理由について伺う。また、卒業後の進学先となる中学校はどこになるのか伺う。	仮称袖ヶ浦西小学校分教室は、適応指導教室「フレンドあいあい」やフリースクールとは違い、学校教育法で規定されている学校である。配置される教員数については、在籍する児童数によって決定されることから、児童の学籍を本校である袖ヶ浦西小学校に移すことで、児童数を確保することが必要となる。なお、卒業後の進学先については、公立中学校の場合、お住まいの学区の中学校への進学を想定しているが、児童や保護者の意向もふまえ、柔軟に対応していきたいと考えている。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	仮称袖ヶ浦西小学校分教室の開室に当たり、担任の先生については不登校児童への対応経験が豊かな人材が必要と考えるが、どのような先生が何人必要と想定しているのか伺う。	仮称袖ヶ浦西小学校分教室の教員については、不登校児童に配慮した個別指導や保護者への教育相談ができる経験豊富な教員を配置するよう千葉県に要望しているところである。また、配置される教員数については、在籍する児童数によって決まる。基準となるのは、原則連続した2つの学年で1クラスを編成し、その学級の在籍児童が16名までの場合、担任1名が配置される。現在のところ想定している2年生から6年生の児童が在籍することとなった場合、2・3年生に1名、4・5年生に1名、6年生に1名の合計3名の学級担任を配置できるような協議を行っている。また、養護教諭や、スクールカウンセラー等の配置も要望している。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	不登校の児童に配慮した教育課程について、どのような工夫があるのか伺う。	現在、教育課程については、文科省と協議中であることから、一例としてお答えする。不登校の児童に配慮した教育課程については、児童一人ひとりの学習の理解度に応じて個別最適な学習を行っていくとともに、個別の特性に基づき、児童が興味・関心のある事柄について自主的に取り組むことができる環境をつくる必要があるとされている。特別な教育課程により学習を充実させることで、集団の中での学習が困難な児童や、不登校によりそれぞれの学年で学習が充分に行われなかった児童の学びを保障できるように取り組んでいく予定である。このようなことから、不登校児童の実態に合わせながら、学習機会をしっかりと確保する教育課程の編成を考えている。現在、協議中ではあるが、毎日の学習の中に「学び直し」の時間を設定し、当該学年の授業を受けながら、下学年で充分学習ができなかった内容について補習、いわゆる学び直しを行うことを想定をしている。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	学務課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 学校教育について (2) 就学援助制度について 準要保護の就学援助率が下がってきているが、就学援助に該当する家庭への周知方法について伺う。	就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行うものである。準要保護児童生徒にかかる過去3か年の全児童生徒に対する就学援助の状況としては、令和3年度が全児童生徒数1万3,147名に対して準要保護児童生徒数が743名の5.7%、令和4年度が全児童生徒数1万3,209名に対して準要保護児童生徒数が737名の5.6%、令和5年度が全児童生徒数1万2,978名に対して準要保護児童生徒数が723名の5.6%と、ほぼ横ばいの状況となっている。本制度の周知としては、新一年生の保護者を対象に小学校入学前の就学児健診時、あるいは、中学校入学前の新入生保護者説明会時に、説明を行った上で、案内文を全家庭に配布している。新一年生を除く在校生の保護者に対しては、各学校で発行される「学校だより」の中で、制度内容や申請案内を記載するとともに、ホームページにも同様の内容を掲載している。また、転入された家庭には、各学校の窓口でパンフレットを手渡ししている。さらに、日本語を母語としない家庭には、文部科学省が作成している英語版のお知らせの配布のほか、AI通訳機いわゆるポケットークや言語ボランティアを介しての説明等を行っている。また本市ホームページでは9か国語の翻訳に対応している。このように、様々な方法で周知を行うことにより、多くの方に申請していただくよう努めていく。	引き続き、様々な方法で周知を行うことにより、多くの方に申請していただくよう努めていく。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	学務課	学校教育について	4	(2)		再質問1	全国的に子どもの貧困が問題視されているが、教育委員会としてどのように捉えているのか。	本市教育委員会としても、経済的な問題を抱え、生活に困窮する家庭における児童生徒に対して、どのような支援を行っていくかについては、大変重要な課題であると捉えている。そのために、就学が困難とならず安心して学校に通えることができるよう、学校と連携し、的確な実態把握及び適切な支援を行っていく必要があると考えている。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	学務課	学校教育について	4	(2)		再質問2	入学時の保護者だけでなく、他の学年に在籍する児童生徒の全保護者へ就学援助をより広く周知してほしい。手立てはあるのか。	教育長答弁でもお答えしたとおり、現在、在校生に対する周知方法としては、各学校で発行される「学校だより」や市ホームページにおいて制度内容や申請案内を掲載している。今後は、スマートフォン等で簡単に見ることができる保護者向けアプリに、市から通知をするなど、新たな方法を検討していく。	スマートフォン等で簡単に見ることができる保護者向けアプリに、市から通知をするなど、新たな方法を検討していく。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	学務課	学校教育について	4	(2)		再質問3	小学生のランドセルや中学生の制服購入が遅くならないよう、新入学児童生徒学用品費を12月に支給することは可能か。	新入学児童生徒学用品費を含む就学援助制度は保護者が負担した費用に対して、定額や実費相当を援助するものである。新中学1年生の制服は、1月下旬から2月に行われる新入生保護者説明会で取扱事業者をお伝えし、その後、制服の採寸を行う。この採寸をした際、またはその後の受け取り時に制服代を支払うこととなる。また、小学生のランドセルやその他の学用品は、11月の就学児健診後、2月頃までに購入される家庭が多い状況である。これらのことを鑑み、支給時期については、実質的に保護者の支払いが生じる2月下旬から3月上旬とすることが適切であると現時点では考えている。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4	(2)		要望	11月に閣議決定した臨時交付金を使用して、給食賄材料費の高騰分及び学校給食を半額にするなどの検討をお願いしたい。第3子以降児童生徒に向けた市の費用に充てるのではなく、全児童生徒への対応に使用することを要望する。	-	物価高騰に伴い、全児童・生徒を対象として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため所管課と協議している。	済
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. 総合教育センター再整備について (1) (仮称) 新総合教育センター再整備基本構想(案)の策定について どのような考えで策定したのか、また、新たな複合施設は現状と比べて何が変わるのか伺う。	(仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)については、「人と人がつながる学びの交流基地教育・文化・地域を育むために」を基本理念とし、子育て世代から高齢者まで、世代を超えた地域住民の活発な文化交流・学びの充実を図っていくこととしている。また、この基本理念を具現化すべく、基本コンセプトとして、次の3点を掲げた。1点目は「多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点」として、複数の施設を一箇所に集約することで、利用者が利用しやすく、多世代の交流の生まれる拠点とすること、2点目は「教育と情報化の強化」として、総合教育センターの研究データや、図書館の蔵書などを活用した学びの場の提供を行い、教育的な知識を向上すること、3点目は「文化活動の支援」として、地域における文化活動や芸術活動をさらに充実するための支援を行うことである。主な施設整備としては、総合教育センター発信のオンライン研修を一層充実させるためにメディアルームを整備する他、年々増加する教育相談への対応や、相談者のプライバシーを守るための教育相談諸室を充実させる計画としている。また、施設利用者や関係団体等の意見も踏まえ、世代間交流が生まれるスペースの設置、活動の幅を広げるWi-Fi環境の整備、図書館から独立した学習室の設置等を施設整備の基本的方向性としている。現在、広く市民の意見を求めるため、12月1日から27日までの期間でパブリックコメントを実施しているところであり、今後、令和7年3月末までに、必要な手続きや整理を行い、基本構想を策定する予定としている。	今後、令和7年3月末までに、必要な手続きや整理を行い、基本構想を策定する予定としている。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	5	(1)		再質問1	新たな複合施設に地域住民や施設利用者の意見は何を反映したのか。	(仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)の策定にあたっては、各施設の利用団体や利用者、そして地域住民を対象に説明会やアンケートをとし、新たな施設へのニーズ把握を行った。先程、教育長答弁にあったとおり、Wi-Fi環境の整備や図書館から独立した学習室を整備することの他、子育て世代が安心して利用できるための授乳スペースやおむつ替えスペース、施設利用者・地域住民も気軽に利用できる飲食スペースや休憩スペース等の設置、そして、図書館利用者にとって居心地の良い快適性を重視するなど、閲覧室の充実を図っていくこととしている。	-	-
R6/4	11	荒原 ちえみ	5	学校教育部	指導課	学校教育について	7	(2)		本答弁	7. 陸上自衛隊習志野駐屯地・演習場について (2)学校で行った自衛隊員の講演会や体験学習の内容について伺う	本市では、キャリア教育の一つの取り組みとして、自衛隊での職場体験学習及び自衛隊員を講師に招いての講演会を行っている学校もある。職場体験学習は、中学校を対象に、習志野駐屯地に出向き、施設見学等を行っており、令和6年度は4校で実施している。また、講演会は、小中学校を対象に、災害時の任務等の話を聞く機会としており、令和6年度は中学校1校で実施している。	-	-
R6/4	12	相原 和幸	3	学校教育部	学務課 指導課	学校教育について	3			本答弁	3. 児童の自然体験学習について 鹿野山少年自然の家については開設から50年が経過しているが現状はどうか。	小・中学校において集団宿泊活動、自然体験活動を実施することは豊かな人間性を育むための重要な学習として、学習指導要領にも位置付けられている。本市においては、小学校において生活科や総合的な学習の時間、校外学習において自然と触れ合う学習、また中学校においては各学校の特色を生かしてホワイトスクールやグリーンスクールといった宿泊自然体験学習を実施している。更に本市独自の宿泊自然体験学習として、市立小学校の4年生から6年生において鹿野山セカンドスクールを実施している。鹿野山セカンドスクールとは、君津市に所在する本市所有の施設である鹿野山少年自然の家に、4・5年生は2泊3日、6年生は1泊2日で宿泊し、施設周辺に広がる自然を活用してハイキングやオリエンテーリング、川遊びや飯盒炊爨など様々な活動を行っているものである。また、市内特別支援学級の児童や適応指導教室フレンドあいの児童も、1泊2日で実施し、市立幼稚園においても、日帰りで実施している。教育委員会としては、所長や研究指導主事等の職員を鹿野山少年自然の家に配置することで、自然体験学習がすべての学校において安全かつ充実した内容で実施できるよう努めている。児童は、宿泊体験や普段経験できない自然との触れ合いを通して、鹿野山少年自然の家のスローガンである規律・協同・友愛・奉仕の精神を育んでいる。	-	-
R6/4	12	相原 和幸	3	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問1	鹿野山少年自然の家は築後50年経過しているが、施設の現況について伺う。	鹿野山少年自然の家は昭和48年に建設され、昨年度50周年を迎えている。施設の老朽化対策としては、平成26年度に耐震補強改修工事、令和元年には、台風被害からの大規模な修復工事を行っている。現在の状況としては、不具合が出た場合、迅速に適宜修繕等の対応を行っており、所員が日々施設だけでなく周りの環境にも目を配り、注意していることから児童が宿泊学習を行うにあたっての大きな支障はないものと認識している。	-	-
R6/4	12	相原 和幸	3	学校教育部	学務課	学校教育について	3			再質問2	ハイキングコース等周辺の環境について伺う。	鹿野山セカンドスクールで使用するハイキングコースは私有地となっており、土地所有者のご厚意で使用させていただいている。近年においては私有地の開発が進み、周辺環境が変化したことにより、児童の安全確保のためにハイキングコースの変更や再整備が必要となった場所がでてきている。また更に、森林内には管理の行き届いていない箇所があり、少年自然の家の所員が倒木の対応もを行っている。更に、現在少年自然の家に向かう県道が大雨により一部崩落しており、県により復旧対応中であるが、バスの通行に支障が生じており、迂回路を使用し、施設に入所する現状がある。教育委員会としては今後も安全にセカンドスクールを実施できるよう周辺環境の変化、危険箇所の把握について鹿野山少年自然の家職員と情報共有及び連携を行い、素早い対応に努めていく。	今後も安全にセカンドスクールを実施できるよう周辺環境の変化、危険箇所の把握について鹿野山少年自然の家職員と情報共有及び連携を行い、素早い対応につとめていく。	済
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			本答弁	4. 市内小学校におけるプール指導について 小学校におけるプール指導の現状を伺う	本市の16小学校のうち、14校が学校プール、2校が民間プールを活用して、水泳授業を行っている。授業時間数は、学校の規模や実態に応じて年間4時間から7時間程度の時間数となっており、授業の時期としては、学校プールでは6月中旬から7月中旬にかけて、民間プールでは6月から12月にかけて実施している。また、授業の指導体制については、学校規模や児童数に応じてプールサイドの監視者も含め4人から7人の体制で水泳指導を行っている。これらの内、学校プールでは複数の教員、民間プールにおいては複数の教員と民間事業者がそれぞれ連携することにより、指導の質の確保と児童の安全管理を徹底している。今後も、安全で効果的な水泳授業が行える環境整備に努めていく。	今後も、安全で効果的な水泳授業が行える環境整備に努めていく。	済
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			再質問1	プール授業において指導する教師の環境について伺う。安全なプール指導をされるなか教師の人数及びその対応について伺う。	市立小学校の水泳授業については、実技指導を行う教職員とプールサイドで監視する教職員を分担して配置し、安全な運営体制で行っている。自校プールでの授業の場合、実技指導については、学級数や授業規模に応じて、2人から5人の教職員を配置している。また、安全管理に必要なプールサイドからの監視は、管理職も含んだ教職員が担当している。これにより、指導者が指導に集中する一方で、監視者がプール全体を見守り、危険を未然に防ぐ役割を果たしている。	-	-
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			再質問2	民間に指導を依頼している内容について伺う。民間の受け入れ先ではどのような指導をされているのか伺う。	民間プールを活用する場合の人員としては、学級数や授業規模に応じて、5人から6人の教職員と4人から5人の民間事業者の補助指導員を配置している。配置された民間事業者は、運営面及び管理面において、それぞれ次の役割を担っており、運営面では、主に指導の補助と安全管理の役割を果たし、教員が授業を円滑に進めるための支援を担っている。具体的には、教員の指導方針に沿って、児童生徒の技能習得をサポートしている。管理面では、定期的なプールの清掃および水温・水質管理の実施、プール設備の保守点検等、安全管理の業務を行っている。これにより、教員のプール管理業務がなくなることから、教員の負担軽減につながっている。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			再質問3	民間の受け入れ先を保護者はどのように評価されているのか伺う。	保護者のご意見については、現在、民間のプールを使用し、水泳授業をしている大久保小学校にて、アンケートを実施している。保護者への質問として「水泳授業の民間施設利用はどのように感じましたか」の問に対し、忘れ物の発生やバス移動時のバス酔い、移動時の安全性に不安を感じている保護者がいる一方で、「よかった」と「どちらかといえばよかった」との肯定的な回答が343人中303人の88%であった。主な理由としては、天候や季節に影響されることなく予定通り水泳授業が実施可能であることと、熱中症や日焼けなど、児童の健康面において予防効果が期待できることが挙げられている。これらのことから、保護者には民間プールの利用を前向きに評価いただいていると捉えている。	-	-
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			再質問4	自校のプールと民間のプール指導を併用する中で近隣市の動向について伺う。近隣市のプール指導はどのように活用されているのか現状について伺う。	近隣5市の小学校における令和6年度の水泳指導の実施状況について、船橋市は55校の小学校があり、46校が自校プール、4校が民間施設、5校が共同利用で近隣の中学校を利用している。市川市は39校の小学校があり、38校が自校プール、1校が民間施設を利用している。八千代市は19校の小学校があり10校が自校プール、9校が民間施設を利用している。浦安市は17校の小学校があり、全て自校プールを利用している。千葉市は107校の小学校があり、94校が自校プール、13校が民間施設を利用している。	-	-
R6/4	13	飯生 喜正	3	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問5	プールの建設を含めた年間維持費と民間に委託した場合の費用対効果について伺う。	現在、プール施設の整備については、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際の設計時に民間プール施設の活用を含めて、学校プールの整備の要否や内容を判断することとしている。ご質問の費用面の比較については、直近に試算を行った市内小学校の例では、施設・設備の耐用年数を考慮し、40年間で比較したところ、自校プールの場合、改修費を含めた維持費は、約2億6千万円、一方、民間委託した場合は、約1億8千万円と試算している。	-	-
R6/4	14	寺川 貴隆	4	こども部	こども政策課	その他（文教福祉関係）	1			本答弁	1.（仮称）習志野市こども計画策定について策定スケジュールと計画の位置づけ、重点施策について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	14	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1			再質問4	今回の賄材料費の増額補正の額はいくらか。また、金額を算出した根拠について伺う。	今回の賄材料費の増額補正については、給食センター賄材料費1千80万6千円と単独校給食賄材料費1千816万7千円の合計2千897万3千円を計上している。算出にあたっては、本市給食費は、文部科学省が示す児童生徒1人1回あたりの栄養摂取目標量である学校給食摂取基準の標準食品構成表を踏まえ、本市の実情に合わせた食材を当てはめて算出している。補正額については、令和6年度に入ってからの上昇金額を算定し、これに児童生徒等の人数及び、令和6年10月以降の給食回数を乗じて算出したものである。1食あたりの金額は、幼稚園で約15円、小学校低学年で約17円、小学校高学年で約20円、中学校で約23円の増額である。	-	-
R6/4	14	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1			再質問5	令和7年度は市が負担するということが、その先は保護者負担にするのか伺う。	給食費については、総括質疑の市長答弁で、令和7年度においては、義務教育に係る賄材料費の増額は、現在のところ保護者負担を求めず、公費投入をしたいと示されたところである。令和7年度の対応について、現在進めている当初予算編成作業の中で決定する段階であるため、令和8年度以降についてもお答えできる段階ではない。	-	-
R6/4	14	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1			再質問6	今回の補正の主な要因は何か伺う。	給食の提供については、近年の物価高騰による食材価格の上昇に対し、栄養教諭・栄養士の献立等の工夫等により、これまで適切な栄養摂取のできるおいしい給食を提供してきた。しかしながら、令和6年度に入ってから継続的に食材価格が上昇する中で、特に10月からの米の価格が大幅に上昇したことにより、これ以上の献立の工夫による対応は難しいと判断し、賄材料費の増額補正をするものである。	-	-
R6/4	14	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1			再質問7	改定後の給食費の金額は未定とのことだが、給食費の増額の主な要因は米ということならば、米の金額が落ち着いたら給食費は下げるのか、改定金額を米上昇分を考慮しない金額にしてはどうか。	学校給食の献立は、1カ月単位を基本に作成し、時に四季の年中行事にちなんだ献立や季節を感じる旬の食材を取り入れるといったことなども、給食費の中で対応している。全ての食材価格は、変動するものであり、お米の価格のみをもって、額を改定しているものではない。先ほど申し上げたとおり、本市給食費は、文部科学省が示す児童生徒1人1回あたりの栄養摂取目標量である学校給食摂取基準の標準食品構成表を踏まえ、本市の実情に合わせた食材を当てはめて算出しているものである。	-	-

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	14	寺川 貴隆	4	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3			本答弁	3. 通学路の安全対策について 通学路の安全を守るための取り組みについて伺う。	本市では、毎年、通学路 安全対策協議会を開催し、市内各小中学校の通学路安全点検を実施するなど、通学路の安全対策に取り組んでいる。本協議会は、保健体育安全課が事務局となり、委員として、青少年センター、習志野警察署の交通課及び生活安全課、市長事務局の道路管理課及び防犯安全課、各学校の管理職と保護者・地域代表で構成している。通学路安全点検では、事前に各学校から交通面、防犯面の点検箇所を聞き取った上で、実際に通学路安全対策協議会委員の皆様にご足労いただき点検を行っている。このほか、毎日、地域の方には交差点や見通しの悪い路地などで、ボランティアで見守り活動をしていただき、児童生徒の安全確保にお力添えいただいているとともに、教育委員会では学期のはじめ及び各期交通安全週間に、パトロール等を行っている。また、各学校では、交通安全教室の実施や安全マップ作りなど安全教育を行い、児童の安全意識を高める取り組みをしている。今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	済
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 学校給食について (1) 自校方式の在り方について伺う 大久保東小学校は校舎建替え時に給食室がなくなると、いつどの様な経緯で決定し、また、保護者への説明はあったのか伺う。	学校給食については、中学校は、全て、自校方式で提供している。一方、小学校においては、これまで校舎の建替え時に自校方式での提供とすべく、順次整備を進めてきたが、本年3月27日の教育委員会定例会において、小学校は校舎の建て替えの際に、自校方式と給食センター方式を比較検討し、判断するとした。これは、「習志野市公共施設等総合管理計画」や、業務の担い手となる労働力人口の減少など、今後の社会を取り巻く環境の変化を見据えて、将来的にも持続可能性のある安定した給食を提供するという観点から改めて検討したものである。検討にあたっては、アレルギー対応、給食センターにおける給食提供予定食数及びコスト比較の3点により判断した。このことを踏まえ、現在、設計を進めている大久保東小学校の給食室整備について検討した結果、学校給食センターにおいて給食提供予定食数及びアレルギー対応食数が対応可能なこと、保温能力の高い食缶利用等により、安全においしい給食が提供できていること、学校給食センターからの給食提供校においても食育に取り組んでいることや施設整備や運営に係る経費の面などを総合的に判断し、学校給食センターによる提供とすることとしたところである。なお、大久保東小学校保護者等への説明会については、本年5月及び6月に説明会を実施している。	-	-
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		再質問1	給食室は、食育に有効と思うが、給食室がなくなってしまうことについて、どう考えているか伺う。	食育については、現在、給食センター方式の小学校において、主に3つの方法で取り組んでいる。1つ目の方法として、給食センターの栄養士や栄養教諭が各学校の給食時間に訪問して、各月の食育テーマについての説明、当日のメニューや旬の食材等の紹介などの講話を行い、また2つ目の方法として、家庭科や特別活動で、担任の先生等と連携した食育授業を実施している。3つ目の方法として、食事のマナー、朝ごはんの役割や重要性、地産地消の食材やおせちのみみつ等をテーマにしたオリジナルの視聴覚資料を作成し、児童が視聴している。この他、給食センターでは、ホームページに当日のメニューの写真や人気レシピを掲載することにより、保護者からは「家で給食が話題になった際の参考になり、家族間のコミュニケーションにもつながっている」との声もいただいている。このように、創意工夫しながら児童の食への関心を高めるよう努めており、大久保東小学校においても、同様な方法で食育を実施していく。	-	-
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	自校方式から給食センター方式になると様々な対応が大雑把になるのではないかと、アレルギー対応において、自校方式では該当児童の事情に合わせた対応が身近で行われる安心感があるが、調理している人の顔が見えない場所での対応では不安が残るといった意見がある。給食センターでもアレルギー対応への個別の管理プランを作成するとあるが、アレルギーの児童を持つ保護者の不安な声を受け止め、丁寧な対応をお願いしたい。	-	給食センターのアレルギー対応は卵・牛乳・乳製品の除去食対応と、詳細な献立表による対応となる。給食センターで除去食を行う場合は、学校の管理職や養護教諭、給食センターの栄養士が保護者と面談し、丁寧に対応している。また、アレルギー対応に不安がある場合も学校と連携し、給食センターの栄養士が丁寧に対応している。	済
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	家庭環境によっては、調理をするところを見ることができない児童もいることから、子どもたちの身近な場所に調理する環境が整うよう、給食室の存続を強く要望する。	-	令和6年第3回教育委員会定例会において、小学校は校舎の建て替え時に、自校方式と給食センター方式を比較検討し判断するとした。	済

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	学校の改修が進む中で、給食室をなくすということではなく、給食室にあるガス管を活用し、炊き出し窯が使えるような機能を足す方向で考えを転換してほしい。	-	給食室はあくまで児童生徒に安全で美味しい給食を提供するための場所であり、災害時の対応は別途計画されており、給食室利用は想定していない。また、ガス管を活用する機能を足す計画を進める方向で考えていない。	済
R6/4	15	佐藤 まり	7	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	学校給食全体の取り組みとして、自校方式の前進と給食費無償化を優先順位を上げて取り組むよう強く要望する。	-	令和6年第3回教育委員会定例会において、小学校は校舎の建て替え時に、自校方式と給食センター方式を比較検討し判断するとした。また、給食費無償化については、国において実施される施策であるものと考えており、国に対し学校給食無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう要望している。引き続き、国や県の動向を注視する。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.特別支援教育について (1)小学校・中学校・教育委員会において特別支援学校教諭の専修免許状・一種免許状・二種免許状を保有する職員数、特別支援学級と通級指導教室の小学校・中学校別の免許保有率、障がい種別の免許保有率を伺う。	令和6年度において、小学校での専修免許保有者は1名、一種免許15名、二種免許15名で、小学校の特別支援学級担任全体65名の48%となっている。中学校での専修免許保有者は0名、一種免許1名、二種免許7名で、中学校の特別支援学級担任全体24名の33%となっている。教育委員会内の専修免許保有者は0名、一種免許は1名、二種免許は3名で、教育委員会に所属している教員全体28名の14%となっている。また、障がい種別学級担任、担当者の免許保有率については、知的学級全体25名のうち、16名の64%、自閉症・情緒学級全体55名のうち、18名の33%、言語通級全体7名のうち、4名の57%、難聴通級全体1名のうち、1名の100%、LD・ADHD通級全体1名のうち0名の0%となっている。なお、小・中学校の特別支援学級担任、通級指導担当教員に関する免許制度では、小・中・高等学校の免許状を保有していれば、その校種の特別支援学級担任、通級指導担当教員になることが可能となっている。教育委員会としては、特別支援学校教諭免許状の有無によって、特別支援教育の質に差が生まれまいよう、特別支援教育に関する研修の充実や、学校訪問による指導助言に取り組んでいる。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問1	令和4年度から令和6年度までの認定講習受講者数と特別支援学校教諭二種免許状申請者数を伺う。	特別支援学校教諭二種免許状が授与される、千葉県教育委員会免許法認定講習の受講者数と特別支援学校教諭二種免許状申請者数は、令和4年度の受講者数は16名でそのうち申請者数は3名、令和5年度の受講者数は16名でそのうち申請者数は7名、令和6年度の受講者数は14名でそのうち申請者数は4名である。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		要望	特別支援学校教諭二種免許状申請者数をもっと増やせるよう努力していただきたい。	-	千葉県教育委員会免許法認定講習の受講を推奨していく。そのほか、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座を各学校に周知をすることで免許取得の機会を増やしていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	千葉県教育委員会免許法認定講習を受講する際の服務はどうなっているのか伺う。	講習を受講する際の服務としては、教育公務員特例法21条に基づいて教諭は研修として、講師は年次休暇で受講している。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問4	免許保有率を上げるために教育委員会としてどのような対策を行っているか。	特別支援学校免許保有率向上のため、任命先の県教育委員会に免許を保有した教員の配置を強く希望しているが、教育委員会としては、特別支援学校教諭二種免許状が授与される、千葉県教育委員会免許法認定講習の受講を推奨している。そのほか、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座を各学校に周知をすることで免許取得の機会を増やしている。特別支援教育の考え方は、すべての教員の質の向上と同時に、特別支援教育の専門性の向上が不可欠と考えており、今後も特別支援学校教諭免許の保有率向上に向けて取り組んでいく。	特別支援学校教諭二種免許状が授与される、千葉県教育委員会免許法認定講習の受講を推奨していく。そのほか、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座を各学校に周知をすることで免許取得の機会を増やしていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		要望	特別支援学校教諭二種免許状の認定講習を受ける教員数、特に特別支援学級や通級指導教室担任で免許状を持っていない教員の受講者数を増やしてもらいたい。	-	千葉県教育委員会免許法認定講習の受講を推奨していく。そのほか、筑波大学や放送大学の免許法認定公開講座を各学校に周知をすることで免許取得の機会を増やしていく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		要望	特別支援学校教諭の免許を持っている教員、特に1種免許状を持っている教員については特別支援学級や通級指導教室の担任を持てるよう配置、働きかけをしてもらいたい。	-	特別支援学校教諭の免許を持っている教員の意向を聞き取り、適切な配置に努めていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		要望	講師が免許状の認定講習を受講する際、現状の年次休暇で受講する形ではなく受講しやすい手立てを考えてもらいたい。	-	講師が受講しやすい手立てについて検討していく。	未
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1. 特別支援教育について (2) 教育支援委員会における就学先決定の審査が必要となる発達検査・知能検査等の経済的負担を軽減するために、教育委員会に検査を行う有資格者を配置すること、または民間機関での検査費用を補助することを求める。	まず検査を行う有資格者については、特別支援教育分野における実務経験や専門知識を有し、公認心理師、学校心理士、特別支援教育士など、知能検査・発達検査を実施することができる方々を、「心理発達相談員」として委嘱している。委嘱を受けた心理師や特別支援教育士等が検査を行う際、各学校を巡回し、教職員への指導助言を行うとともに、必要に応じて保護者の費用負担は無く、発達検査を実施している。また令和6年度からは、特別支援教育に関する研修の一つとして、医療機関や相談機関に限らず、小中学校においても実施可能な知能検査を行うことができるようにすることを目的に、アセスメント研修を実施している。市立小中学校から1名ずつ、計23名の教員が研修に参加した。今年度は、研修を受けた教員により保護者の費用負担を伴わない形で、知能検査を11件実施した。今後についても、心理師等による検査や、アセスメント研修の充実により、検査の実施ができる教職員を拡充し、未就学児を含めた対応や、教育支援委員会に必要となる検査の種類についても検討していく。	心理師等による検査や、アセスメント研修の充実により、検査の実施ができる教職員を拡充し、未就学児を含めた対応や、教育支援委員会に必要となる検査の種類についても検討していく。	未
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問1	令和5年度の教育支援委員会の審議件数は何件か伺う。	令和5年度に教育支援委員会は7回開催しており、その審議件数は、第1回が15件、第2回が17件、第3回が32件、第4回が48件、第5回が114件、第6回が29件、第7回が34件で、合計289件となっている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問3	教育委員会でWISC検査をとることのできる職員は何名いるか伺う。	教育委員会において、現在WISC検査を行うことができる、公認心理師、臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士等の資格を持つ職員は、指導課に4名、総合教育センターに6名、合計で10名となっている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		要望	教育支援委員会の審議の内、検査を外部機関にて行い、費用負担をした保護者の数が知りたい。(資料要求)	-	調査して報告をする。	未
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		要望	教育支援委員会に必要な検査を外部機関で受けていただいている方がいる事について、教育委員に報告し、現状のままでよいか意見を伺ってほしい。	教育委員会会議にて報告し、委員の皆様御意見を伺う。	教育委員会会議にて報告し、委員の皆様御意見を伺う。	未
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		要望	発達検査を専門に行う職員を教育委員会で確保してほしい。それが難しいなら、外部機関における検査費用の補助をしてほしい。	教育委員会会議にて報告し、委員の皆様御意見を伺う。	教育委員会会議にて報告し、委員の皆様御意見を伺う。	未
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 特別支援教育について (3) ディスレクシア(読字障がい)、ディスグラフィア(書字障がい)、ディスカリキュリア(算数障がい)といったLD(学習障がい)を持ちながら通常学級に在籍する児童生徒への合理的配慮と支援は適切に行われているか。	特別支援教育は、特別支援学級だけでなく、学校全体で行うべきものであるととらえ、日々の教育活動に取り組んでいる。すべての児童生徒に対して、平等に「教育を受ける権利」を確保するために、合理的配慮の提供は重要であると認識している。質問にある学習障がいを持つ児童生徒に対しては、タブレット端末を活用して、文字の読み上げや、音声入力、タイピングやカメラ機能などを用いることにより適切に対応している。一方で、校内の支援体制の充実や合理的配慮を理解し、個々の児童生徒へしっかりと支援を行うことについて、更に研鑽を積むことも課題として認識している。これらを実施するにあたり、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズを的確に把握するため、保護者と合意形成を図る中で、合理的配慮を検討するとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な支援に努めていく。	現在の取り組みを継続しつつ、さらに研鑽を積み、適切な支援に努めていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問1	ディスグラフィア(書字障がい)への合理的配慮や支援はどのようにされるか伺う	ディスグラフィア、いわゆる書字障がいとは、学習障がいの一つで、知的な遅れはなく、文字を読むことにも問題はないという一方で、文字や文章を手で書く際に、正しく字の形を書くことができない、書くことに時間がかかる、などの困難が生じる障がいである。具体的な合理的配慮や支援の例としては、文字を手で書く場合、書く量を減らす、時間を十分に確保する、大きなマス目のあるノートに書かせる、なぞり書きができるようにするといった、負担軽減が挙げられる。また、一人一台端末を活用した合理的配慮や支援の例としては、キーボードやタブレットの画面をタッチするフリック入力、音声入力、録音や録画機能を活用して自分の意見や考えを記録する方法が挙げられる。学習の内容や目的、本人の障がいの状態に応じて、具体的な支援の手立てを実施している。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問2	ディスカリキュリア(算数障がい)への合理的配慮や支援はどのようにされるか伺う	ディスカリキュリア、いわゆる算数障がいも学習障がいの一つであり、知的な遅れはなく、他の学習では困難がないという一方で、簡単な計算ができない、図形の理解ができない、数の大小がわからない、といった困難が生じる障がいである。児童生徒が「できた」と達成感や満足感を味わわせることをねらいとし、具体的な合理的配慮や支援の例としては、ブロックや図を用いて計算する、九九の表などをみながら考える、数えたものに印をつける、等がありその中で、より視覚的に整理しながら考えることができるよう、マス目のあるノートを用いる、電卓を用いて計算する、といった手立てが挙げられる。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問3	通常学級に在籍する、学習障がいのある子への支援は、誰が行うのか伺う	通常学級に在籍する、学習障がいのある子への支援については、学級担任を中心として、各教科担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当など、すべての教職員が連携して支援している。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問4	通常学級に在籍する学習障がいのある児童生徒も支援員による支援を受けることはできるのか伺う	本市では、すべての市立小・中学校に対して、十分な人数の配置とまでは言えないが、通常学級に在籍する学習障がいなどの児童生徒への支援を行う特別支援教育支援員を各校1名ずつ配置している。また、教職員への研修を充実させる中で、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努め、支援員と連携しながら児童生徒への支援を行っている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問5	中学校において、通常学級に在籍する学習障がいの生徒の特性や合理的配慮はどのように共有されるのか伺う	一人ひとりの障がいの特性や状態、教育的ニーズを的確に把握するため、保護者と合意形成を図る中で、合理的配慮を検討するとともに、個別の教育支援計画を作成・活用している。中学校においても、個別の教育支援計画を活用した情報共有を行う他、校内支援委員会で、支援を必要とする生徒の特性や、支援の手立てについて検討し、その後共有するなど、切れ目なく支援を行うことができるよう努めている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		要望	学習障がいについて、指導主事が教員の相談にのることができるようにしてほしい。	-	実施済みなため、今後も継続していく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		要望	通常学級担任など、特別支援学級の担任以外を対象として、特別支援教育に関する研修を行ってほしい。	-	実施済みなため、今後も継続して研修の充実に努める。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		要望	不登校対策として、その原因となる部分に対して、一つ一つ丁寧に対応してほしい。	-	継続して対応していく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 香害の周知啓発と対策について (2) 市立小中学校・高等学校では、柔軟剤や合成洗剤などのマイクロカプセルによる香害について教職員・児童生徒・保護者への周知啓発はされているか。健康調査票で調査されているか。	周知啓発としては、平成21年2月に千葉県教育委員会から発行された「学校におけるシックハウス症候群・化学物質過敏症対応マニュアル」をはじめ、令和3年8月及び令和5年6月並びに7月に県から発出された通知に基づき、各学校に対して、香りへの配慮が必要な方に対する意識啓発、及び啓発ポスターの掲示依頼をしている。次に、保健調査については、学校保健安全法施行規則第11条の規定により、本人の健康状態を確認するとともに、健康診断を的確かつ円滑に実施するため、毎年行っている。健康調査の方法について、本市においては、毎年4月の進級・入学時に全ての学年において保健調査票を配布し、児童生徒の現在の健康状態を保護者が記入して、提出してもらっている。本市の小中学校で使用している保健調査票は、小中学校在学中の9年間に継続して使用できる書式となっており、既往歴、現在の心身の状況やアレルギー性の病気などについて、保護者が記入するものとなっている。なお、香りへの配慮が必要な児童生徒についてはその他の連絡事項の欄に保護者の意向により記入していただくことになる。教育委員会としては、今後も周知啓発をする中で、学校において保健調査等で得た内容について個別の対応を行い、児童生徒等の安全の確保に努めていく。	今後も小中高等学校へ周知啓発をする中で、学校において保健調査等で得た内容について個別の対応を行い、児童生徒等の安全の確保に努めていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		再質問1	香害や化学物質過敏症に関するマニュアルやポスターなどは、どのような経緯で担任や養護教諭に周知されるのか。	御質問のマニュアルやポスターなどについては、国や県からの通知文書を受け、教育委員会において市立の小中高等学校の校長宛てに依頼文書を発出する。文書を受け取った校長は、内容を確認をし、各校の担当する職員が文書の趣旨に沿った対応を行い、更に必要に応じて全校職員に周知徹底を図っている。今回の香りへの配慮に関する周知対応や化学物質過敏症の対応としては、児童生徒の健康に関する内容であることから、校長の指示により、担当である養護教諭が文書の内容を確認した後に、全教職員に周知するとともに、ポスターの掲示を行っている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		再質問2	給食配膳用の白衣の洗濯で、保護者や児童生徒の協力が必要となるが、保護者や児童生徒にどのように周知していくか。	現在、市立小中高等学校においては、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁で作成されたポスターを校内に掲示することにより、児童生徒や職員、そして保護者への啓発を図っている。この他に、周知を図っていく方法としては、保護者に対しては、保護者連絡ツールtetoruでのデータ配信や学校からの便り、保護者会などを活用する方法がある。また、児童生徒に対しては、学級活動や集会等において周知する方法がある。小中学校における白衣の洗濯に関しては、効果的な周知方法を検討し、周知方法について各小中高等学校と連携していく。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		要望	国の関係機関、医師会などの団体については、他の自治体では、周知啓発にこの資料を参考に使っている。習志野市においても積極的に活用してもらいたい。	-	12月18日に市立小中高等学校へ香りへの配慮に関する周知依頼の文書で、資料として日本医師会のニュースと千葉県医師会の刊行誌を紹介した。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		要望	化学物質やマイクロカプセルが入った洗剤が職員の衣服から子どもたちの衣服にくっつくこともあり、職員の協力は不可欠である。各職員が家庭でどのような柔軟剤や合成洗剤を使うか強制することはできないが、苦しむ子どもがいることを職員にわかってもらうことで自身の服の洗濯の仕方など協力してもらいたい。これは教育委員会の教職員についても同じで、先に提示した資料などを用いて周知啓発に努めてもらいたい。	-	12月18日に市立小中高等学校へ香りへの配慮に関する周知依頼の文書を配布した。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(2)		要望	給食配膳用の白衣について、宝塚市教育委員会のホームページやアンケート調査が優れていると思った。習志野市教育委員会でもぜひアンケート調査で、実態をつかんでもらいたい。	-	今後も調査・研究を進めていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課 教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 今後の水泳授業及びプール設置の在り方について (1) 今後の水泳授業の実施方針と、大久保小学校、藤崎小学校、屋敷小学校、谷津南小学校の民間委託について検討状況を伺う。	はじめに、小中学校のプールの整備については、令和4年度に行った「習志野市第2次学校施設再生計画」の中間見直しにおいて、民間プール施設の活用により、気温や天候に左右されない計画的な水泳授業の実施やプールの管理に係る教職員の労力及びコストの削減が期待できることから、学校施設の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際の設計段階において、学校プールについては民間プール施設の活用を含めて整備の要否を判断することとしたところである。一方で、近年の猛暑により授業が計画どおり実施できなくなってきたことやプール管理業務における教職員の負担軽減の観点、また、これまでの民間プールで水泳授業を実施してきた実績などを踏まえ、現在、水泳授業及びプール施設のあり方を定めた習志野市立小中学校における基本方針を、今年度中に策定すべく、検討を進めているところである。次に、ご質問の4校の民間委託の検討状況については、令和7年度における民間委託実施予定校としては、既に実施している大久保小学校及び藤崎小学校に加え、濾過装置が故障している屋敷小学校及び谷津南小学校の計4校とする方向で新年度予算編成作業の中で協議しているところである。	水泳授業及びプール施設のあり方を定めた習志野市立小中学校における基本方針を、今年度中に策定すべく、検討を進めていく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問1	民間委託することによって民間施設の指導補助員は学習指導要領に基づいて指導していただけるのかについて伺う。	本市における水泳授業については、学校体育の一環として、学習指導要領に基づいた指導を行っている。そのため、民間プールを活用する場合であっても、学習指導要領の指導内容に沿った委託仕様書に基づき実施しており、教員と民間事業者である補助指導員が緊密に連携する中で、それぞれの役割分担をしっかりと果たしている。具体的には、教員が授業の全体的な指導計画や進行を担う指導者としての役割を果たし、補助指導員は、児童生徒の安全確保や個別の技術補助などを行うとともに、監視役を担うことにより、安全で充実した学習環境を提供している。また、授業当日の連携を円滑にするため、事前に、教員が補助指導員へ授業の目的や内容を共有し、指導方針を確認することで、十分な連絡調整を行っている。	-	-
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問2	教育委員会会議において中学校では施設が使用できなくなった場合に実技ではなく座学のみを行うということであったが再検討するべきではないか。このことについて伺う。	10月の教育委員会会議において「市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針（案）」を協議したところ、中学校では、今後自校のプール施設が使用できなくなった場合、学習指導要領による「水泳の事故防止に関する心得について」を学ぶ座学のみを行うという同方針案に対し、教育委員からは、水難事故等で命を守るために中学生も着衣泳を含む実技が必要ではないか等の意見があった。この教育委員会会議での意見を踏まえ、今後の水泳授業及びプール設置の在り方について引き続き検討し、本年度中の基本方針の策定に向けて、取り組んでいるところである。	教育委員会会議での意見を踏まえ、今後の水泳授業及びプール設置の在り方について引き続き検討し、本年度中の基本方針の策定に向けて、取り組んでいく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		要望	水と安全に親しむ機会としての水泳の実技授業の意味は大きい。プールがないために、受けられない状況が生まれるのは好ましくない。実技授業のあり方については、慎重に検討することを求める。	-	水泳の実技授業が重要である一方、プールがないことによる学習機会の格差を解消するため、今後の実技授業のあり方について慎重に検討していく。	済
R6/4	16	谷岡 隆	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 津田沼駅南口地区の市街地再発事業(モリシア再開発)について (2) タワーマンション建設による世帯増で30学級前後(最大時31学級)の状態が長期間続く第一中学校の詰め込みについて教育委員会はどのように考えているのか。	第一中学校の生徒数増加への対応については、一時校舎の設置等により教室数については、普通教室37室、特別支援教室5室の合計42室を確保する。このことから、学習に必要な諸室が確保され、十分な教育活動を展開することのできる環境が整うこととなる。教育委員会としては、第一中学校の教育活動が今後も、より充実するよう環境の整備等に取り組んでいく。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	17	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ① 学習教材等の共用品化に関する取組状況 今年度の取り組みの検証状況、次年度に向けた検討状況等について伺う。	学習教材等の共用品化の取組としては、今年度、各学校が個々に共用品として判断し、購入した学習教材について、実際の使用形態や児童生徒の学習への影響などの状況を確認するとともに、次年度に向け、各学校が共用品として希望する学習教材等をまとめた上で、小学校、中学校で、それぞれ「共用品化する学習教材」を検討した。検討の視点としては、第一段階として図画工作の学習で使用する「彫刻刀」のように学習指導要領に記載があるもの、また、学習指導要領に記載はないが市内の全校で共通で使用されているもの、例えば、教室に教科書を保管できる「教科書収納ボックス」や「書写用掲示ファイル」などを、選別した。次に、第二段階として、「習字道具」や「絵の具セット」などのように共用品化しても、道具を洗って返却する時間を要し、学習効率下がるといった学習への支障があるもの、あるいは、「リコーダー」や「鍵盤ハーモニカ」のように、共用品化には衛生面での問題があるものを除くといった整理をした上で、最終的に「共用品化する学習教材」をリスト化した。教育委員会としては、このリストを基に計画的に共用品化を進められるよう、令和7年度当初予算編成作業の中で協議しているところである。	今後も継続して取り組んでいく。	済

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	17	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	学習教材等の共用品化に関する、教職員及び保護者からの反響について伺う。	今年度の共用品化の取り組みについては、保護者からの意見は伺っていないが、各学校が購入した学習教材等について児童生徒の学習への影響などの状況を確認するため、市内の小中学校23校の校長に対してアンケート調査をしたところである。各学校からの意見としては、課題として、将来的に使用頻度の高まりによる故障や劣化を懸念する意見が4校から挙がったが、市内の全ての小中学校が、概ね円滑に使用できているとの回答であった。その中で、共用品化したことによる具体的な利点として、少数ではあるが、次の4点の意見が寄せられた。1点目は、教材一つ一つに記名する保護者の手間が軽減されたなど、費用面以外の保護者負担の軽減につながったのではないかと意見が3校から挙がった。2点目は、共用品化により個人購入よりも質がよく、使い勝手がよいものを購入することができた、3点目は、全員が同じ物を使用するため指示が出しやすかった、4点目は、児童生徒の忘れ物や落とし物等の対応がなくなり、授業の開始及び終了がスムーズになった、など指導面でのメリットがそれぞれ1校ずつから挙げられた。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	17	大宮 こうた	9	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	保護者からも、記名をしなくなって楽になったという意見がある一方で、周知されていない部分もあった。本取組に対する考え方や、取組方法について周知がもっとあってもよい。その意味で、学校運営協議会を活用するのがよい。	-	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	17	大宮 こうた	9	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	計画的な学校共用品化を進めるにあたっては、予算に加えて内容の検討にとって学校運営協議会が重要な役割を果たすべきだと考えるが如何か。	本年度の各学校における学校運営協議会の教材等の検討について確認したところ、全ての小・中学校にて、購入した副教材や学校徴収金の内容などについて学校から説明し、学校運営協議会委員の助言や指導をいただき、承認を得ているところである。一方で、今年度からの共用品化の取り組みについては具体的に協議されている学校は小学校で4校、中学校では4校にとどまっている。今後は、学校共用品の選定や購入計画などに関して全ての学校運営協議会で具体的な御意見がいただけるよう他市の状況も確認しつつ進めていく。	今後は、学校共用品の選定や購入計画などに関して全ての学校運営協議会で具体的な御意見がいただけるよう他市の状況も確認しつつ進めていく。	済
R6/4	17	大宮 こうた	9	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1)	①	本答弁	4. 住民が主役となる街について (1) 新習志野駅の南北地域を一体的に捉えたまちづくり ① 市全体の予算、利用者及び地域のニーズ、付加価値等を総合的に踏まえた、まちづくりの観点による秋津サッカー場の改修方針 秋津サッカー場の更新目的に加えて、市全体の予算状況や今後の見通し、利用者及び地域のニーズ、秋津サッカー場の有する付加価値等を踏まえて、新習志野駅周辺におけるまちづくりを盛り上げるという観点から、効果的な改修方針についての現状認識を伺う。	本市では、「習志野市スポーツ推進計画」において、目指す将来像として、「生涯にわたり豊かなスポーツライフの実現 スポーツによるまちの活性化」を、さらには、施策の柱として、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの3つを掲げ、スポーツの推進をしている。これは、単にスポーツを実践するだけではなく、スポーツ実践の機会の創出、多くの方が参加する、あるいは、観て楽しむイベント等の開催や支援、地元トップチーム・アスリートと地域との交流、スポーツ情報の発信など、地域のにぎわいや活性化の、一つの要素となっている。また、計画を推進するにあたっては、財源の確保が重要であり、スポーツに関する公的補助金やスポーツ振興助成等を活用して計画的かつ効率的な予算執行に努めることとしている。これらを踏まえた秋津サッカー場の改修についてであるが、当施設は、開設後42年が経過し、施設の老朽化、維持管理費、稼働率が課題となっていたことから、これらの課題の解決を目指すため、「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」を将来像として掲げた、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を令和4年3月に策定した。この基本方針においては、より安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修に加え、施設の効率を高め、稼働率を上げるためのグラウンドの人工芝化、並びに「みる」スポーツ需要に対応するための環境整備を整備方針としている。これまでに、本基本方針に基づき、再整備の実現に向け、庁内の関係各課との協議を重ねてきた。現在は、より施設の老朽化が深刻なサッカー場を優先し、施設・設備の老朽化対応を行いながら、稼働率の向上が期待できる人工芝化の実現に向け、令和7年度当初予算編成作業の中で、協議を進めているところである。	より施設の老朽化が深刻なサッカー場を優先し、施設・設備の老朽化対応を行いながら、稼働率の向上が期待できる人工芝化の実現に向け、令和7年度当初予算編成作業の中で、協議を進めていく。	済
R6/4	17	大宮 こうた	9	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1)	①	再質問1	人工芝化に要する経費に関し、年々工事費が高騰しているが、最新の積算額は如何。	現在お示しできる積算額は、令和4年3月「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本計画策定業務委託 業務報告書」の税抜き2億8千222万8,000円だが、最新の積算額については、令和7年度当初予算の編成作業中である。	-	-
R6/4	17	大宮 こうた	9	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1)	①	再質問3	現状の天然芝に関し、利用可能日数を120日程度としている根拠は如何。	教育委員会では、令和5年7月の指定管理者の公募において、スポーツ9施設の「指定管理に係る仕様書」において、「サッカー場の天然芝生の維持管理及び植栽管理は、通年常緑で試合運営等ができるよう、芝生の養生等を計画的に行う」として、これまでの、長年の管理、使用形態の中で、常に最良のコンディションを維持し続けている。そのようなことから、平成8年、9年の2か年において、秋津サッカー場グラウンド改修工事を実施し、それより28年経っているが、改修工事を実施していないということである。	-	-
R6/4	17	大宮 こうた	9	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(1)	①	再質問4	答弁にあった基本方針において、壁からコンクリート片が落ちた事故があった(平成28年)とあるが、施設の老朽化の現状は如何。	秋津サッカー場の建物は昭和57年に竣工し、42年が経過している。構造は鉄筋コンクリート造で、比較的海に近い環境にあるという事で劣化は進んでおり、外壁の一部に鉄筋の錆や、錆によるコンクリートの剥落があり、職員が爆裂部分周辺のかき落とし、打診による点検を実施し、適宜、対応しているところである。今後は、築後50年を経過する時期に、長寿命化改修工事を実施する計画ではあるが、それまでは修繕等を行い、利用者の安全に努める。	今後は、築後50年を経過する時期に、長寿命化改修工事を実施する計画ではあるが、それまでは修繕等を行い、利用者の安全に努める。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 6800人のまちをつくる鷺沼特定土地区画整理事業について (2) 「過大規模」の鷺沼小学校建設事業について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。設置者である宮本市長は50教室を超える過大校の鷺沼小学校がふさわしい教育環境と考えるのか、伺う。	鷺沼小学校については、敷地が狭隘であること、また、現校舎を継続して利用していく場合、校舎は大規模な改修を、体育館は建て替えをしなければ、より良い教育環境を維持することが困難になるため、現校舎の継続的な利用は行わず、鷺沼特定土地区画整理事業の施行に伴い、移転することとしている。これまでの進捗状況としては、移転建替えにかかる基本計画の策定が完了し、現在は、基本設計に取り組んでいるところである。建替え用地は、同区画整理事業地内の西側に、約2万平方メートルの小学校用地が配置されており、この面積は、現在の鷺沼小学校の約1.5倍もの広さで、かつ、更地である。このことから、大きな制限がなく、学校として機能的な校舎配置などの設計が可能と考えている。児童数として、最大時には50学級を想定しているが、多くの児童が在籍することになった場合においても、新校舎には、教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、体育館、その他必要な諸室について、十分に確保していく。教育委員会としては、歴史ある鷺沼地域の皆様に支えられ、活気あふれる教育活動が展開できるよう、対応していく。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問1	鷺沼特定土地区画整理事業の基本計画はどのような内容か伺う。	学校建設における基本計画とは、学校の施設規模や配置、求められる設備や機能等について検討し、今後の設計に必要な基本的な考え方や整備方針を定めたものである。鷺沼小学校の移転建て替えを進めるにあたって、令和5年度に基本計画を策定し、現在、この基本計画に基づき、次の段階である諸室等の配置計画、平面図等をまとめた基本設計に取り組んでいるところである。	-	-
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問2	鷺沼小学校の児童推計の進捗状況を伺う。	教育委員会では、毎年度、小学校の児童数・学級数について、向こう6年間の推計を行っており、本年度も、令和7年度から令和12年度までの6年間の推計を行っている。このたびの鷺沼小学校については、この推計とは別に、土地区画整理事業の進捗により増加する児童数を踏まえ、中長期的な推計を行っていく。現状においては、現在、市において実施している長期的な人口推計の結果に基づき、今後、精査していくところである。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問3	新鷺沼小学校の開校時の学級数と2期校舎建設までのスケジュールを伺う。	まず、令和11年4月の開校を予定している新しい鷺沼小学校の開校時の学級数は、令和6年3月に策定した基本計画において、普通学級で23学級、特別支援学級で4学級の整備を予定している。次に、2期校舎建設までのスケジュールについては、鷺沼小学校を建設するにあたって、将来的な児童数の減少も視野に入れる必要があり、校舎整備については2期に分け、開校当初は、1期分として当面必要とする諸室を備えた校舎を建設し、その後、児童数の増加に応じて、2期分の校舎を増設するといった手法の一つの案として考えている。今後、区画整理事業の進捗により増加する児童数について、中長期的な推計をしていく中で、検討していきたいと考えている。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問4	大規模校の課題について、文部科学省との見解の相違があるのではないかと。	文部科学省において、平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中で、「小規模校、大規模校にそれぞれ課題が生じる可能性がある」としている一方で、課題が生じないよう、「具体的な計画を策定・実施するに当たっては、十分な教育的配慮を加えることが必要」と示している。本市教育委員会においても、この考えに沿って対応しているものと考えている。このことを踏まえて、学校施設の建設計画に留意するとともに、教育活動に十分に配慮して取り組んでいく。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問7	50学級を超える学校を作ることについての見解を伺う。	教育委員会としては、多くの児童が在籍することになった場合においても、新校舎に、教室、特別教室、放課後児童会や放課後子供教室、体育館、その他必要な諸室を確保し、適正な教育環境を整えていく。また、鷺沼小学校の児童にとって、より良い教育条件になるよう、必要な対策を講じ、活気あふれる教育活動が展開できるようにしていく。	今後も継続して取り組んでいく。	済
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問8	公立小学校の設置者は誰なのか。	市立の公立小中学校の設置者は地方公共団体の長となる。	-	-
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問9	50学級を超える学校を作ることについての見解を伺う。	【市長答弁】 現在、本市のようなコンパクトなまちでも、都市開発や住宅需要の観点から、地域によって居住人口が偏在化しており、学校の規模も、大規模校から小規模校までさまざま存在しているのが実情である。学校の規模を検討するにあたり、一つの観点として校区の広さがある。習志野市のようなコンパクトなまちであると、当然高層住宅が多いので、さほど広い校区の中に多くの児童が存在するというケースがある。そういう時には、むしろ学校を分散させるというよりも、一つのところに集約するというのも一つの選択肢としてある。議員のいうとおり、もう一つ作ればよいということに対して、同じ敷地にも一つ、同じような学校を作ることもよいのかという問題になる。前回の議会で、幕張三高の話をしたが、学校の隣に学校がある、学校ごとに縦割りになって、建物も違い、校長先生も2人いて、教頭先生もそれだけいるという形でやっていると、今、全国的な教職員不足が言われている中では、なかなか難しい状況もあると思う。文部科学省は、確かに過大規模校に対していろいろな注釈はあるが、作ってはならないとは言っていない。そこは御理解いただきたい。教育委員会が答えていることは、大規模になったら大規模になったりするのは課題があると思っている。今回の最大50学級は、確かに規模は大きいですが、教職員の数や、カリキュラムの調整など、何と言っても今回は、これまでの説明でもあったように、広い敷地面積があるので、その中で十分に工夫して対処できると考えているからこそ、今回このようなことをしようとしている。結論になるが、過大規模校の課題が生じないような工夫をしながら、しっかりと学校経営をしていくということである。	-	-

【教育委員会】令和6年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/4	19	入沢 としゆき	5	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(2)		再質問10	教職員の不足は、論点が違う。習志野市として、どのような学校環境を作っていくのか。人口増の中で、教育内容をどのようにしていくのか触れられていなかった。規模感や設備の整備だけであった。	【市長答弁】 規模感だけを答弁したのではなく、カリキュラム等について工夫していくという答弁をした。児童のことを第一に考えて、地域性なども包含している。私も市内の全校に年に1回以上足を運んでおり、その実感を込めて教育委員会と連携していくということである。	-	-
R6/4	19	入沢 としゆき	5	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	5			本答弁	5. 民間事業者丸投げではない旧庁舎跡地活用について 「財源の確保」を事業の目的とし、なおかつ民間丸投げでは市民から求められている防災、健康増進、高齢者福祉、公園、子育て支援、社会教育などに応えることは出来ない。民間事業者丸投げで、なおかつ「財源の確保」を前提とした事業の撤回を求めるがいかがか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/4	19	入沢 としゆき	5	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5			再質問5	菊田公民館の代替については十分ではないが、どう考えているのか伺う。	前回定例会でもお答えしたとおり、旧庁舎跡地活用事業の方向性における公共機能としての多目的スペース200平方メートルは、現在、菊田公民館で各サークル団体が活動している諸室の代替の一部として、主に現講堂149.16平方メートルを想定したものである。他の諸室で行われている団体活動場所の代替については、現在、検討・調整中であり、令和8年度にスタートする次期計画、第3次公共建築物再生計画に位置付けていく。	現在、検討・調整中であり、令和8年度にスタートする次期計画、第3次公共建築物再生計画に位置付けていく。	済

## 議案第1号

### 令和6年度教育費予算案(3月補正)について

令和6年度教育費予算案(3月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和7年1月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

### 提案理由

国の補正予算活用に伴う袖ヶ浦東小学校大規模改修工事及び第二中学校グラウンド整備工事等に係る経費の増額について、令和6年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

## 令和6年度教育費予算案(3月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.3 (教育総務課)	小学校大規模改造事業	国の補正予算による補助金を活用し、令和7年度に実施予定の袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 業務運営関係委託料 271千円 施設設備改修工事 182,853千円	183,124	44,021	0	0	0	139,103
2	10.3.3 (教育総務課)	第二中学校校舎改築事業	国の補正予算による補助金を活用し、令和7年度に実施予定の第二中学校グラウンド整備工事等を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、すでに継続費を設定しているため、併せて継続費の年割額を変更するものである。 施設設備整備委託料 5,405千円 施設設備工事 413,226千円	418,631	30,770	0	0	0	387,861
合 計				601,755	74,791	0	0	0	526,964

(2)繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
		内容	
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業	183,124
		袖ヶ浦東小学校大規模改修工事に係る費用	

(3)継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	第二中学校校舎改築事業	4,545,719	令和4年度	324,535	4,545,719	令和4年度	324,535
				令和5年度	1,521,503		令和5年度	1,521,503
				令和6年度	2,141,050		令和6年度	2,559,681
				令和7年度	558,631		令和7年度	140,000

## 議案第3号

### 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程の制定について

習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程を別記のとおり制定する。

令和7年1月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

#### 提 案 理 由

習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員の労働安全衛生法第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)に関しては、実施要領に基づき実施しているが、市長事務部局に準じて実施規程を制定するものである。

## 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の実施に関し、法及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)並びに法に基づき厚生労働省が定める指針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 ストレスチェックの実施者(以下「実施者」という。)は、習志野市立学校職員安全衛生管理規程(平成11年教育委員会訓令甲第2号)第7条第1項の産業医又は同規程8条第1項の健康管理医(以下「産業医等」という。)とする。

2 教育委員会は、職員の安全衛生の管理担当課に所属する指導主事(人事に係る権限を有する者を除く。)をして、実施者の指示によりストレスチェックに係る事務に従事する者(以下「実施事務従事者」という。)とする。

(対象者等)

第3条 ストレスチェックは、職員に対して行う。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) ストレスチェックを実施する年度の初日から引き続き職員として在職する期間が1年に満たない非常勤職員であって、同日から1年以上在職することが予定されていないもの
- (2) 1週間当たりの勤務時間が、学校職員の勤務時間等に関する規則(平成7年千葉県教育委員会規則2号)第2条第1項、学校職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教委規則第7号)第2条第1項又は習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教委規則第8号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3未満である職員
- (3) 次条に規定するストレスチェック実施期間において休職又は休業していた職員のうち、休職又は休業の期間が1月以上である職員

(実施時期及び回数)

第4条 ストレスチェックは、毎年6月から12月までの間に1回実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、ストレスチェックを実施することができる。

(実施方法等)

第5条 職員は、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、教育委員会が設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。

2 ストレスチェックが職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることに鑑み、職員は、自身のストレスの状況を率直に回答するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、職員がストレスチェックを受けやすい環境を整えるとともに、ストレス

チェックの受検状況を把握し、受検していない職員に対しこれを受検することを勧奨するものとする。

(調査票)

第6条 ストレスチェックは、厚生労働大臣の定める職業性ストレス簡易調査票を用いて実施する。

(ストレスチェックに要する時間の取扱い)

第7条 ストレスチェックに要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。

2 職員は勤務時間中にストレスチェックを受けるものとし、校長及び園長(以下「校長等」という。)は職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮しなければならない。

(評価方法)

第8条 ストレスチェックの結果の評価は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(結果の通知等)

第9条 実施者は、ストレスチェックの結果について、ストレスチェックを受けた職員に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた職員は、当該ストレスチェックの結果並びに結果に記載された実施者による助言及び指導に基づき、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

(教育委員会への結果提供に関する同意)

第10条 実施者は、ストレスチェックの結果、医師による面接指導(以下「面接指導」という。)を受ける必要があると判定した職員(以下「面接指導対象職員」という。)に対し、ストレスチェックの結果を通知するときに、当該結果を教育委員会に提供することに係る同意について、当該職員に確認する。

2 前項に規定する結果の提供に同意する面接指導対象職員は、同意書を実施者に提出するものとする。

3 実施者は、前項の同意書の提出を受けた場合は、当該職員に係るストレスチェックの結果の写しを教育委員会に提供するものとする。

(面接指導の申出)

第11条 面接指導対象職員が面接指導を希望する場合は、当該結果の通知を受けて30日以内に、実施者に申出書を提出するものとする。

2 面接指導対象職員が、当該結果の通知を受けてから30日以内に実施者に申出書を提出しない場合は、実施者は当該職員に対し、申出の勧奨を行うものとする。

(面接指導の実施)

第12条 実施者は、面接指導を実施する日時及び場所について、面接指導対象職員及び校長又は園長に通知する。この場合において、面接指導を実施する日時は、前条第1項の申出書が提出された日後30日以内であって、かつ面接指導対象職員の勤務時間中に設定するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた職員は、指定された日時及び場所において面接指導を受けるものとし、校長等は、職員が当該日時及び場所において面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

(面接指導の結果に基づく産業医等の意見聴取)

第13条 教育委員会は、面接指導が終了した日から遅くとも30日以内に、面接指導を実施した産業医等に対して、面接指導の結果の報告及び意見の提出を求めるものとする。

(面接指導の結果を踏まえた措置の実施)

第14条 教育委員会は、面接指導の結果、実施者から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出され、人事異動を含めた就業上の措置を実施する場合は、該当する職員に対して、就業上の措置の内容、その理由等について説明を行う。

2 教育委員会は、前項に規定する就業上の措置の内容等について、習志野市立学校職員安全衛生管理規程第13条第1項の学校職員安全衛生委員会に報告する。

3 職員は、正当な理由がある場合を除き、就業上の措置に従わなければならない。

(面接指導に要する時間の取扱い)

第15条 面接指導を受けるために要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。

(集計及び分析の対象及び方法)

第16条 実施者は、ストレスチェックの結果の集団ごとの集計及び分析について、ストレスチェックを受けた職員の学校又は園を単位として行う。

2 前項の規定にかかわらず、ストレスチェックを受けた職員が10人未満である学校及び園については、同項に規定する集計及び分析は行わない。ただし、他の学校又は園と併せて集計したときにストレスチェックを受けた職員が10人以上となる場合であって教育委員会が必要と認めるときは、当該学校又は園と合わせて同項の規定による集計及び分析を行うものとする。

3 第1項に規定する集計及び分析は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(集計・分析結果の提供及び利用)

第17条 実施者は、教育委員会に対し、前条の規定により集計し、及び分析した結果(以下「集計・分析結果」という。)を提供する。

2 教育委員会は、集計・分析結果に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を実施するとともに、校長等に対して研修を行う。

3 職員は、前項の規定に基づき教育委員会が実施する職場環境の改善のための措置に協力しなければならない。

(実施者による記録の保存)

第18条 実施者は、ストレスチェックの結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、実施者は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。

(教育委員会に提供された記録の保存)

第19条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果の写し、面接指導を実施した産業医等から提供された面接指導の結果並びに実施者から提供された集計・分析結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、教育委員会は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。

(ストレスチェックの結果の共有範囲)

第20条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有するものとし、他の部署の職員に提供してはならない。

(面接指導の結果の共有範囲)

第21条 教育委員会は、面接指導を実施した産業医等から提供された面接指導の結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有するものとし、就業上の措置の内容等職務遂行上必要な情報を校長又は園長に提供する場合を除き、他の部署の職員に提供してはならない。

(集計・分析結果の共有範囲)

第22条 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有すると共に、校長又は園長に提供する。

2 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果に基づき、学校職員安全衛生委員会において、職場環境の改善のための措置について検討するものとする。

3 教育委員会は、前項に規定する措置を実施し、学校職員安全衛生委員会に報告するものとする。

(健康情報の取扱いの範囲)

第23条 ストレスチェックに係る職員の健康情報のうち、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容、その他医学的情報(以下「診断名等」という。)については、実施者又は実施事務従事者が取り扱わなければならない。

2 実施者が診断名等に係る関連情報を教育委員会に提供する場合は、適切に加工しなければならない。

(業務遂行に当たっての配慮)

第24条 教育委員会、実施者、校長、園長その他ストレスチェックに係る業務に従事する者は、職務を遂行するに当たり、職員が面接指導対象職員であることその他職員のストレスチェックに係る情報を第三者に知られることのないよう配慮しなければならない。

(制度の周知)

第25条 教育委員会は、ストレスチェックについて次に掲げる制度の趣旨等を職員に周知する。

(1) ストレスチェックは、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではないこと。

- (2) 職員がストレスチェックを受ける義務はないこと。ただし、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、全ての職員が受けることが望ましいこと。
- (3) ストレスチェックの結果は、実施者から直接職員本人に通知され、当該職員の同意なく教育委員会が結果の提供を受けることはないこと。
- (4) ストレスチェックを受けるときは、正直に回答することが望ましいこと。
- (5) 職員がストレスチェック結果を教育委員会に提供することに同意した場合及び面接指導を申し出た場合において教育委員会が受けた情報は、当該職員の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に使用することはないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第26条 教育委員会は、ストレスチェックに関して、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ストレスチェックの結果に基づき面接指導の申出を行った職員に対し、申出を行ったことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (2) 職員の同意を得て実施者から提供されたストレスチェックの結果を理由として、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (3) ストレスチェックを受けない職員に対し、受けないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (4) ストレスチェックの結果を教育委員会に提供することに同意しない職員に対し、同意しないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (5) 面接指導対象職員であるにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対し、申出を行わないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (6) 就業上の措置を行うに当たり、法、省令等の規定による手続に違反して、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (7) 就業上の措置を行うに当たり、面接指導を実施した産業医等の意見とその内容及び程度が著しく異なる等、当該産業医等の意見を勘案し必要と認められる範囲内でないこと、職員の実情が考慮されていないこと等法その他の法令に定められた要件を満たさない事由があるにもかかわらず、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (8) 面接指導の結果に基づき、次の行為を行うこと。
  - ア 分限処分をすること。
  - イ 期間を定めて任用する職員について、任用の更新をしないこと。
  - ウ 退職の勧奨を行うこと。
  - エ 不当な動機又は目的をもってなされたと判断される配置転換又は職制上の段階の変更を命じること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、法その他労働関連法令に違反する措置を講じること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為を行わないことにつき、職員に周知する。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

「習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程」「習志野市立学校・幼稚園職員ストレスチェック制度実施要領」新旧対照表

習志野市立学校・幼稚園職員ストレスチェック制度実施要領【旧】	習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程【新】
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施に関し、法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）並びに法に基づき厚生労働省が定める指針に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施に関し、法及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）並びに法に基づき厚生労働省が定める指針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(実施体制)</p> <p>第2条 ストレスチェックの実施体制は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 実施責任者は、習志野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）とする。</p> <p>(2) 実施者は、ストレスチェックに関して専門的な技術と知見を有する機関が置く医師等とする。</p> <p>(3) 実施事務従事者は、習志野市立学校（以下「学校」という。）及び幼稚園（以下「園」という。）の衛生管理者、衛生推進者及び教頭とする。</p>	<p>(実施体制)</p> <p>第2条 ストレスチェックの実施者（以下「実施者」という。）は、習志野市立学校職員安全衛生管理規程（平成11年教育委員会訓令甲第2号）第7条第1項の産業医又は同規程8条第1項の健康管理医（以下「産業医等」という。）とする。</p> <p>2 教育委員会は、職員の安全衛生の管理担当課に所属する指導主事（人事に係る権限を有する者を除く。）をして、実施者の指示によりストレスチェックに係る事務に従事する者（以下「実施事務従事者」という。）とする。</p>
<p>(対象者)</p> <p>第3条 ストレスチェックの対象は、学校及び園に勤務する職員（管理職を含む。）に対して行う。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) ストレスチェックを実施する年度の初日から引き続き職員として在職する期間が1年に満たない非常勤職員であって、同日から1年以上在職することが予定されていない者</p> <p>(2) 1週間当たりの勤務時間が学校職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教委規則第7号）第2条第1項、習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教委規則第8号）第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3未満である者</p> <p>(3) ストレスチェック実施期間に休職又は休業している職員のうち、その期間が1月以上である者</p>	<p>(対象者等)</p> <p>第3条 ストレスチェックは、職員に対して行う。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) ストレスチェックを実施する年度の初日から引き続き職員として在職する期間が1年に満たない非常勤職員であって、同日から1年以上在職することが予定されていないもの</p> <p>(2) 1週間当たりの勤務時間が、学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則2号）第2条第1項、学校職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教委規則第7号）第2条第1項又は習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則（平成元年教委規則第8号）第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3未満である職員</p> <p>(3) 次条に規定するストレスチェック実施期間において休職又は休業していた職員のうち、休職又は休業の期間が1月以上である職員</p>
<p>(実施時期及び実施回数)</p> <p>第4条 ストレスチェックは、毎年6月から12月までの間に1回実施するものとする。</p>	<p>(実施時期及び回数)</p> <p>第4条 ストレスチェックは、毎年6月から12月までの間に1回実施するものとする。</p>

<p>2 前項に定めるもののほか、教育長が必要と認めるときは、ストレスチェックを実施することができる。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、ストレスチェックを実施することができる。</p>
<p>(制度の趣旨等の周知)</p> <p>第5条 習志野市立学校長（以下「校長」という。）及び習志野市立幼稚園長（以下「園長」という。）は、次の内容を職員に周知するものとする。</p> <p>(1) ストレスチェック制度は、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしないものであること。</p> <p>(2) 職員がストレスチェックを受ける義務はないこと。ただし、専門医療機関に通院中等の特別な事情がない限り、全ての対象職員が受けることが望ましいこと。</p> <p>(3) ストレスチェックの結果は直接本人に通知され、本人の同意なく校長又は園長が結果を入手するようなことはないこと。</p> <p>(4) ストレスチェックを受けるときは、正直に回答することが重要であること。</p> <p>(5) 本人が面接指導を申し出た場合又はストレスチェック結果を学校職員安全衛生委員会に提供することを同意した場合において、その際入手した結果は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に使用することはないこと。</p>	<p>習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程第25条へ</p>
<p>(実施方法等)</p> <p>第6条 職員は、専門医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、教育長が設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。</p> <p>2 ストレスチェックが職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることに鑑み、職員は、自身のストレスの状況を率直に回答するよう努めなければならない。</p> <p>3 校長及び園長並びに実施事務従事者は、全ての職員がストレスチェックを受けやすい環境を整えるとともに、職員のストレスチェックの受検状況を把握し、受験していない職員に対しこれを受検することを勧奨するものとする。</p>	<p>(実施方法等)</p> <p>第5条 職員は、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、教育委員会が設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。</p> <p>2 ストレスチェックが職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることに鑑み、職員は、自身のストレスの状況を率直に回答するよう努めなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、職員がストレスチェックを受けやすい環境を整えるとともに、ストレスチェックの受検状況を把握し、受験していない職員に対しこれを受検することを勧奨するものとする。</p>
	<p>(調査票)</p> <p>第6条 ストレスチェックは、厚生労働大臣の定める職業性ストレス簡易調査票を用いて実施する。</p>
	<p>(ストレスチェックに要する時間の取扱い)</p> <p>第7条 ストレスチェックに要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。</p>

	<p>2 職員は勤務時間中にストレスチェックを受けるものとし、校長及び園長（以下「校長等」という。）は職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮しなければならない。</p>
<p>（結果に係る評価等）</p> <p>第7条 ストレスチェックの結果の評価は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>2 ストレスチェックの結果は、職員が直接確認するものとする。</p>	<p>（評価方法）</p> <p>第8条 ストレスチェックの結果の評価は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。</p>
<p>（ストレスチェック等を受ける者への配慮）</p> <p>第8条 ストレスチェック及び面接指導は、原則として勤務時間中に行うものとし、校長及び園長は、職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮しなければならない。</p>	<p>習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程第7条へ</p>
	<p>（結果の通知等）</p> <p>第9条 実施者は、ストレスチェックの結果について、ストレスチェックを受けた職員に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により通知を受けた職員は、当該ストレスチェックの結果並びに結果に記載された実施者による助言及び指導に基づき、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。</p>
<p>（ストレスチェックの結果に基づく面接指導）</p> <p>第9条 面接指導の実施については、次のとおりとする。</p> <p>（1）ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判定された職員で医師の面接指導を希望する場合は、ストレスチェックシステムに入力することにより、その旨を申し出る。</p> <p>（2）医師の面接指導を受ける必要があると判定され、職員本人が面接指導の申出を希望した場合は、その申出をもって、ストレスチェック結果の提供を同意したものとして取り扱う。</p> <p>（3）面接指導を行うに当たって教育長は、校長及び園長に対し、被面接者の氏名を連絡する。</p> <p>（4）校長は、教育長から被面接者の連絡を受けた後に、速やかに健康管理医と面接日程等の調整を図る。</p> <p>（5）学校職員の面接指導は、原則として健康管理医による健康相談に含めて行うものとする。</p> <p>（6）園長は、教育長からの連絡を受け、健康管理医との面接指導の場所・日程を被</p>	<p>（教育委員会への結果提供に関する同意）</p> <p>第10条 実施者は、ストレスチェックの結果、医師による面接指導（以下「面接指導」という。）を受ける必要があると判定した職員（以下「面接指導対象職員」という。）に対し、ストレスチェックの結果を通知するときに、当該結果を教育委員会に提供することに係る同意について、当該職員に確認する。</p> <p>2 前項に規定する結果の提供に同意する面接指導対象職員は、同意書を実施者に提出するものとする。</p> <p>3 実施者は、前項の同意書の提出を受けた場合は、当該職員に係るストレスチェックの結果の写しを教育委員会に提供するものとする。</p>

面接者に通知する。	
	<p>(面接指導の申出)</p> <p>第11条 面接指導対象職員が面接指導を希望する場合は、当該結果の通知を受けて30日以内に、実施者に申出書を提出するものとする。</p> <p>2 面接指導対象職員が、当該結果の通知を受けてから30日以内に実施者に申出書を提出しない場合は、実施者は当該職員に対し、申出の勧奨を行うものとする。</p>
	<p>(面接指導の実施)</p> <p>第12条 実施者は、面接指導を実施する日時及び場所について、面接指導対象職員及び校長又は園長に通知する。この場合において、面接指導を実施する日時は、前条第1項の申出書が提出された日後30日以内であって、かつ面接指導対象職員の勤務時間中に設定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた職員は、指定された日時及び場所において面接指導を受けるものとし、校長等は、職員が当該日時及び場所において面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。</p>
<p>(意見聴取)</p> <p>第10条 校長及び園長は、面接指導が終了次第、面接指導を実施した産業医及び健康管理医に対して、面接指導の結果及び意見(様式1)を聴くものとする。</p>	<p>(面接指導の結果に基づく産業医等の意見聴取)</p> <p>第13条 教育委員会は、面接指導が終了した日から遅くとも30日以内に、面接指導を実施した産業医等に対して、面接指導の結果の報告及び意見の提出を求めるものとする。</p>
<p>(結果報告)</p> <p>第11条 校長及び園長は、面接終了後指定された日までに、面接指導結果記録書(様式1)、心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書(様式2)を教育長に提出するものとする。</p>	
<p>(ストレスチェックの結果に係る集計及び分析等)</p> <p>第12条 ストレスチェック結果の集計及び分析は、各学校及び園ごとに行い、当該ストレスチェックの結果について分析するものとする。</p> <p>2 前項の規定による集計及び分析の手法は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による集計及び分析の結果は、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を講じるものとする。</p> <p>4 教育長は、前項の規定により職場環境の改善の結果を安全衛生委員会に報告するものとする。</p>	習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程第16条へ

	<p>(面接指導の結果を踏まえた措置の実施)</p> <p>第14条 教育委員会は、面接指導の結果、実施者から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出され、人事異動を含めた就業上の措置を実施する場合は、該当する職員に対して、就業上の措置の内容、その理由等について説明を行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する就業上の措置の内容等について、習志野市立学校職員安全衛生管理規程第13条第1項の学校職員安全衛生委員会に報告する。</p> <p>3 職員は、正当な理由がある場合を除き、就業上の措置に従わなければならない。</p>
	<p>(面接指導に要する時間の取扱い)</p> <p>第15条 面接指導を受けるために要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。</p>
	<p>(集計及び分析の対象及び方法)</p> <p>第16条 実施者は、ストレスチェックの結果の集団ごとの集計及び分析について、ストレスチェックを受けた職員の学校又は園を単位として行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ストレスチェックを受けた職員が10人未満である学校及び園については、同項に規定する集計及び分析は行わない。ただし、他の学校又は園と併せて集計したときにストレスチェックを受けた職員が10人以上となる場合であって教育委員会が必要と認めるときは、当該学校又は園と合わせて同項の規定による集計及び分析を行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する集計及び分析は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。</p>
	<p>(集計・分析結果の提供及び利用)</p> <p>第17条 実施者は、教育委員会に対し、前条の規定により集計し、及び分析した結果(以下「集計・分析結果」という。)を提供する。</p> <p>2 教育委員会は、集計・分析結果に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を実施するとともに、校長等に対して研修を行う。</p> <p>3 職員は、前項の規定に基づき教育委員会が実施する職場環境の改善のための措置に協力しなければならない。</p>
<p>(ストレスチェックの結果に係る記録の保存)</p> <p>第13条 教育長は、ストレスチェックの結果を5年間保存しなければならない。</p> <p>2 教育長は、ストレスチェックの結果を第三者に閲覧されることのないよう厳格に管理しなければならない。</p> <p>3 校長及び園長は、この要領により作成した書類及び集団分析結果を5年間保存</p>	<p>(実施者による記録の保存)</p> <p>第18条 実施者は、ストレスチェックの結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、実施者は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。</p>

する。	
	<p>(教育委員会に提供された記録の保存)</p> <p>第19条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果の写し、面接指導を実施した産業医等から提供された面接指導の結果並びに実施者から提供された集計・分析結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、教育委員会は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。</p>
	<p>(ストレスチェックの結果の共有範囲)</p> <p>第20条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有するものとし、他の部署の職員に提供してはならない。</p>
	<p>(面接指導の結果の共有範囲)</p> <p>第21条 教育委員会は、面接指導を実施した産業医等から提供された面接指導の結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有するものとし、就業上の措置の内容等職務遂行上必要な情報を校長又は園長に提供する場合を除き、他の部署の職員に提供してはならない。</p>
	<p>(集計・分析結果の共有範囲)</p> <p>第22条 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果を職員の安全衛生の管理担当課において保有すると共に、校長又は園長に提供する。</p> <p>2 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果に基づき、学校職員安全衛生委員会において、職場環境の改善のための措置について検討するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項に規定する措置を実施し、学校職員安全衛生委員会に報告するものとする。</p>
	<p>(健康情報の取扱いの範囲)</p> <p>第23条 ストレスチェックに係る職員の健康情報のうち、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容、その他医学的情報(以下「診断名等」という。)については、実施者又は実施事務従事者が取り扱わなければならない。</p> <p>2 実施者が診断名等に係る関連情報を教育委員会に提供する場合は、適切に加工しなければならない。</p>
<p>(苦情の申し立て)</p> <p>第14条 職員は、ストレスチェックに係る情報の取扱い等について、教育長に対し、苦情の申し立てを行うことができる。</p>	

<p>2 前項の規定により苦情の申立てがあったときは、必要に応じ、面接の実施等教育長が適当と認める措置を講ずるものとする。</p>	
	<p>(業務遂行に当たっての配慮)  第24条 教育委員会、実施者、校長、園長その他ストレスチェックに係る業務に従事する者は、職務を遂行するに当たり、職員が面接指導対象職員であることその他職員のストレスチェックに係る情報を第三者に知られることのないよう配慮しなければならない。</p>
	<p>(制度の周知)  第25条 教育委員会は、ストレスチェックについて次に掲げる制度の趣旨等を職員に周知する。  (1) ストレスチェックは、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではないこと。  (2) 職員がストレスチェックを受ける義務はないこと。ただし、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、全ての職員が受けることが望ましいこと。  (3) ストレスチェックの結果は、実施者から直接職員本人に通知され、当該職員の同意なく教育委員会が結果の提供を受けることはないこと。  (4) ストレスチェックを受けるときは、正直に回答することが望ましいこと。  (5) 職員がストレスチェック結果を教育委員会に提供することに同意した場合及び面接指導を申し出た場合において教育委員会が受けた情報は、当該職員の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に使用することはないこと。</p>
<p>(不利益な取扱いの禁止)  第15条 教育長は、ストレスチェックに関し次に掲げる行為を行わないことを職員に周知するものとする。  (1) 教育委員会に提供されたストレスチェックの結果を理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。  (2) ストレスチェックの結果に基づき、面接指導の申出を行った職員に対し、申出を行ったことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。  (3) ストレスチェックを受けない職員に対し、受けないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)  第26条 教育委員会は、ストレスチェックに関して、次に掲げる行為を行ってはならない。  (1) ストレスチェックの結果に基づき面接指導の申出を行った職員に対し、申出を行ったことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。  (2) 職員の同意を得て実施者から提供されたストレスチェックの結果を理由として、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。  (3) ストレスチェックを受けない職員に対し、受けないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p>

<p>(4) ストレスチェックの結果を教育委員会に提供することに同意しない職員に対して、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(5) 面接指導対象職員であるにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対して、同意しないことを理由として、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(6) 就業上の措置を行うに当たり、法、省令等の規定による手続きに違反して、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(7) 就業上の措置を行うに当たり、面接指導を実施した産業医及び健康管理医の意見とその内容及び程度が著しく異なるもの、職員の事情が考慮されていないものなど法その他の法令に定められた要件を満たさない内容で、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(8) 面接指導の結果に基づき、次の行為を行うこと。</p> <p>ア 分限処分をすること。</p> <p>イ 期間を定めて任用する職員について、任用の更新をしないこと。</p> <p>ウ 退職の勧奨を行うこと。</p> <p>エ 不当な動機又は目的をもってなされたと判断される配置転換又は役職の変更を命じること。</p> <p>オ その他労働関連法令に違反する措置を講じること。</p>	<p>(4) ストレスチェックの結果を教育委員会に提供することに同意しない職員に対し、同意しないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(5) 面接指導対象職員であるにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対し、申出を行わないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(6) 就業上の措置を行うに当たり、法、省令等の規定による手続きに違反して、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(7) 就業上の措置を行うに当たり、面接指導を実施した産業医等の意見とその内容及び程度が著しく異なる等、当該産業医等の意見を勘案し必要と認められる範囲内でないこと、職員の実情が考慮されていないこと等法その他の法令に定められた要件を満たさない事由があるにもかかわらず、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。</p> <p>(8) 面接指導の結果に基づき、次の行為を行うこと。</p> <p>ア 分限処分をすること。</p> <p>イ 期間を定めて任用する職員について、任用の更新をしないこと。</p> <p>ウ 退職の勧奨を行うこと。</p> <p>エ 不当な動機又は目的をもってなされたと判断される配置転換又は職制上の段階の変更を命じること。</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、法その他労働関連法令に違反する措置を講じること。</p> <p>2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為を行わないことにつき、職員に周知する。</p>
<p>(補則)</p> <p>第16条 この要領に定めるもののほか、ストレスチェック制度等に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は平成28年9月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和2年9月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p>

## 習志野市立学校職員ストレスチェック実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の実施に関し、法及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)並びに法に基づき厚生労働省が定める指針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 ストレスチェックの実施者(以下「実施者」という。)は、習志野市立学校職員安全衛生管理規程(平成11年教育委員会訓令甲第2号)第7条第1項の産業医又は同規程8条第1項の健康管理医(以下「産業医等」という。)とする。

2 教育委員会は、職員の安全衛生の管理担当課に所属する指導主事(人事に係る権限を有する者を除く。)をして、実施者の指示によりストレスチェックに係る事務に従事する者(以下「実施事務従事者」という。)とする。

(対象者等)

第3条 ストレスチェックは、職員に対して行う。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) ストレスチェックを実施する年度の初日から引き続き職員として在職する期間が1年に満たない非常勤職員であって、同日から1年以上在職することが予定されていないもの
- (2) 1週間当たりの勤務時間が、学校職員の勤務時間等に関する規則(平成7年千葉県教育委員会規則2号)第2条第1項、学校職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教委規則第7号)第2条第1項又は習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教委規則第8号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3未満である職員
- (3) 次条に規定するストレスチェック実施期間において休職又は休業していた職員のうち、休職又は休業の期間が1月以上である職員

(実施時期及び回数)

第4条 ストレスチェックは、毎年6月から12月までの間に1回実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、ストレスチェックを実施することができる。

(実施方法等)

第5条 職員は、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、教育委員会が設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。

2 ストレスチェックが職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることに鑑み、職員は、自身のストレスの状況を率直に回答するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、職員がストレスチェックを受けやすい環境を整えるとともに、ストレス

チェックの受検状況を把握し、受検していない職員に対しこれを受検することを勧奨するものとする。

(調査票)

第6条 ストレスチェックは、厚生労働大臣の定める職業性ストレス簡易調査票を用いて実施する。

(ストレスチェックに要する時間の取扱い)

第7条 ストレスチェックに要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。

2 職員は勤務時間中にストレスチェックを受けるものとし、校長及び園長(以下「校長等」という。)は職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮しなければならない。

(評価方法)

第8条 ストレスチェックの結果の評価は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(結果の通知等)

第9条 実施者は、ストレスチェックの結果について、ストレスチェックを受けた職員に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた職員は、当該ストレスチェックの結果並びに結果に記載された実施者による助言及び指導に基づき、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

(教育委員会への結果提供に関する同意)

第10条 実施者は、ストレスチェックの結果、医師による面接指導(以下「面接指導」という。)を受ける必要があると判定した職員(以下「面接指導対象職員」という。)に対し、ストレスチェックの結果を通知するときに、当該結果を教育委員会に提供することに係る同意について、当該職員に確認する。

2 前項に規定する結果の提供に同意する面接指導対象職員は、同意書を実施者に提出するものとする。

3 実施者は、前項の同意書の提出を受けた場合は、当該職員に係るストレスチェックの結果の写しを教育委員会に提供するものとする。

(面接指導の申出)

第11条 面接指導対象職員が面接指導を希望する場合は、当該結果の通知を受けて30日以内に、実施者に申出書を提出するものとする。

2 面接指導対象職員が、当該結果の通知を受けてから30日以内に実施者に申出書を提出しない場合は、実施者は当該職員に対し、申出の勧奨を行うものとする。

(面接指導の実施)

第12条 実施者は、面接指導を実施する日時及び場所について、面接指導対象職員及び校長又は園長に通知する。この場合において、面接指導を実施する日時は、前条第1項の申出書が提出された日後30日以内であって、かつ面接指導対象職員の勤務時間中に設定するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた職員は、指定された日時及び場所において面接指導を受けるものとし、**校長等**は、職員が当該日時及び場所において面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

(面接指導の結果に基づく産業医等の意見聴取)

- 第13条 **教育委員会は、面接指導が終了した日から遅くとも30日以内に、面接指導を実施した産業医等に対して、面接指導の結果の報告及び意見の提出を求めるものとする。**

(面接指導の結果を踏まえた措置の実施)

- 第14条 教育委員会は、面接指導の結果、実施者から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出され、人事異動を含めた就業上の措置を実施する場合は、該当する職員に対して、就業上の措置の内容、その理由等について説明を行う。

- 2 教育委員会は、前項に規定する就業上の措置の内容等について、習志野市立学校職員安全衛生管理規程第13条第1項の学校職員安全衛生委員会に報告する。

- 3 職員は、正当な理由がある場合を除き、就業上の措置に従わなければならない。

(面接指導に要する時間の取扱い)

- 第15条 面接指導を受けるために要する時間は、勤務時間として取り扱うものとする。

(集計及び分析の対象及び方法)

- 第16条 実施者は、ストレスチェックの結果の集団ごとの集計及び分析について、ストレスチェックを受けた職員の学校又は園を単位として行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、ストレスチェックを受けた職員が10人未満である学校及び園については、同項に規定する集計及び分析は行わない。ただし、他の学校又は園と併せて集計したときにストレスチェックを受けた職員が10人以上となる場合であって教育委員会が必要と認めるときは、当該学校又は園と合わせて同項の規定による集計及び分析を行うものとする。

- 3 第1項に規定する集計及び分析は、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(集計・分析結果の提供及び利用)

- 第17条 実施者は、教育委員会に対し、前条の規定により集計し、及び分析した結果(以下「集計・分析結果」という。)を提供する。

- 2 教育委員会は、集計・分析結果に基づき、必要に応じて、職場環境の改善のための措置を実施するとともに、**校長等**に対して研修を行う。

- 3 職員は、前項の規定に基づき教育委員会が実施する職場環境の改善のための措置に協力しなければならない。

(実施者による記録の保存)

- 第18条 実施者は、ストレスチェックの結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、実施者は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。

(教育委員会に提供された記録の保存)

第19条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果の写し、面接指導を実施した産業医等から提供された面接指導の結果並びに実施者から提供された集計・分析結果に係る記録を5年間保存する。この場合において、教育委員会は、当該記録が第三者に閲覧されることのないよう、厳格に管理しなければならない。

(ストレスチェックの結果の共有範囲)

第20条 教育委員会は、実施者から提供されたストレスチェックの結果を**職員の安全衛生の管理担当課**において保有するものとし、他の部署の職員に提供してはならない。

(面接指導の結果の共有範囲)

第21条 教育委員会は、**面接指導を実施した産業医等から**提供された面接指導の結果を**職員の安全衛生の管理担当課**において保有するものとし、就業上の措置の内容等職務遂行上必要な情報を**校長又は園長に提供する場合を除き**、他の部署の職員に提供してはならない。

(集計・分析結果の共有範囲)

第22条 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果を**職員の安全衛生の管理担当課**において保有すると共に、**校長又は園長**に提供する。

2 教育委員会は、実施者から提供された集計・分析結果に基づき、学校職員安全衛生委員会において、職場環境の改善のための措置について検討するものとする。

3 教育委員会は、前項に規定する措置を実施し、学校職員安全衛生委員会に報告するものとする。

(健康情報の取扱いの範囲)

第23条 ストレスチェックに係る職員の健康情報のうち、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容、その他医学的情報(以下「診断名等」という。)については、実施者又は実施事務従事者が取り扱わなければならない。

2 実施者が診断名等に係る関連情報を教育委員会に提供する場合は、適切に加工しなければならない。

(業務遂行に当たっての配慮)

第24条 教育委員会、実施者、校長、園長その他ストレスチェックに係る業務に従事する者は、職務を遂行するに当たり、職員が面接指導対象職員であることその他職員のストレスチェックに係る情報を第三者に知られることのないよう配慮しなければならない。

(制度の周知)

第25条 教育委員会は、ストレスチェックについて次に掲げる制度の趣旨等を職員に周知する。

(1) ストレスチェックは、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではないこと。

- (2) 職員がストレスチェックを受ける義務はないこと。ただし、専門の医療機関に通院していること等特別な事情がある場合を除き、全ての職員が受けることが望ましいこと。
- (3) ストレスチェックの結果は、実施者から直接職員本人に通知され、当該職員の同意なく教育委員会が結果の提供を受けることはないこと。
- (4) ストレスチェックを受けるときは、正直に回答することが望ましいこと。
- (5) 職員がストレスチェック結果を教育委員会に提供することに同意した場合及び面接指導を申し出た場合において教育委員会が受けた情報は、当該職員の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に使用することはないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第26条 教育委員会は、ストレスチェックに関して、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ストレスチェックの結果に基づき面接指導の申出を行った職員に対し、申出を行ったことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (2) 職員の同意を得て実施者から提供されたストレスチェックの結果を理由として、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (3) ストレスチェックを受けない職員に対し、受けないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (4) ストレスチェックの結果を教育委員会に提供することに同意しない職員に対し、同意しないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (5) 面接指導対象職員であるにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対し、申出を行わないことを理由として当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (6) 就業上の措置を行うに当たり、法、省令等の規定による手続に違反して、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (7) 就業上の措置を行うに当たり、面接指導を実施した産業医等の意見とその内容及び程度が著しく異なる等、当該産業医等の意見を勘案し必要と認められる範囲内でないこと、職員の実情が考慮されていないこと等法その他の法令に定められた要件を満たさない事由があるにもかかわらず、当該職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (8) 面接指導の結果に基づき、次の行為を行うこと。
  - ア 分限処分をすること。
  - イ 期間を定めて任用する職員について、任用の更新をしないこと。
  - ウ 退職の勧奨を行うこと。
  - エ 不当な動機又は目的をもってなされたと判断される配置転換又は職制上の段階の変更を命じること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、法その他労働関連法令に違反する措置を講じること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為を行わないことにつき、職員に周知する。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

## 議案第4号

習志野市子どもの読書活動推進計画の策定に関する習志野市社会教育  
委員への諮問について

習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について、別紙のとおり習志野市社会  
教育委員に諮問する。

令和7年1月22日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

### 提 案 理 由

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、諮問するものである。

教社第402号  
令和7年1月30日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について

### 2. 計画策定の趣旨

令和元年度から7年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、スマートフォン等の情報機器の浸透による情報の入手方法の多様化や、SNSやゲームに余暇を費やす人が増えたこともあり、全ての世代で読書離れが進んでいる。文化庁が令和6年に全国の16歳以上を対象として実施した調査においては、1カ月に1冊も読まないとの回答が6割に上った。

子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものである。子ども時代に読書習慣をつけることがその後の人生を豊かに生きることにつながる。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、社会の変化に対応した読書環境の整備に引き続き取り組んでいくため、次期計画を策定する。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

- 令和元～7 年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、スマートフォン等の情報機器の浸透による情報の入手方法の多様化や、SNS やゲームに余暇を費やす人が増えたこともあり、全ての世代で読書離れが進んでいる。文化庁が令和 6 年に全国の 16 歳以上を対象として実施した調査においては、1 カ月に 1 冊も読まないとの回答が 6 割に上った。
- 子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものである。子ども時代に読書習慣をつけることがその後の人生を豊かに生きることにつながる。
- 子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、社会の変化に対応した読書環境の整備に引き続き取り組んでいくため、次期計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

- 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「千葉県子どもの読書活動推進計画」を踏まえた内容とする。
- 「習志野市基本計画」「習志野市教育振興基本計画」「習志野市こども計画」と整合性を図った作成とする。

### 3 計画の対象と期間

- 「おおむね 18 歳以下の子ども」と、「子どもの読書活動の推進に関わる保護者・教育・福祉関係者等」を計画の対象とし、計画期間は、令和 8 年度から 8 年間とする。

第2章 子どもの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

・GIGA スクール構想による1人1台タブレットの配備

・youtube や各種 SNS 等の利用増・低年齢化

(参考)

ベネッセ教育総合研究所と東京大学の共同調査より (R5.10 月発表)

※対象：小学校1年生～高校3年生

(1)各メディアの平均利用時間(一日)

	2015年	2022年
スマートフォン	50分	83分
PC・タブレット	19分	32分
本	18分	15分

(2)スマートフォンの利用時間の学年差

小学校4年生 1日 20分

高校2年生 1日 140分

2 国・県計画の策定状況

[国計画(第五次計画)] R5.3月策定

○計画期間 R5.3月～概ね5年間

○基本方針

- ①不読率の低減
- ②多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④子どもの視点に立った読書活動の推進

[県計画(第五次計画)] R7.3月策定予定

○計画期間 R7年度～概ね5年間

○基本方針

- ①社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進 ※国計画の①④に対応
- ②読書環境の整備と連携体制の構築 ※国計画の②③に対応

[読書バリアフリー関係]

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 R2.7月策定

○千葉県読書バリアフリー推進計画 R5.3月策定

### 第3章 本市子どもの読書活動の取組状況と課題等

#### 1 現行計画の取組状況

図書館、地域（家庭）、学校や園のそれぞれの場所で、基本方針①子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 ②地域や学校等における読書環境の充実 ③子どもの読書活動への理解や関心の普及 ④読書活動の推進体制の整備 に基づく計 77 事業において取組を進めた。

##### ①子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

おはなし会や読み聞かせ（図書館・学校・幼保こども園・公民館・こどもセンター等） / 児童生徒向け講座等の開催 / 学校での朝読・団体貸出の実施 / 中高生の図書館事業への参加 子ども向け図書館報・ブックリストの発行 等

##### ②地域や学校等における読書環境の充実

子どもの本の充実（図書館・学校図書室・幼保こども園・こどもセンター等） / 学校司書の配置 / 電子図書館の導入・利用促進 等

##### ③子どもの読書活動への理解や関心の普及

本の読み聞かせをはじめとした「家読」の推奨・啓発 / ブックスタート事業 / 学校だより・園だよりを活用した啓発

##### ④読書活動の推進体制の整備

図書館と各学校司書との情報交換 / 学校司書間の情報交換

※令和 7 年度の結果が判明次第、前回計画の数値指標の達成度の表を掲載予定

## 2 アンケート結果等を踏まえた現状・課題・今後の取組の視点

[学年が上がるにつれての読書離れについて]

- 読書が好きな子どもの割合は、学年間（小 3,小 6,中 3,高 2）の比較において、小学 3 年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあった。
- 1 日の読書時間について、小学 6 年生から高校 2 年生にかけて低下している。文化庁調査（令和 5 年度「国語に関する世論調査」16 歳以上を対象）からは、読書量が減っているとの回答が過去最多の 69.1%で、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が 16-19 歳の回答で大多数であった。このことは中学生においても同様の傾向があると類推できる。
- 本を読むきっかけについて学年ごとの結果を比較すると、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占める。「友達にすすめられた」「SNS 等で知った」は学年が上がるにつれて増加する。「図書館や図書室で実際に手に取って面白そうだったから」も一定割合を占める。一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」は比較的低い。
- 国立青少年教育振興機構の調査(R3)では「1 日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性が指摘されている。

今後の取組の視点

- ◆ SNS などでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・司書・学校図書室・市立図書館など、周りの大人がいかに伝えられるか。⇒基本施策①③
- ◆ 子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるような情報発信をしていく。⇒基本施策②
- ◆ ただし、大人から読書を押し付けない。（非強制）

[学校での読書活動の推進について]

- 学校図書室の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。こうすればもっと学校図書室へ行くという設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面での回答が最も多いが、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多かった。
- 本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書室から借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり友達から借りる割合が上昇する傾向にある。
- 学校図書室は現状、学校司書や図書委員が在室している時間のみ開館している。

今後の取組の視点

- ◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室をもっと使ってもらおう。(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討) ⇒基本施策⑧
- ◆各学校での取組を学校間で共有し、取組を全市的に広めていく。⇒基本施策④⑥
- ◆子どもの読書に対する教職員等への意識付けを行う。⇒基本施策④

[未就学児]

- 現行計画の期間中において、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している。「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番回答数が多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多かった。幼保こども園において本の貸出を希望する声や、園でたくさん読み聞かせをしてもらいたいといった声が複数寄せられた。
- 入学前に読み聞かせを「週に4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、その後の読書時間も1.5～2倍長くなる傾向があり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向がある。(ベネッセと東大の共同研究)
- 保護者自身の読書の好き嫌いと読み聞かせの好き嫌いには相関が見られた。(市実施アンケート)
- 各幼保こども園において、読み聞かせの実施や保護者への啓発が積極的に実施されているなか、市立図書館との連携においては、物理的制約もあり、実施できていない園もある。
- 読み聞かせを行っている地域ボランティア等と、図書館や園との連携は十分とはいえない。

今後の取組の視点

- ◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取組(幼保こども園での読み聞かせ強化等) ⇒基本施策⑤  
時間がなく図書館に行けない層への取組(電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知等)
- ◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取組の推進 ⇒基本施策②⑤  
保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取組(読み聞かせの意義や「家読」の普及等)
- ◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取組
- ◆「図書館」と幼保こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化 ⇒基本施策⑨
- ◆「図書館・幼保こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨

## 第4章 基本目標・基本方針・施策体系

### 1 基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

※現行計画から変更なし

### 2 基本方針

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげること、そして子どもが読みたいときに本が身近にあることが大切であるとの考え方のもと、以下2点を基本方針とする。

(1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

(2) 読書環境の整備と連携体制の構築

※県の次期計画に準ずる

### 3 施策体系

現行計画における課題と今後の取組の視点に基づき、計10の基本施策の取組を進める

#### 基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

基本施策①読書のきっかけとなる催しの実施

基本施策②読書のきっかけにつながる情報発信

基本施策③本や図書館を身近に感じてもらう取組

基本施策④職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

基本施策⑤幼保こ園での読書活動の推進

基本施策⑥学校での読書活動の推進

#### 基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦読書環境や蔵書の充実

基本施策⑧利用しやすい学校図書室づくり

基本施策⑨子どもの読書活動推進体制の整備

基本施策⑩多様な子どもたちの読書機会の確保

## 第5章 具体的な取組

※検討中

## 第6章 数値目標

①読書が好きな子どもの割合

②不読率

## 議案第5号

習志野市文化振興計画の策定に関する習志野市社会教育委員への諮問  
について

習志野市文化振興計画の策定について、別紙のとおり、習志野市社会教育委員に  
諮問する。

令和7年1月22日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

### 提 案 理 由

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、諮問するものである。

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市文化振興計画の策定について（諮問）

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、「習志野市文化振興計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市文化振興計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また習志野市では、昭和 53 年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和 4 年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和 8 年度から令和 15 年度を計画期間とする次期計画を策定する。

# 習志野市文化振興計画（骨子案）

<p>1. はじめに</p> <p><b>【目的】</b> 市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するため、また本市の歴史を多くの市民に身近に感じてもらうことができるよう、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進する計画を策定する。</p> <p><b>【計画期間】</b> 令和8年度～15年度（8年間）</p> <p><b>【計画の位置づけ】</b> 「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」及び「習志野市教育振興基本計画」を上位計画として位置付ける。また、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野、SDGsの基本的な考え方も踏まえた内容とする。</p> <p><b>【本計画で取り扱う文化の範囲】</b> 国の「文化芸術基本法」や千葉県「千葉県文化芸術推進基本計画」で取り扱う文化の範囲を基本とする（芸術・メディア芸術・伝統芸能・芸能・生活文化・国民娯楽・出版物等・文化財等・郷土芸能）。</p>	<p>3. 前計画における取り組みとその課題</p> <p>※3つの方向性と①～⑥の評価指標を定め、全体で47の取り組みを推進している。</p>	<p>4. 将来像と方向性</p> <p>【9年後の将来像】誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち</p> <p>5. 施策と取り組み【主な解決策】</p>
<p>2. 習志野市の文化を取り巻く動向</p> <p><b>【社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向】</b> 国は令和5年度から5年間を計画期間とする第2期文化芸術推進基本計画において、「文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供」など4つの中長期目標を掲げ「文化資源の保存と活用の一層の促進」等7つの重点取り組みを推進している。</p> <p>県は「千葉県文化芸術推進基本計画（令和4～6年度）」において、「あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり」など5つの施策の柱に取り組み、現在は、次期計画（令和7～13年度）」を策定中。</p> <p><b>【市民・団体の文化振興に対する意識・ニーズ】</b> 前回調査（令和元年11月）と比較すると、コロナ禍を経て成人における文化芸術の『鑑賞』については、横ばい、『活動』は増加傾向にあり30代が落ち込み、50代に向けて上昇するものの60代で若干減少し、70代以上は活発となる傾向がある。また、『鑑賞』や『活動』をしていない理由として「仕事や生活が忙しく時間がない」が6割と最も多いが、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から大きく上昇している。コロナ禍のステイホームの影響でパソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み情報の入手が容易になったことが一因と考えられる。</p> <p>一方、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては習志野文化ホールが閉館し再建設が待たれる中「誰もが利用しやすいホールや劇場の設備」が5割、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が4割を占めている。</p> <p>この他、過去1年間に公民館を利用したとの回答は2割、図書館は4割に留まっており、利用の促進が課題となっている。</p> <p>過去3年以内に文化芸術を『鑑賞』した小・中学生は前回調査の割合を下回ったが、高校生は前回調査を上回った。『活動』については、小学生以外は前回を上回った。前回調査では、『鑑賞』・『活動』とも学年が上がるに連れ、下がる傾向であったが、今回は「コロナ禍」の時期と重なるため、年代が低い程行動制限等から受けた影響が大きいこと、習志野文化ホールの閉館等などからも生の芸術に触れる機会そのものが減少したことなどが要因と考えられる。</p>	<p><b>「文化に触れる～機会の提供～」</b></p> <p>①文化芸術を鑑賞した市民の割合<b>85.2%</b>（基準値+0.4p:目標値86%） ②文化芸術活動をした市民の割合<b>26.1%</b>（基準値+2.6p:目標値25%<b>達成</b>）</p> <p>本市市民の文化芸術鑑賞・活動は、前回調査と同等またはそれ以上となっており、今後もこうした状況の維持と拡充を図っていく必要がある。一方、年齢、仕事、子育てや介護、居住地などの条件によって、鑑賞・活動状況に差がある。内容・ジャンルも含め、どのような条件下におかれてもこれらを鑑賞・活動できる機会の創出が求められる。特に昭和53年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチによりこれまでホールに足を運ぶことにはためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要である。</p>	<p>①誰もが文化に触れる機会の創出（保育付き講座の実施や、高齢者や障がい者による発表機会の提供など。） ②市庁舎や公共施設等身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会を提供。（（公財）習志野市文化スポーツ振興財団及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより鑑賞機会の充実を図る。再整備した文化ホールにおいて再びさらには新たな利用の促進を図る。） ③市民が身近な文化芸術への関心を高め、気軽に触れることが出来る機会を増やせるような情報発信に取り組む。</p>
	<p><b>「文化をつなぐ～継承と育成～」</b></p> <p>③文化芸術を鑑賞した小中高生の割合<b>89.5%</b>（基準値△3.6p:目標値95%） ④文化芸術活動をした小中高生の割合<b>63.1%</b>（基準値+7.1p:目標値58%<b>達成</b>）</p> <p>「コロナ禍」によって奪われた、子ども達の鑑賞・活動機会を提供する。特に、IT機器などを使用した動画等による鑑賞だけでなく、「生の芸術」に触れる取組を推進する必要がある。</p> <p>文化団体の課題は新規会員の確保である。40年以上活動している団体が8割を超え、アンケートによると新規加入者の減少について半数の団体が「困っている」と回答している。また、「運営側の人材不足」を挙げている団体が多い。会員の固定化が新規加入しづらい環境を形成している場合も考えられることから、自然に新しい会員を取り込める環境を醸成していくことや新たな団体の結成加入を促していくことも必要である。</p>	<p>①子どもや若い世代への文化の継承と育成（子どもが生の文化芸術に触れられるような取り組み、文化系クラブへの活動支援の実施、こども部や公民館等の講座で乳幼児に対するアートスタート事業などの企画・実施等。） ②文化に触れ、生きがいにつながる環境の整備（文化活動への支援、文化団体の世代間交流。） ③文化にたずさわる人材の育成（小中学校管楽器講座の開催等、現役の質の高さが次世代の意欲を引き出す世代間の好循環の促進支援、芸術文化協会との連携により伝統文化に地域で親しむことが出来るような取り組みの実施。伝統文化親子教室や講座の開催・支援により、若い世代が文化活動に参画するきっかけ作りと担い手の育成を図る。）</p>
	<p><b>「文化を活かす～活用～」</b></p> <p>⑤公民館での音楽会・コンサートの実施回数<b>16回</b>（基準値+3回:目標値18回） ⑥県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日当たり入館者数<b>63.0人</b>（基準値+1.9人:目標値70人）</p> <p>中高年を中心に市の歴史に関心のある市民は多い。このことは地域への愛着を深め、若い世代も含めて我がまちを大切にする心を育むことにもつながるため、今後も文化財の保存と活用に取り組む必要がある。</p> <p>また本市は小中高校における音楽活動の全国レベルの活躍から「音楽のまち」としての知名度が高い。引き続き特色を活かしたまちづくりに取り組むことが重要である。</p> <p>さらに大学との連携等魅力的な活動により公民館の稼働を向上させるとともに文化芸術に意欲的に取り組む成人がその活動や発表を通じ世代を超えた交流やつながりを生む中で文化を創造していくことを支援していくことが必要である。</p>	<p>①文化財の保存と活用（文化財の保存、新たな文化財の指定・収集、学校と連携した文化財の教育への活用、図書館と連携し、ホームページでの所蔵資料の公開、歴史資料の展示室の開設、講座の実施等。） ②「音楽のまち習志野」の推進（ならしの学校音楽祭の開催、地域に根差したコンサートの開催支援、習志野第九演奏会をはじめとした活動支援。）音の響きを重視し、誰もが利用しやすい文化ホールの再整備。 ③社会教育施設等地域の公共施設を通じた文化発信機能の強化（公民館における生涯学習・文化に親しむ事業の強化、総合教育センター再整備における図書館・公民館等複合施設の開設）、地域の公共施設を利用した交流の輪を作り、にぎわいを創出する取り組みの実施。</p>
	<p>6. 推進に向けて</p> <p><b>【関係各課との調整】</b> 全庁的に文化振興に取り組むため、各関連分野の担当課と連絡調整を行う。 <b>【評価の仕組みづくり】</b> 評価指標を設定し、マネジメントサイクルにより検証に取り組み、さらなる文化振興を図る。</p>	

# 次期習志野市文化振興計画の策定に関するアンケートの結果報告

## 市民アンケート結果概要

### I. 文化・スポーツに関する市民アンケート

#### (1) 調査概要

①調査対象 令和6年4月19日現在 市内在住の満19歳以上の男女

②標本数 3,000件(男性1,500件、女性1,500件)

男女それぞれ、住民基本台帳から以下の要件で抽出。

年齢層	生年月日	合計	回答数
19歳～29歳	2005(平成17)4月1日～1994(平成6)年4月2日	850	120
30歳～39歳	1994(平成6)年4月1日～1984(昭和59年)年4月2日	700	197
40歳～49歳	1984(昭和59)年4月1日～1974(昭和49)年4月2日	550	190
50歳～59歳	1974(昭和49)年4月1日～1964(昭和39)年4月2日	400	146
60歳～89歳	1964(昭和39)年4月1日～1934(昭和9)年4月2日	500	219
年齢回答なし			14
※令和6年4月1日現在の年齢		3,000	886

③調査期間 令和6年5月10日(金)～6月14日(金)

④回収数等

配布数	回収数	回収率
3,000件	886件	29.5%

### II. 令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート

#### (1) 調査概要

①調査対象 令和6年5月1日現在 市内市立小学校・中学校・高校に通学する子ども

②標本数 3,138件(小学校6年生、中学校2年生、高校2年生)

③調査期間 令和6年6月3日(月)～6月20日(木)

④回収数等

配布数	回収数	回収率
3,138件	2,190件	69.8%

### Ⅲ. 文化芸術活動に関するアンケート

#### (1) 調査概要

①調査対象 文化芸術活動を実践している習志野市芸術文化協会の加盟団体

※各分野で運営委員をしている代表団体に回答を依頼。

②標本数 最大25団体

③調査期間 令和6年8月20日(火)～9月13日(金)

④回収数等

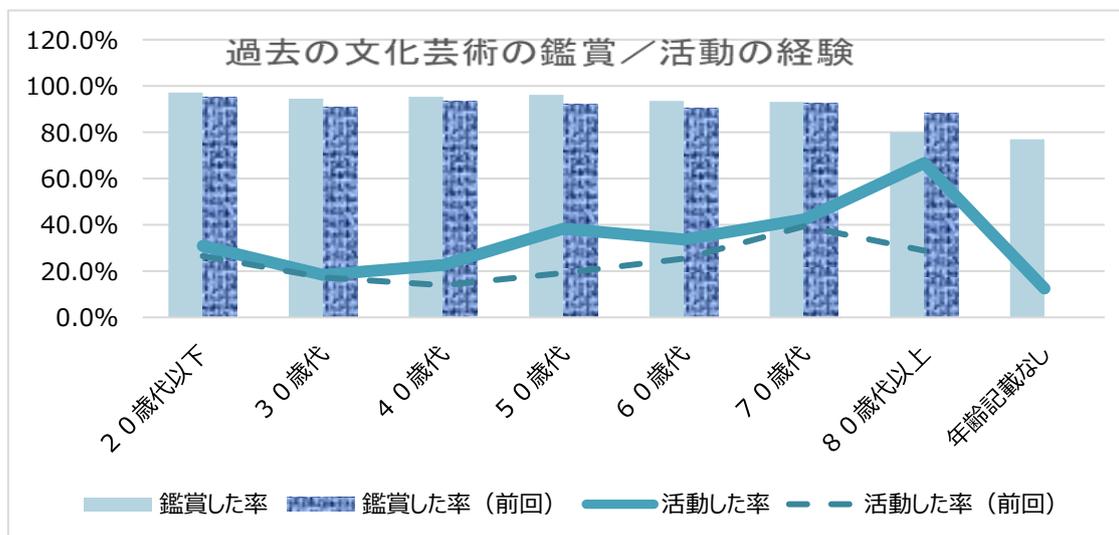
配布数	回収数	回収率
25件	17件	68.0%

## I <文化に関する市民アンケート結果概要>

### 1. 過去の文化芸術の鑑賞／活動の経験

過去1年間に文化芸術の鑑賞／活動を行ったか。

(映画、クラシック音楽、ポップス、純邦楽、美術、歴史的建物や展示の鑑賞、演劇、洋舞、芸能、文学、伝統芸能、地域の伝統的な行事や慣習、生活文化、国民娯楽 等)



N=886 (前回 N=1,047)

- 前回の調査「習志野市文化振興に関する市民意識調査」(令和元年11月)と比較すると、鑑賞・活動ともに過去一年間に経験したと回答した件数は、80歳代以上を除き前回調査の割合を上回った。「鑑賞した件数」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっている。
- 「活動した件数」については30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇するものの60代で若干減少し、その後上昇していく傾向がある。前回調査との比較においては、前回の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加している。

1-1 (何も鑑賞していない理由)【過去1年間に何も鑑賞していない方のみ対象】(複数回答)

項目		件数(件)	構成比(%)	前回 件数(件)	前回 構成比 (%)
1	入場券などが入手しづらい	18	13.7%	7	5.7%
2	情報が入手しづらい	35	26.7%	30	24.6%
3	興味のある催し物が少ない	68	51.9%	29	23.8%
4	仕事や生活が忙しく時間がない	74	56.5%	61	50.0%
5	一緒に鑑賞する仲間がいない	16	12.2%	16	13.1%
6	催し物の開催期間・時間が合わない	20	15.3%	13	10.7%
7	自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ	45	34.4%	28	23.0%
8	託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない	14	10.7%	9	7.4%
9	エレベーターやスロープ、車椅子席等の設備が整っていない	2	1.5%	3	2.5%
10	その他(自由記入)	18	13.7%	27	22.1%
11	不明・無回答	0	0.0%	2	1.6%

n=131(前回 n=122)

- 「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっている。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査から6.5ポイント増加し、最も多いことは変わらないものの、「自宅のテレビやパソコンなどで鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇している。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられる。

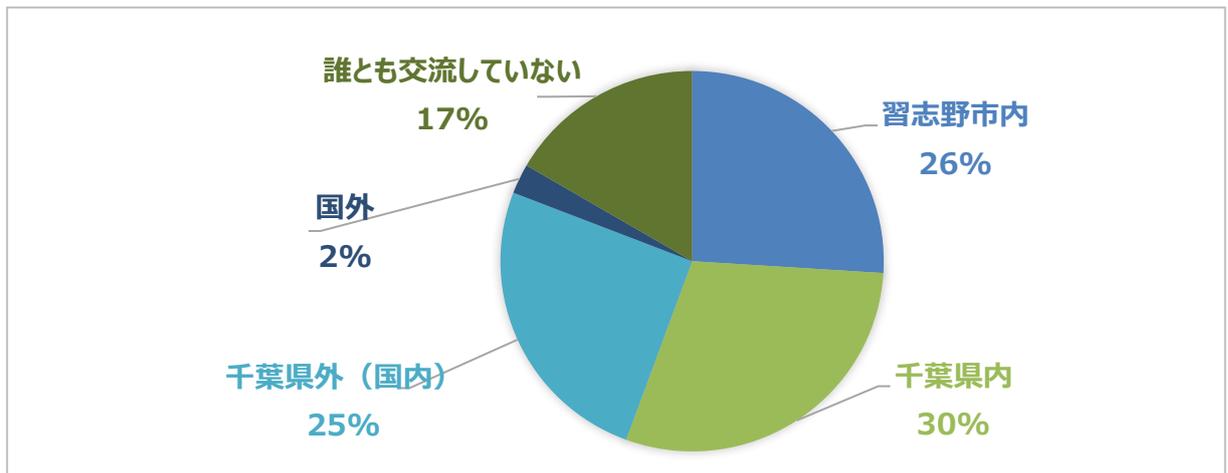
1-2 (何も活動していない理由) 【過去1年間に何も活動を行わなかった方のみ対象】 (複数回答)

項目		件数(件)	構成比(%)	前回 件数(件)	前回 構成比 (%)
1	活動に関する情報が少ない	85	13.0%	114	15.2%
2	練習や発表をする適当な場所がない	31	4.7%	35	4.7%
3	仕事や生活が忙しく時間がない	329	50.3%	386	51.5%
4	自分が活動することに興味がない	176	26.9%	170	22.7%
5	託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない	31	4.7%	22	2.9%
6	エレベーターやスロープなど、設備が整っていない	5	0.8%	5	0.7%
7	スポーツ活動をメインに取り組んでいる	71	10.9%	100	13.3%
8	続ける自信がない	95	14.5%	120	16.0%
9	一緒に活動する仲間がいない	91	13.9%	107	14.3%
10	興味があるものがない	144	22.0%	180	24.0%
11	その他(自由記入)	32	4.9%	44	5.9%
12	不明・無回答	0	0.0%	9	1.2%

n=654 (前回 n=750)

- 「仕事や生活が忙しく時間がない」が 50.3%と最も多い。続いて「自分が活動することに興味がない」が 26.9%、「興味があるものがない」が 22.0%となっている。活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となった。

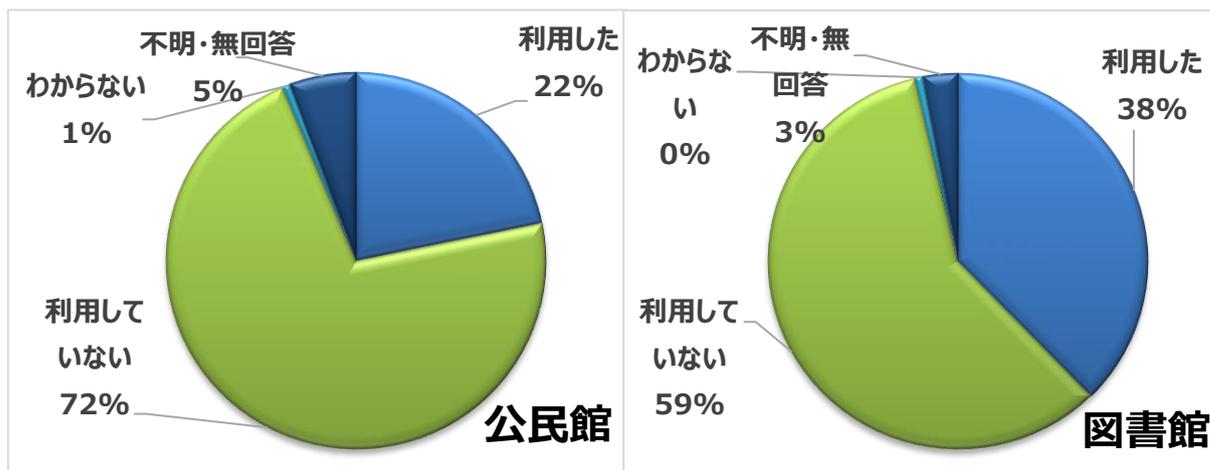
1-3 (活動を通して交流した方の居住地) 【過去1年間活動を行った方のみ対象】 (複数回答)



n=232

- 市内・県内での交流が半数以上を占めているが、県外(国内)・国外も一定数いることがわかった。誰とも交流していない活動の主なジャンルとしては、「生活文化」や「美術」等。また、国外の方との交流の主なジャンルは、クラシック音楽やポップス等の「音楽」、「美術」や「文学」の他、「生活文化」、「アニメーションの制作」等もあった。

## 2. 過去1年間の公民館・図書館の利用 (%)



どのようであれば公民館を利用するか		件数(件)	構成比 (%)
1	興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている (具体的に記入)	123	19.1%
2	自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる (具体的に記入)	113	17.6%
3	世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
4	利用方法がわかりやすい	192	29.9%
5	気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
6	学習スペースがある	89	13.8%
7	音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
8	その他(自由記入)	79	12.3%

n=643

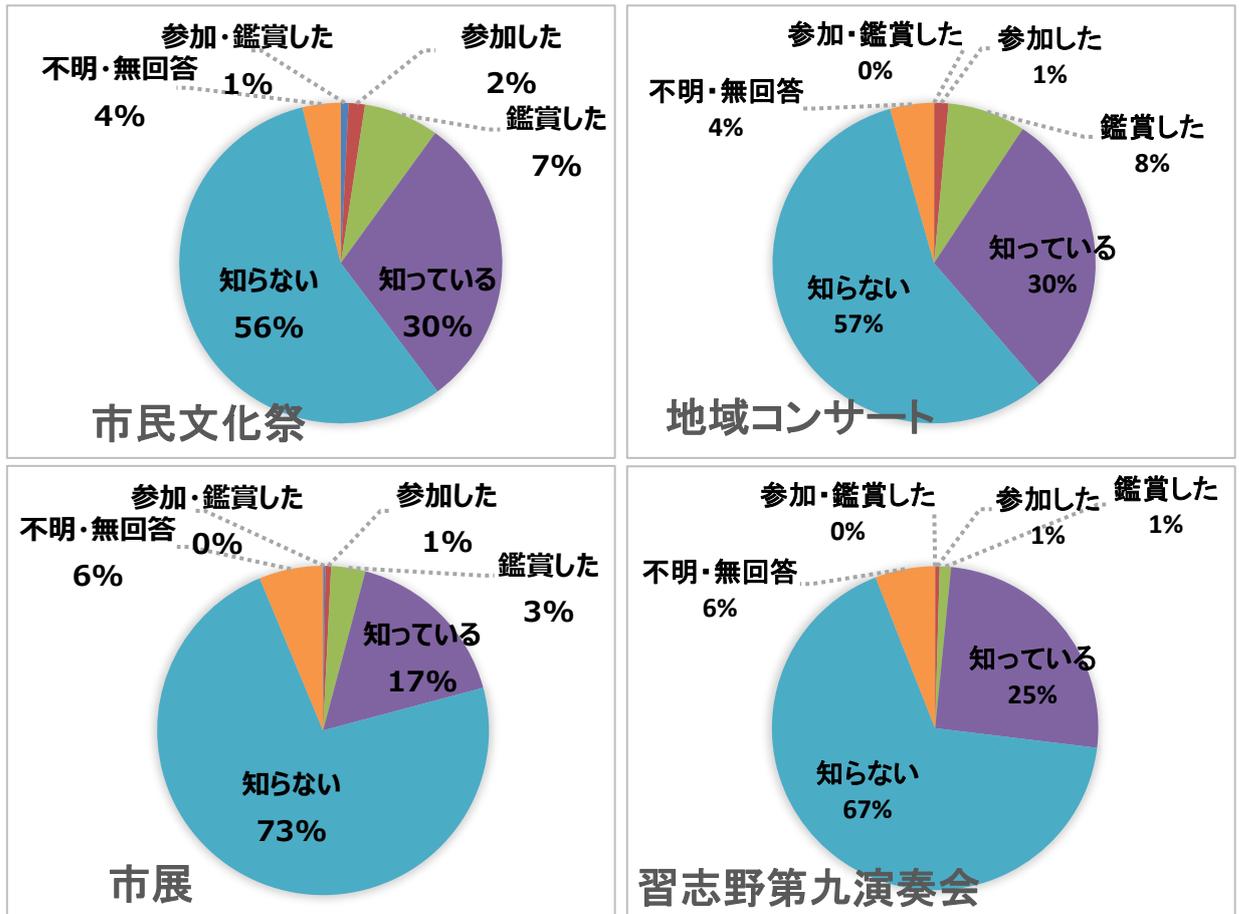
どのようであれば図書館を利用するか		件数(件)	構成比 (%)
1	読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
2	家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
3	図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
4	どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2%
5	学習スペースがある	65	12.4%
6	利用方法がわかりやすい	101	19.2%
7	その他(自由記入)	74	14.1%

n=526

- 公民館を「利用した」は約2割、「利用していない」は約7割となっている。
- 図書館を「利用した」は約4割、「利用していない」は約6割となっている。
- それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方にどのようであれば利用するかを問う設問について、公民館は、「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」35.1%、「利用方法がわかりやすい」29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」19.1%が上位となっている。

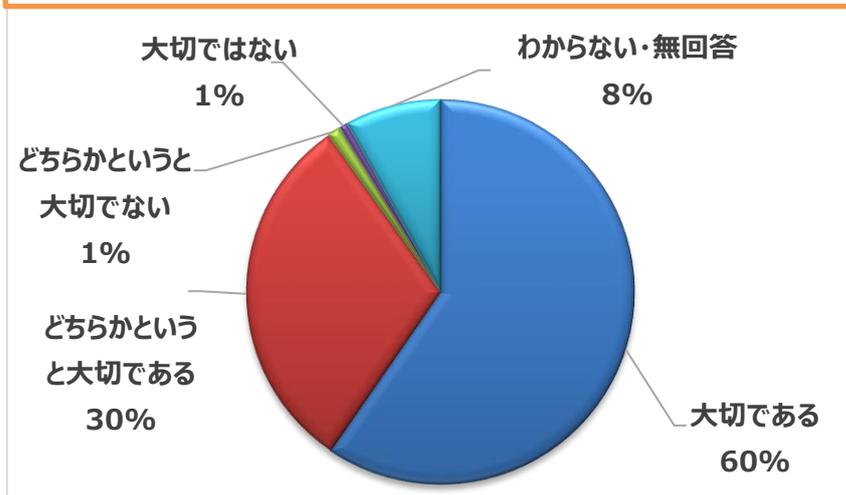
また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」25.7%が上位に上がっており、両施設とも講座や資料の質の高さの他にわかりやすい利用方法や施設の建物・レイアウトについてのニーズも一定程度挙げられている。

### 3. イベントの認知度と参加・鑑賞経験 (%)



- 市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にある。またこれらの行事を「知っている」と回答する割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にある。認知度の向上を図るとともに参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられる。

### 4-1. 文化財を保存・活用することの大切さ (%)



#### 4-2. 文化財を保存・活用することが大切だと思う理由（複数回答）

【文化財を保存・活用することが「大切である」「どちらかという大切である」と回答した方のみ対象】

項目		件数(件)	構成比(%)
1	歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
2	失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
3	昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
4	地域に親しまれているから	35	4.4%
5	地域の魅力につながるから	165	20.7%
6	観光資源となるから	92	11.5%
7	文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
8	その他(自由記入)	7	0.9%

n=799

- 文化財を保存・活用することの大切さについて、約9割が「大切である」、「どちらかという大切である」と回答しており、主な理由としては「歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから(77.3%)」、「失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから(62.2%)」、「昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから(49.1%)」の順となっている。

#### 5. 今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組み（複数回答）

項目		件数(件)	構成比(%)
1	未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
2	小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
3	誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
4	文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
5	文化財の保存・活用	120	13.5%
6	地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
7	文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
8	文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
9	市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
10	その他(自由記入)	39	4.4%

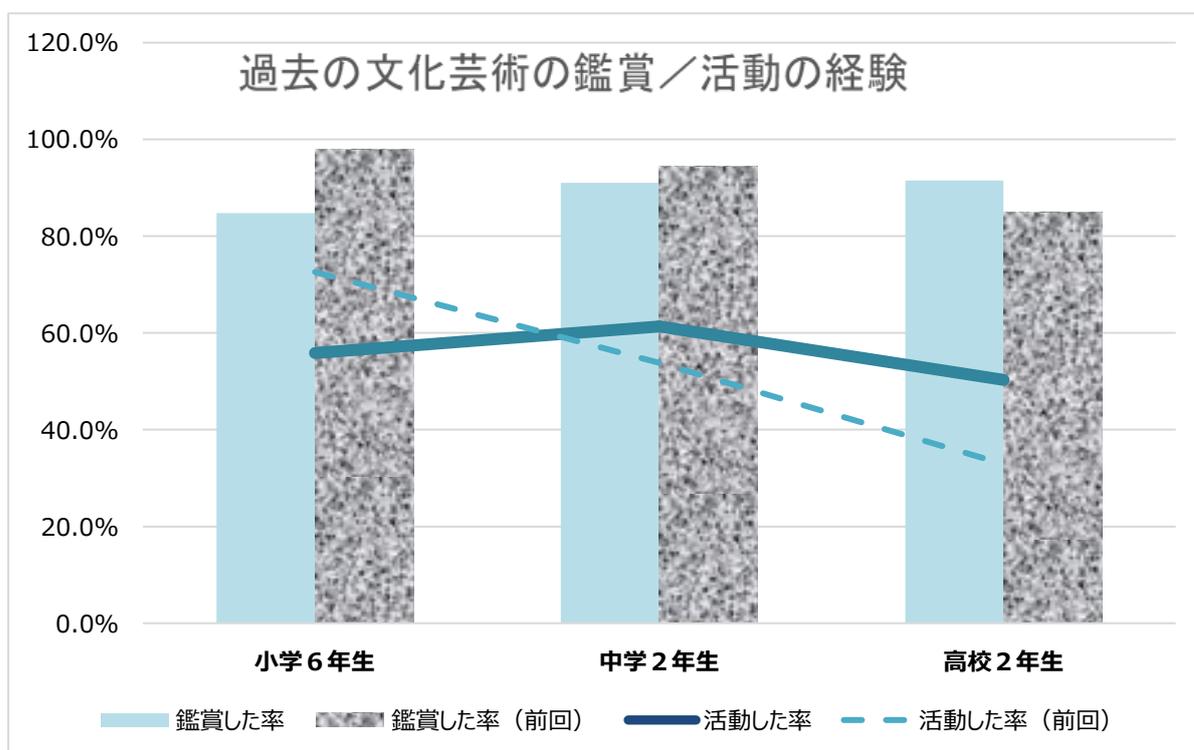
- 習志野文化ホールが閉館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備(47.3%)」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供(41.0%)」が約半数を占めている。

## Ⅱ＜令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート結果概要＞

(市立小・中・高生) 過去3年間の文化芸術の鑑賞/活動の経験

過去3年間に文化芸術の鑑賞/活動を行ったか。

(映画、音楽、日本の伝統音楽、美術、歴史的建物や遺跡、演劇、洋舞、演芸、文学、日本の伝統芸能、地域の伝統的な行事や慣習、生活文化、国民娯楽等)

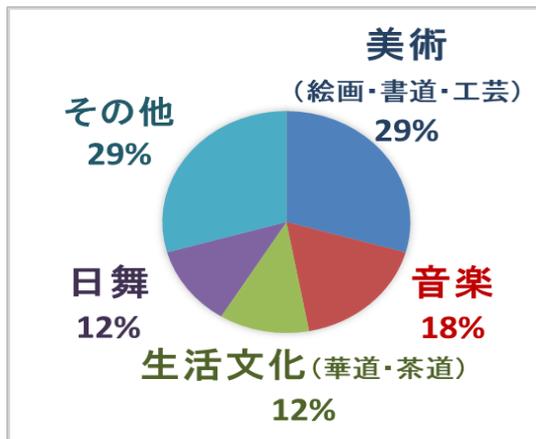


N=2,190 (前回 N=1,031)

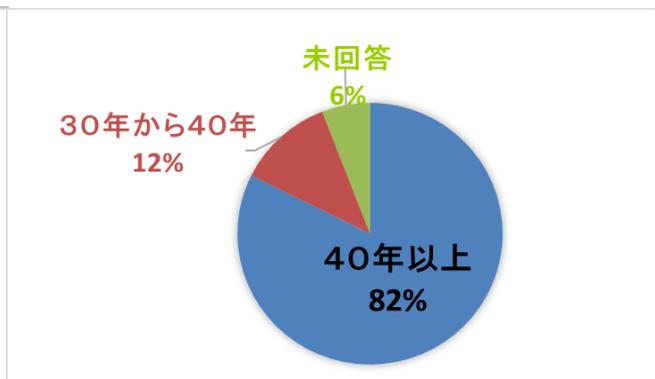
- 鑑賞は、小学生・中学生は前回調査の割合を下回ったが、高校生は前回調査を上回った。
- 活動は、小学生以外は前回は上回った。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるに連れ下がる傾向であったが、今回は「コロナ禍」の時期と重なるため、年代が低い程行動制限等から受けた影響が大きいと考えられる。
- 鑑賞した主なジャンルは、「映画」、「音楽(クラシックやポップス等)」、「美術」の順に多い。また、活動は、「音楽(クラシックやポップス等)」、「美術」等が多いが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っている。

### Ⅲ<文化芸術活動に関するアンケート> N=17

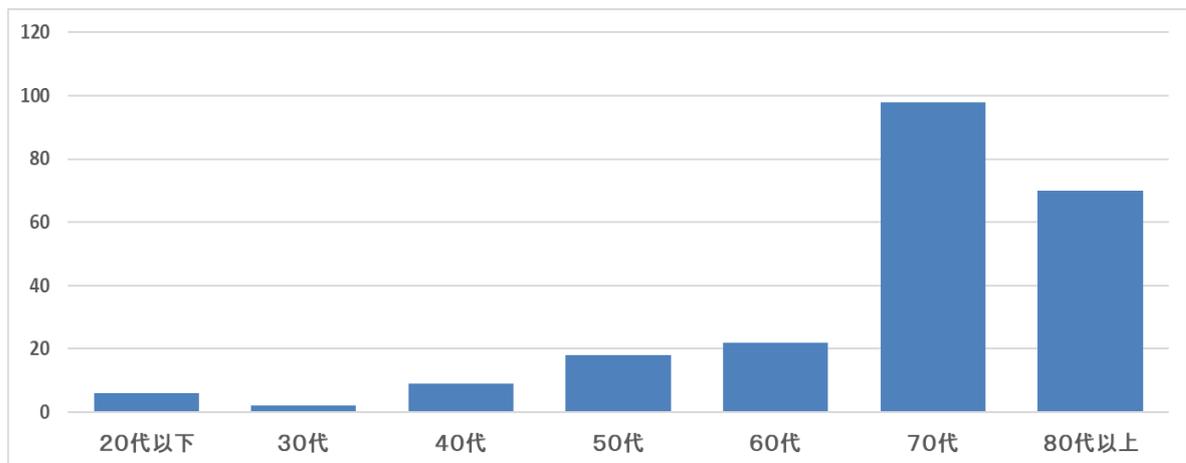
#### 1. 活動分野



#### 2. 活動年数

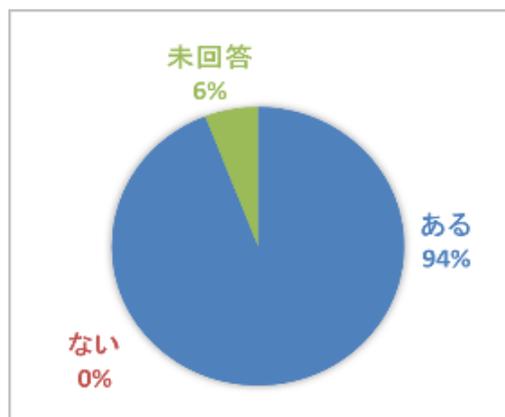


#### 3. 会員構成の年代(人) n=225

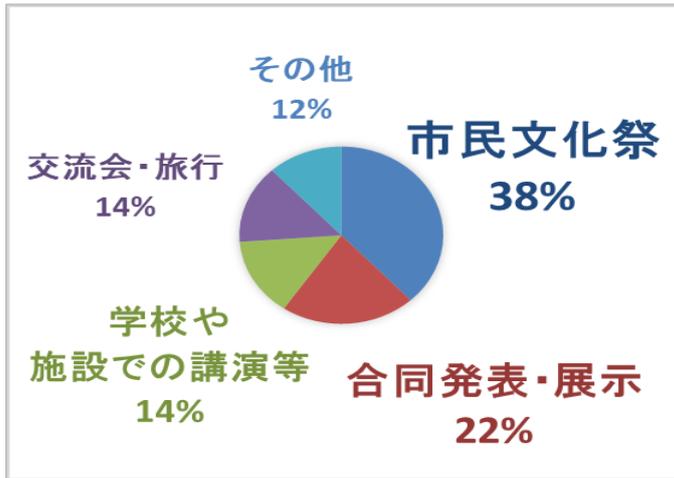


- 団体の活動年数は、82%が40年以上になる。
- 70代以上の会員が74%を占めている。

#### 4-1. 他団体との交流の有無



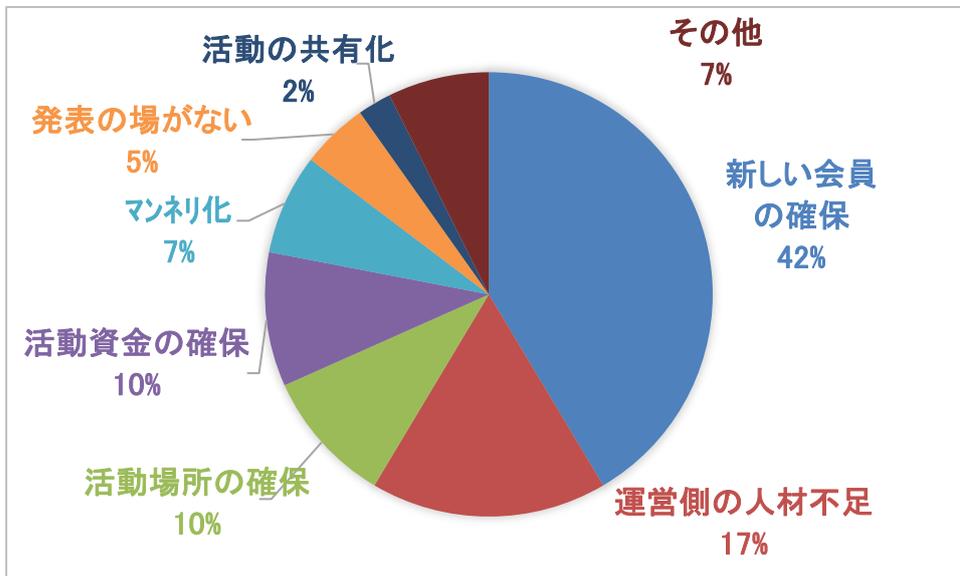
#### 4-2.どのような交流をしたか



- 他団体との交流は、94%と活発である。

内容は、「市民文化祭」38%、「合同発表・展示」22%と団体の枠を超えた文化活動を行っている。市民文化祭は、団体同士の交流機会の場となっている。

#### 5.困っていること



- 「新しい会員の確保」42%、「運営側の人材不足」17%と新規会員や新たな担い手を必要とする悩みが半数を超えている。新しい人材が団体に入るためのきっかけづくりなど活動のPRを含めた取り組みが必要である。

## 議案第6号

習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会  
への諮問について

習志野市スポーツ推進計画の策定について、別紙のとおり習志野市スポーツ推進審議会へ諮問する。

令和7年1月22日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

### 提案理由

習志野市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号の規定により、諮問するものである。

教 ス 第 9 5 号  
令 和 7 年 2 月 5 日

習志野市スポーツ推進審議会会長 様

習志野市教育委員会

習志野市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、習志野市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

「習志野市スポーツ推進計画」の策定について

### 2. 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

## 習志野市スポーツ推進計画 骨子案

### 1. 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

#### (2) 計画の位置づけ

○本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づける。

○本計画は、国の「第 3 期スポーツ基本計画」や県の「第 13 次 千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考に、本市の実情にあわせ策定する。

○本計画は、「習志野市基本構想」、「習志野市基本計画」、「習志野市教育大綱」、「習志野市教育振興基本計画」に基づき、関連する部署の個別計画と連携した計画とする。

#### (3) 計画の期間

○本計画の期間は、令和 8 年度から 8 年間とする。

### 2. 現状と課題

#### (1) 現行計画の検証

現計画期間内における、社会情勢の変化としては、やはり「新型コロナウイルス感染症の影響」が挙げられる。スポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められた。

その他、ICT などのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGs のスポーツでの貢献などの変化が見られた。

本市においても、これら影響を鑑み、スポーツの推進を行ってきた。

今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要となる。

## (2) アンケート結果

本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策（取組）を推進していくことを目的に実施。

また、前回アンケート（平成 30 年 6 月）からの経年変化、令和 2 年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認、評価、さらに、次期計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施した。

調査対象者：市内在住 満 19 歳以上の男女 各 1, 500 名

調査期間：令和 6 年 5 月 10 日～6 月 14 日

調査方法：配布⇒郵送 回答⇒郵送、WEB

### ○令和 2 年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における目標値及び結果

#### 「する」スポーツ

<目標値>市民の 60%が週 1 回以上スポーツ・運動を行うことを目指す。

<結果>50.6%（平成 27 年度）⇒51.9%（平成 30 年度）⇒53.7%（令和 6 年度）

#### 「みる」スポーツ

<目標値>市民の 40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指す。

<結果>34.5%（平成 27 年度）⇒34.5%（平成 30 年度）⇒28.0%（令和 6 年度）

#### 「支える」スポーツ

<目標値>市民の 20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指す。

<結果>11.0%（平成 27 年度）⇒13.3%（平成 30 年度）⇒9.0%（令和 6 年度）

## (3) 各取組みの検証

計画の実現に向けた取組の施策体系とし、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの推進に、それぞれの施策を掲げ、各取組を実施した。

評価については、令和元年度の数値を基準値とし、その達成に向けた取組状況を評価した。

直近の令和 5 年度の評価としては、現行計画に位置付けられた事業は全部で 45 事業あり、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、実施方法、内容を感染拡大前に戻した事業が多い。

実績値についても改善がみられ、その結果、約 69%の事業で評価が上がる結果となった。

### 3. 目指す姿

- ・生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現
- ・スポーツによるまちの活性化

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、市民に夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力がある。本計画では、このスポーツの力を活かし、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを3つの柱として推進することで、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフを実現し、さらにはスポーツによるまちの活性化を目指す。

### 4. 施策・取組

これまでの計画での目指すべき将来像、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」「スポーツによるまちの活性化」を引き継ぎ、それを達成するため、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを3つの柱として計画を推進する。

また、新たな計画において施策を展開するにあたっては、関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに（共に）」取り組むこと、さらに、「ウェルビーイングの向上（※）」を念頭に、取組内容を検討する。

なお、取組内容については、社会情勢や本市の状況にあわせ、追加、変更等、柔軟に対応する。

（※）ウェルビーイング

身体的にも精神的にも社会的にも満たされた幸福な状態

#### (1) 「する」スポーツの推進

市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりを目指す。

##### ○活動指標

市民の60%が週1回以上スポーツ・運動を行うことを目指す。（現状53.7%）

##### ○施策

- ・幼児期・ジュニア期における機会充実
- ・働き盛り世代・子育て世代への活動の支援
- ・高齢者・障がいのある人への支援
- ・気軽に行える運動の推進
- ・健康増進への寄与

## (2)「みる」スポーツの推進

市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味・関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる地域の活性化を目指す。

### ○活動指標

市民の40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指す。(現状28.0%)

### ○施策

- ・地域の活性化につながるスポーツイベントの開催
- ・トップチーム・アスリートとの連携
- ・スポーツ情報の発信

## (3)「支える」スポーツの推進

指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境(団体・指導者・施設等)の充実を目指す。

### ○活動指標

市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指す。  
(現状9.0%)

### ○施策

- ・スポーツ推進団体への支援
- ・スポーツを支えるボランティアの育成・支援
- ・身近な場所でのスポーツ環境の整備・確保
- ・公共スポーツ施設の安全性の維持

## 5. 計画の進め方

### (1) 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理方法を用いるとともに、定期的に「市民アンケート」を実施し、設定した目標値等の達成状況を確認する。

### (2) 関係各課との協議、調整

関連する部署の個別計画と連携していく中、取り組みについても設定した目標値等の達成状況を確認する。

また、必要に応じて事業等を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とする。

# 次期習志野市スポーツ推進計画の策定に関するアンケートの結果報告について

## 市民アンケート結果概要

### ●文化・スポーツに関する市民アンケート

#### (1) 調査概要

①調査対象 令和6年4月1日時点 市内在住の満19歳以上の男女

②標本数 3,000件(男性1,500件、女性1,500件)

住民基本台帳から以下の要件にて抽出。

年齢層	生年月日	男性	女性	合計
19歳～29歳	2005(平成17)年4月1日～1994(平成6)年4月2日	425	425	850
30歳～39歳	1994(平成6)年4月1日～1984(昭和59)年4月2日	350	350	700
40歳～49歳	1984(昭和59)年4月1日～1974(昭和49)年4月2日	275	275	550
50歳～59歳	1974(昭和49)年4月1日～1964(昭和39)年4月2日	200	200	400
60歳～89歳	1964(昭和39)年4月1日～1934(昭和9)年4月2日	250	250	500
合計抽出者数		1500	1500	3000

※令和6年4月1日現在の年齢

③調査期間 令和6年5月10日(金)～6月14日(金)

④回収数等

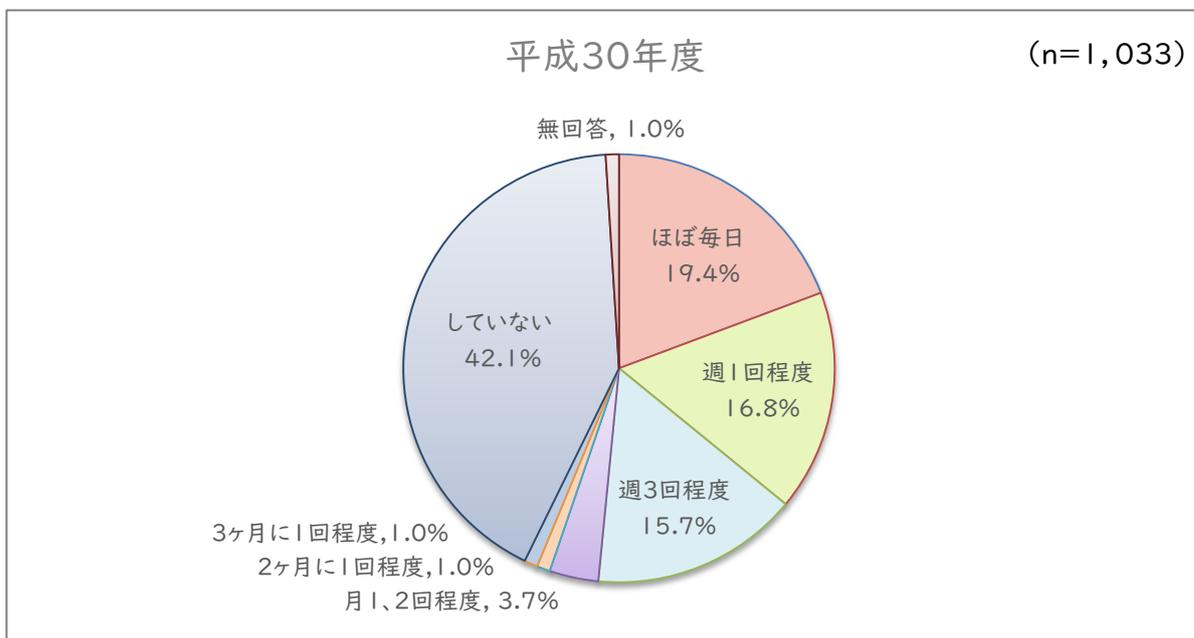
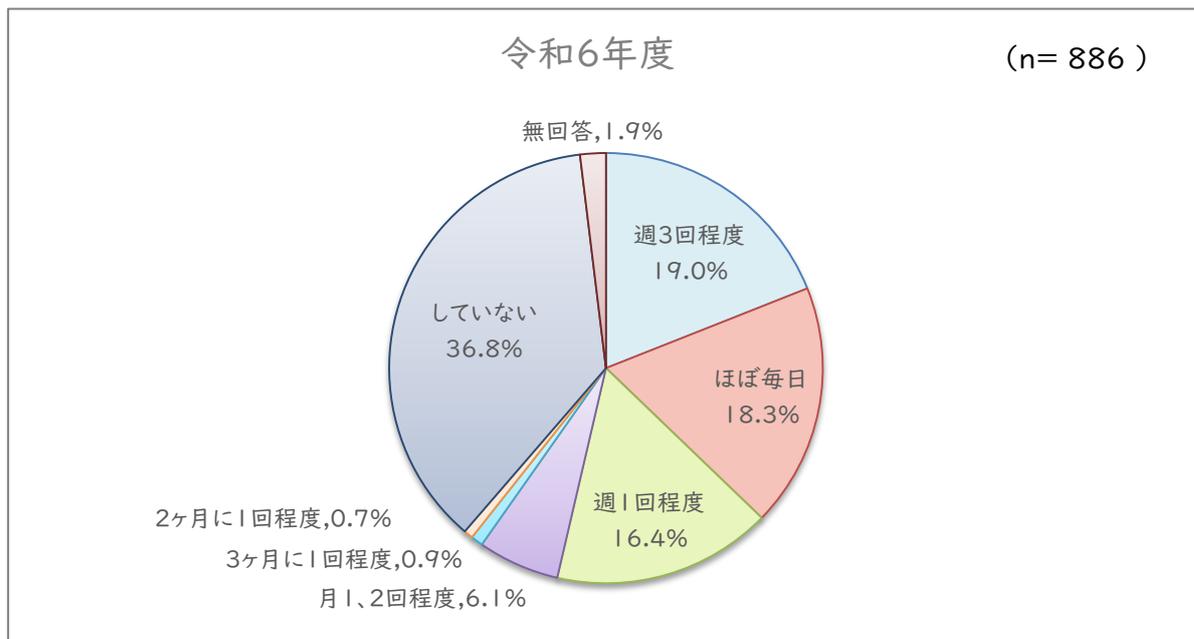
配布数	回収数	回収率
3,000件	886件	29.5%

⑤回収状況

	回収数	回収率
Web 回答	576件	65.0%
紙媒体	310件	35.0%

## 「する」スポーツ

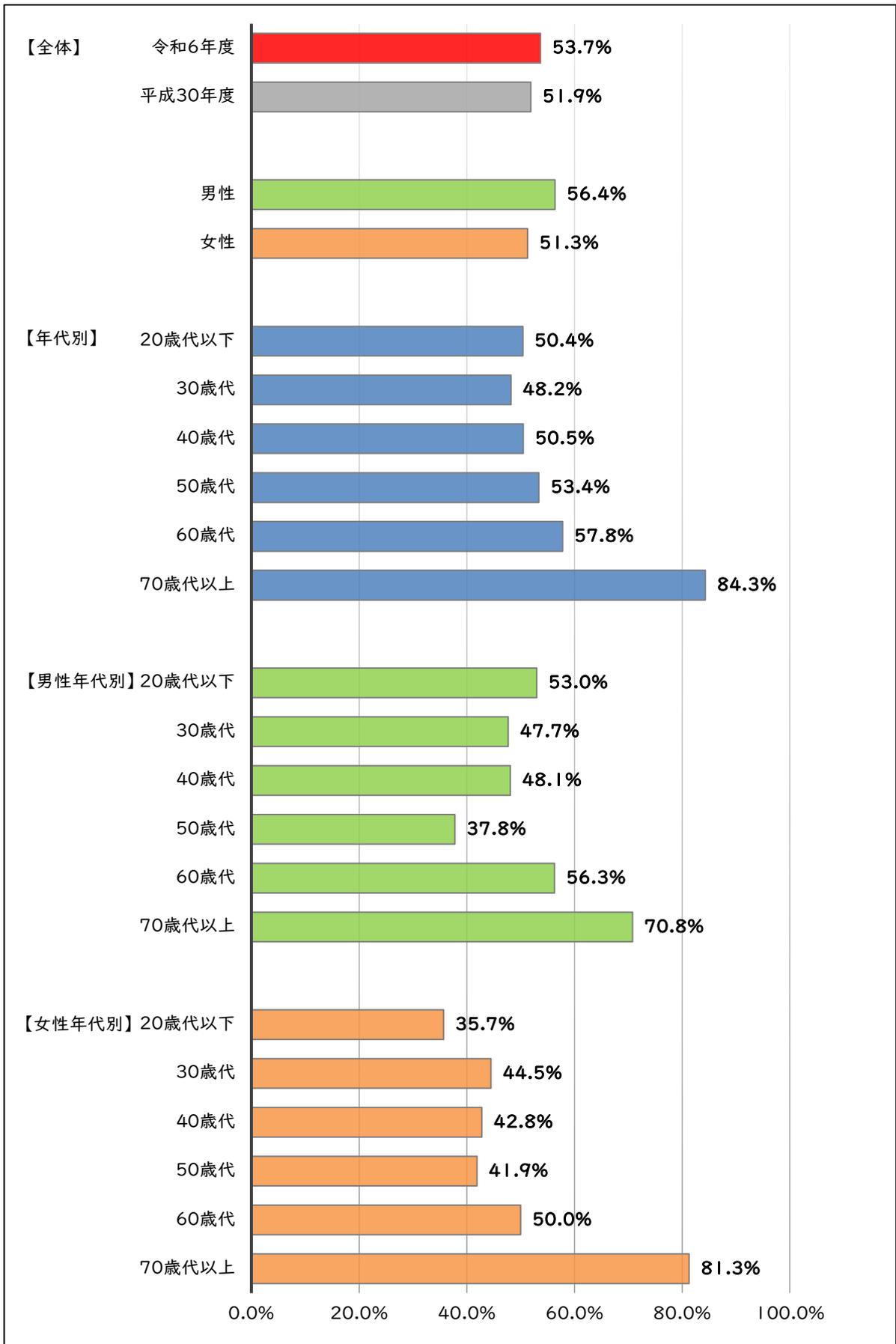
### 1. 現在、スポーツや運動をしているか。また、どの位の頻度でしているか。



- スポーツをしている人(61.4%)のうち、する頻度については、「週3回程度」が19.0%で最も多く、続いて「ほぼ毎日」が18.3%、「週1回程度」16.4%となっており、3つの合計は、**53.7%**となっている。

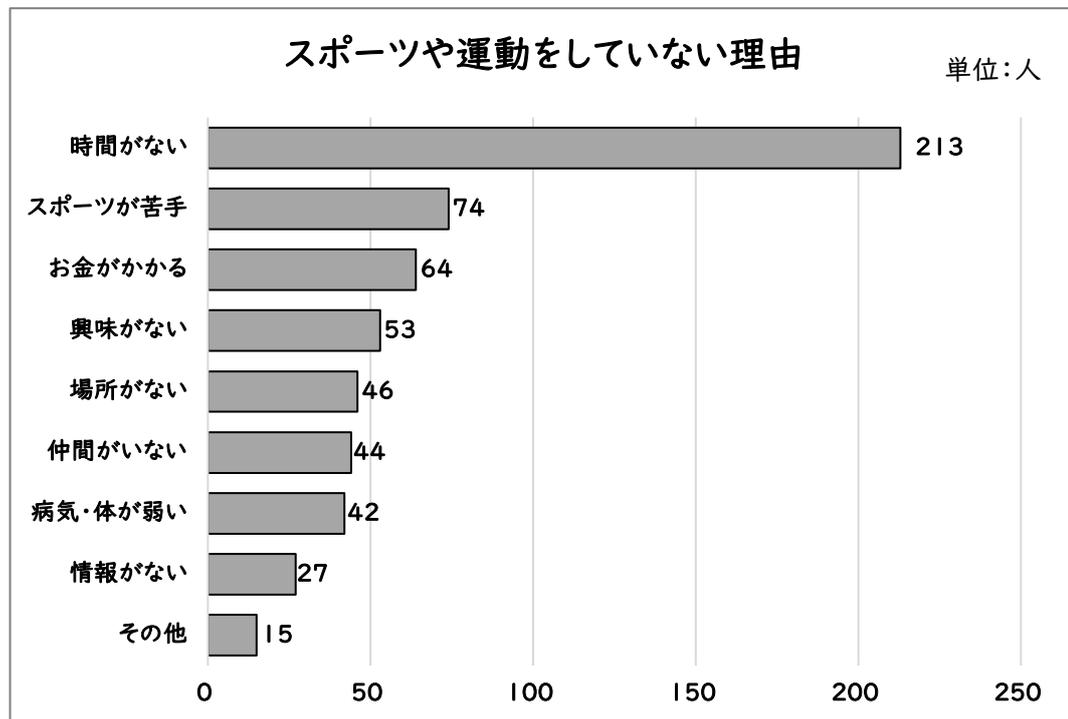
前回調査(平成30年度実施)では、3つの合計が51.9%であり、前回より上回る結果となった。

## 2. 週1回以上スポーツ・運動をしている人の割合



### 3. していない理由は何か。【現在スポーツをしていない人のみ対象】(複数回答)

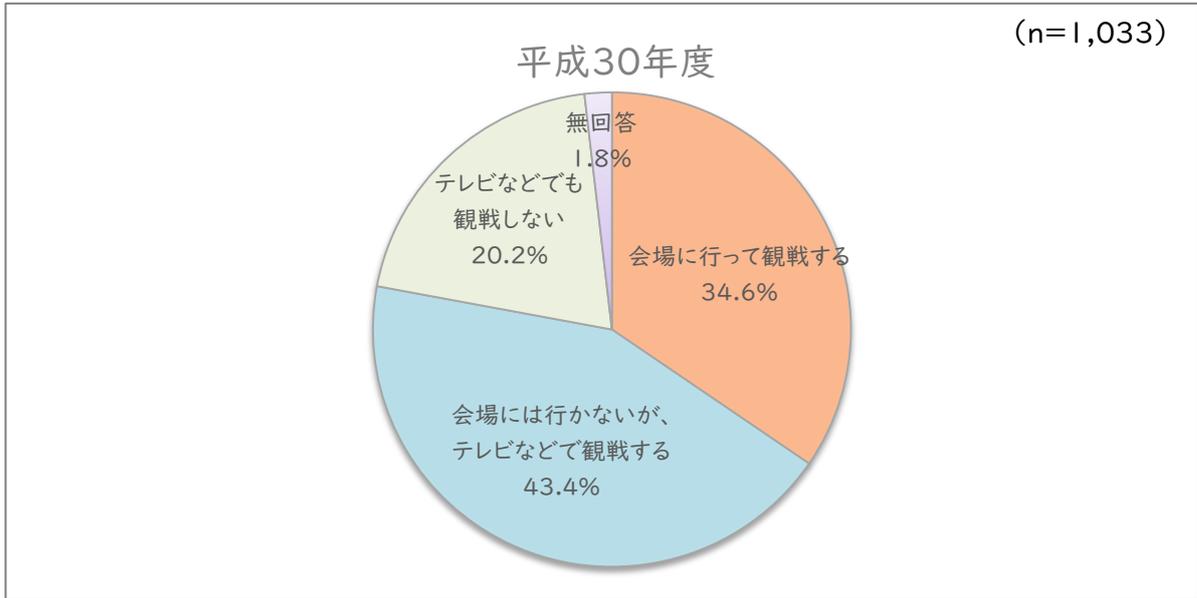
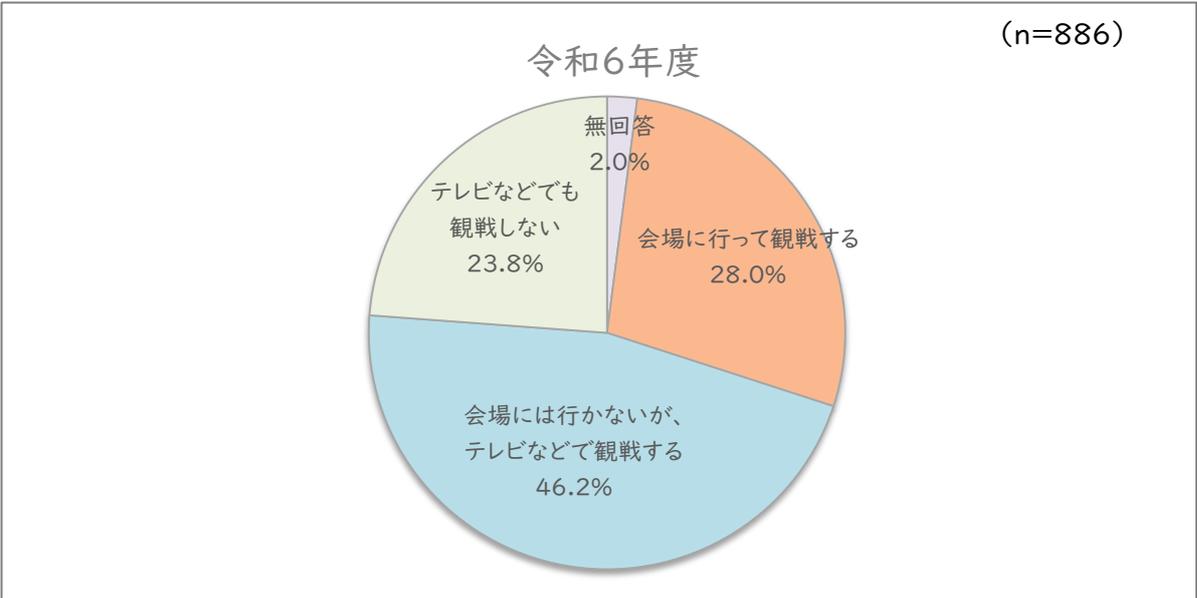
(n=326人 ※1.にてスポーツをしていないと回答した人数)



- スポーツをしていない理由をみると、「時間がない」が213人で最も多く、続いて「スポーツが苦手」が74人、「お金がかかる」が64人となっている。

「みる」スポーツ

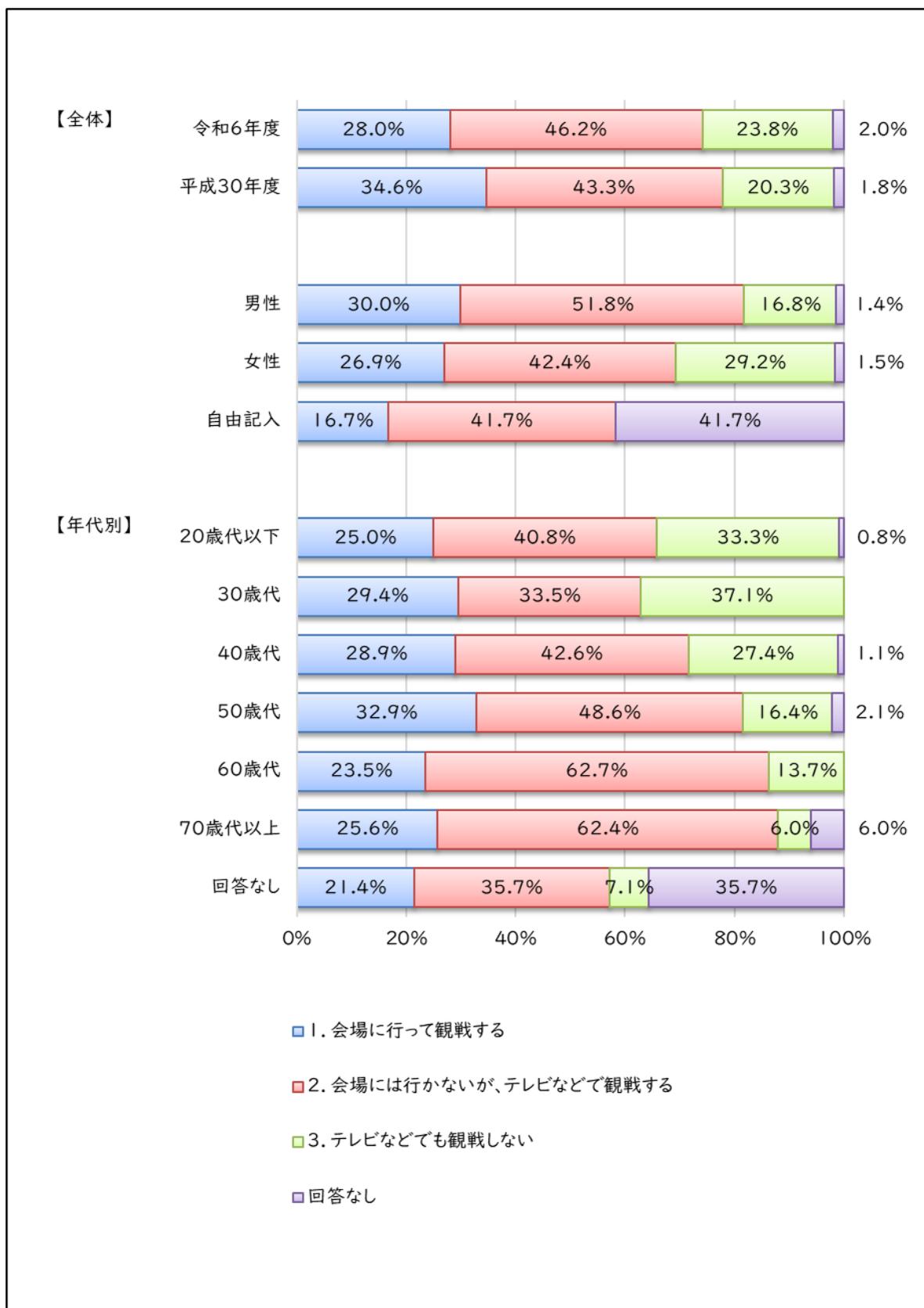
1. スポーツ観戦をするか。



- スポーツの観戦方法は、「会場に行き行って観戦する」が **28.0%**、「会場には行かないが、テレビなどで観戦する」が 46.2%、「テレビなどでも観戦しない」が 23.8%となっている。

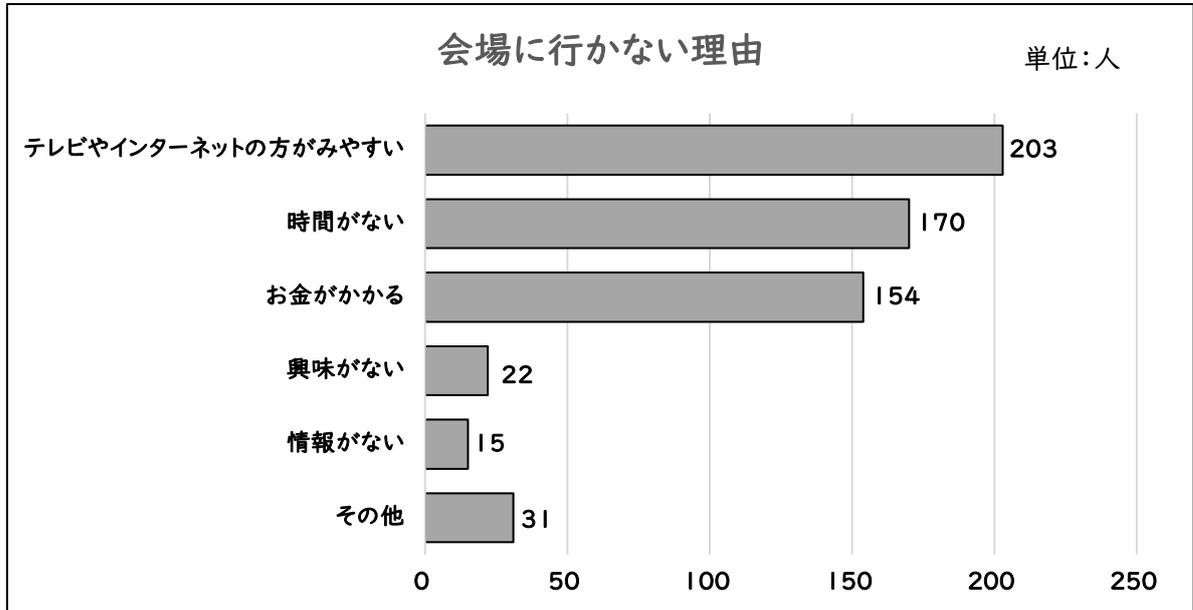
「会場に行き行って観戦する」は前回調査（平成 30 年度実施）より下回ったが、「テレビなどで観戦する」は前回は上回る結果となった。「コロナ禍」の影響で IT 化が進み、パソコンやスマートフォンでの観戦が増えたことによるものと考えられる。

## 2. スポーツの観戦状況



### 3. 会場に行かない理由は何か。(複数回答)

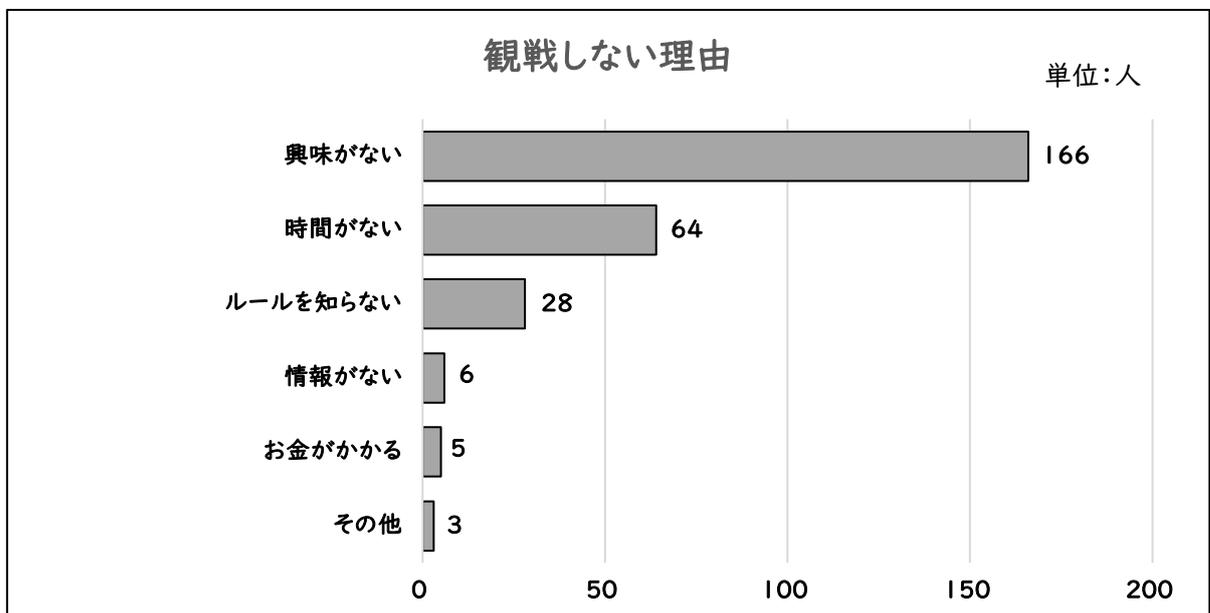
(n=409人 ※1.にて「2.会場には行かないが、テレビなどで観戦する」と回答した人の人数)



- 会場に行かない人の理由は、「テレビの方が見やすい」が203人で最も多く、続いて「時間がない」の170人、「お金がかかる」の154人となっている。

### 4. 観戦しない理由は何か。(複数回答)【テレビなどでも観戦しない人のみ対象】

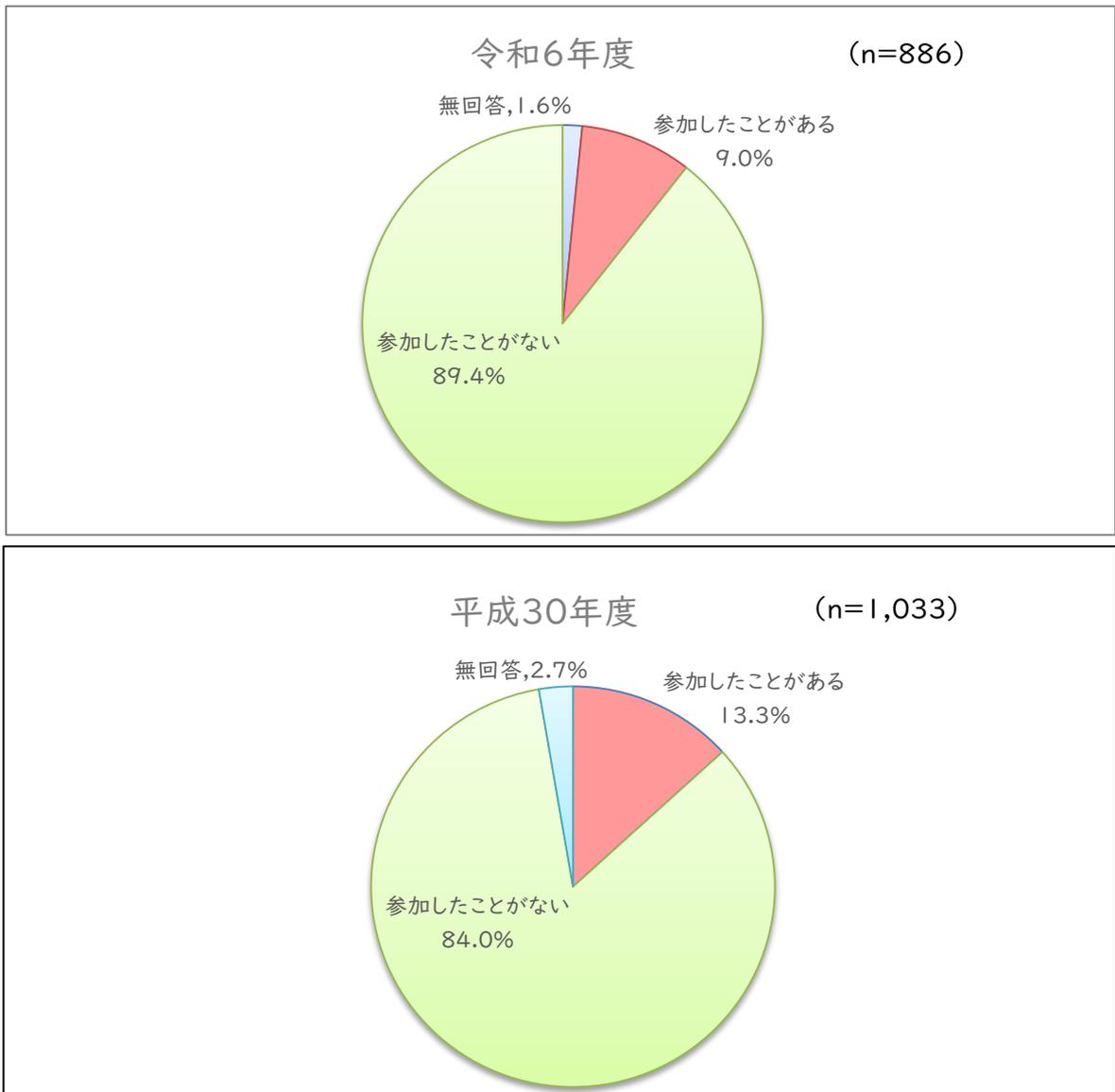
(n=211人 ※1.にて「3.テレビなどでも観戦しない」と回答した人の人数)



- スポーツを観戦しない理由は、「興味がない」が166人で最も多く、続いて「時間がない」が64人となっている。

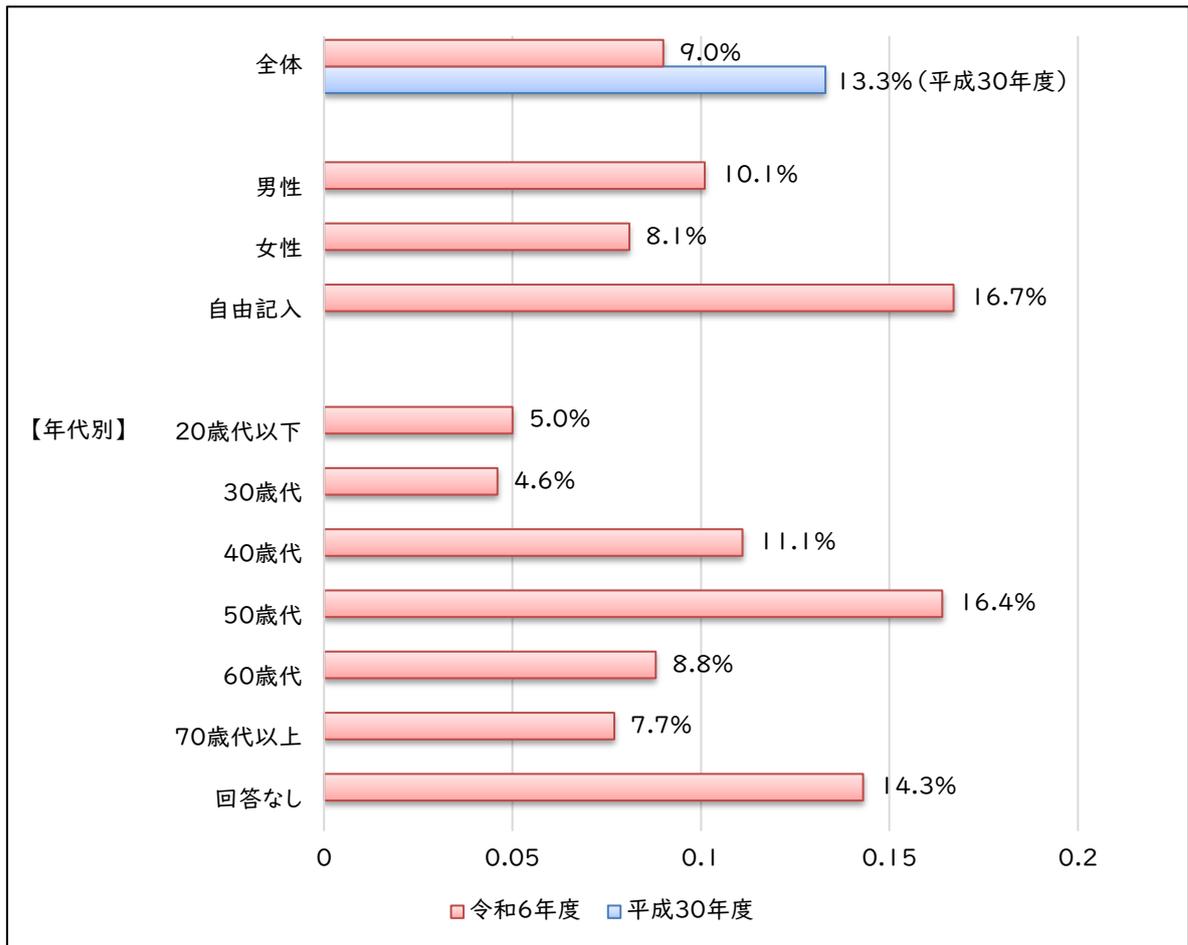
## 「支える」スポーツ

### 1. スポーツに関するボランティア活動に参加したことがあるか。

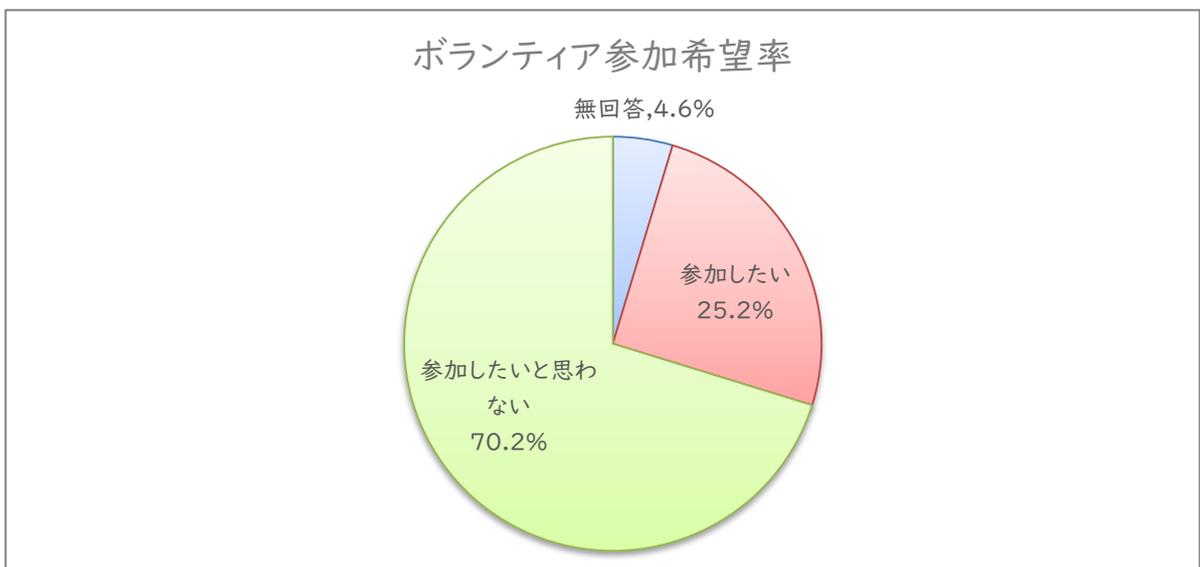


- スポーツに関するボランティア活動に「参加したことがある」と回答した人は、**9.0%**と少ない結果であり、前回調査（平成30年度）13.3%を下回った。「コロナ禍」の影響で東京オリンピックなどの大きな大会でのボランティアの機会が減少したことが要因と考えられる。

## 2. ボランティアの参加状況



## 3. 今後、スポーツに関するボランティア活動に参加したいと思うか。(n=886)



- 今後、スポーツに関するボランティア活動に「参加したいと思う」人の割合は、25.2%となっている。